

長岡京市地域防災計画

[資料編]

長岡京市防災会議

目次

第1章 条例・規則・規程・基準・要綱・協定・要請関係	1
資料1-1 長岡京市防災会議条例	1
資料1-2 長岡京市災害対策本部条例	4
資料1-3 長岡京市消防団の設置等に関する条例	6
資料1-4 長岡京市消防団規則	7
資料1-5 長岡京市災害弔慰金の支給等に関する条例	13
資料1-6 長岡京市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	20
資料1-7 長岡京市災害見舞金等給付条例	43
資料1-8 長岡京市災害見舞金等給付条例施行規則	45
資料1-9 災害等による被害者に対する長岡京市税減免に関する規則	48
資料1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	52
資料1-11 災害救助法による「炊き出し、その他による食品の給与」基準	56
資料1-12 災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準	57
資料1-13 被害程度の認定規準	57
資料1-14 災害公営住宅の滅失住宅の判定基準	60
資料1-15 災害協定等一覧表	61
資料1-16 乙訓2市1町（向日市、長岡京市、大山崎町）消防並びに防災相互応援協定	65
資料1-17 京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相互応援協定	66
資料1-18 乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災相互応援協定	67
資料1-19 京都府広域消防相互応援協定	68
資料1-20 名神高速道路消防応援協定	69
資料1-21 長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定	70
資料1-22 災害時の相互応援に関する協定書	71
資料1-23 京都府南部都市災害時相互応援協定書	72
資料1-24 災害時における物資の供給の応援に関する協定	73
資料1-25 災害時における水の供給に関する協定書	74
資料1-26 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	75
資料1-27 分水協定書	76
資料1-28 災害時における物資の供給に関する協定（レンゴー(株)京都事業所）	77
資料1-29 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	78
資料1-30 災害時における地図製品等の供給等に関する協定	79
資料1-31 災害時における防災活動協力に関する協定	80
資料1-32 簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書	81
資料1-33 物資供給に関する協定書	82
資料1-34 災害時における救援物資の供給に関する協定書	83
資料1-35 公益社団法人日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定	84
資料1-36 長岡京市地域防災計画に基づく京都府立西乙訓高等学校の使用に関する協定書	85
資料1-37 長岡京市地域防災計画に基づく京都府立乙訓高等学校の使用に関する協定書	86
資料1-38 災害時における避難所開設にかかる協定書（三菱電機(株)京都製作所）	87
資料1-39 災害時における避難所開設にかかる協定書（京都西山短期大学）	88
資料1-40 災害時における避難所開設にかかる協定書（西山浄土宗総本山光明寺）	89
資料1-41 災害時における避難所の相互利用に関する協定書	90
資料1-42 災害時における収容避難所の開設に関する協定書	91
資料1-43 災害発生時における収容避難所開設に関する協定書	92
資料1-44 災害時におけるバンビオ1番館の利用等に関する協定書	93

資料 1-45	災害時におけるバンビオ 2 番館の利用等に関する協定書	94
資料 1-46	災害発生時における福祉避難所の開設に関する協定書	95
資料 1-47	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書（(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都職業訓練支援センター）	96
資料 1-48	長岡京市地域防災計画に基づく立命館中学校・高等学校の使用に関する協定書	97
資料 1-49	福祉避難所の開設・運営に関する申し合わせ	98
資料 1-50	水害時における一時避難場所としての使用に関する協定（長岡京スカイハイツ管理組合）	99
資料 1-51	水害時における一時避難場所としての使用に関する協定（シャルマンコーポ神足管理組合）	100
資料 1-52	災害発生時における避難所開設に関する協定書（(福)乙の国福社会 特別養護老人ホーム旭が丘ホーム）	101
資料 1-53	災害発生時における避難所開設に関する協定書（(福)海印寺徳寿会 特別養護老人ホーム竹の里ホーム）	102
資料 1-54	災害発生時における避難所開設に関する協定書（(福)長岡京せいしん会特別養護老人ホーム天神の杜）	103
資料 1-55	災害発生時における避難所開設に関する協定書（(一社)長岡記念財団 老人保健施設アゼリアガーデン）	104
資料 1-56	災害発生時における避難所開設に関する協定書（(医)同仁会 老人保健施設マムフローラ）	105
資料 1-57	災害発生時における避難所開設に関する協定書（(福)長岡京せいしん会特別養護老人ホーム第二天神の杜）	106
資料 1-58	災害発生時における避難所開設に関する協定書（(医)千春会、(福)和楽会）	107
資料 1-59	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書（(株)リヴ）	108
資料 1-60	災害発生時等における避難所等開設に関する協定書（(福)清和福社会 きりしま保育園、こうたり保育園）	109
資料 1-61	災害発生時等における避難所等開設に関する協定書（(福)長岡福社会 海印寺こども園、友岡こども園、今里こども園）	110
資料 1-62	災害発生時等における避難所等開設に関する協定書（(株)京和設備）	111
資料 1-63	災害時におけるバス輸送の協力に関する協定（帝産観光バス株）	112
資料 1-64	災害時における物資輸送及び集積配送拠点の運営等の協力に関する協定	113
資料 1-65	災害時におけるバス輸送の協力に関する協定（阪急バス株）	114
資料 1-66	災害時における相互協力に関する覚書	115
資料 1-67	災害時等における医療救護活動についての協定	116
資料 1-68	災害時における応急対策業務に関する協定	117
資料 1-69	災害時等の応援に関する申し合わせ	118
資料 1-70	災害時等の応援に関する協定	119
資料 1-71	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定	120
資料 1-72	災害時の緊急放送における協定	121
資料 1-73	災害に伴う応援協定書	122
資料 1-74	災害時等における緊急放送に関する協定書	123
資料 1-75	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	124
資料 1-76	災害時における情報提供に関する覚書	125
資料 1-77	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定	126
資料 1-78	災害に伴う応援協定書	127
資料 1-79	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	128
資料 1-80	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	129
資料 1-81	災害に係る情報発信等に関する協定	130
資料 1-82	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	131
資料 1-83	地域 BWA サービス実施に関する協定書	132

資料 1-84	大規模災害時における災害復旧支援に関する協定	133
資料 1-85	大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定書	134
資料 1-86	災害時等における緊急放送の運用に関する覚書	135
資料 1-87	災害時における物資の供給に関する覚書（株平和堂）	136
資料 1-88	災害時における物資の供給に関する覚書（株ユタカファーマシー）	137
資料 1-89	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書	138
資料 1-90	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書	139
資料 1-91	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書	140
資料 1-92	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	141
資料 1-93	災害時における飲料等協力に関する協定書	142
資料 1-94	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	143
資料 1-95	災害時における支援協力に関する協定書	144
資料 1-96	緊急警報放送の要請	145
資料 1-97	知事への応援要請	147
資料 1-98	自衛隊の派遣要請	148
資料 1-99	自衛隊の派遣部隊撤収要請	149
第 2 章	防災関係機関等	150
資料 2-1	防災関係機関一覧表	150
第 3 章	気象関係	152
資料 3-1	予警報等の種類及び発表基準	152
第 4 章	避難・救援施設関係	154
資料 4-1	長岡京市防災拠点施設位置図	154
資料 4-2	応援部隊の活動拠点適地一覧表	154
資料 4-3	指定緊急避難場所一覧	155
資料 4-4	指定避難所一覧	156
資料 4-5	福祉避難所一覧	157
資料 4-6	相互利用協定避難所	157
資料 4-7	水害時における協定に基づく一時避難場所	157
資料 4-8	広域避難場所一覧	158
資料 4-9	一時避難場所一覧	159
資料 4-10	医療救護所設置箇所	160
資料 4-11	備蓄物資等の状況	161
資料 4-12	木造密集地・住宅密集地・重要対象物・消防活動拠点	163
資料 4-13	コミュニティ防災活動用資機材配備表	163
資料 4-14	小学校別医療機関一覧表	164
資料 4-15	京都府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統	166
資料 4-16	空輸のための応援要請をする場合の連絡系統図	166
資料 4-17	京都府災害時医薬品等供給システム	167
資料 4-18	食糧及び生活必需品等備蓄計画	168
資料 4-19	緊急薬品・用品 備蓄一覧表	168
資料 4-20	一般廃棄物及びし尿収集・運搬委託業者一覧	169
資料 4-21	遺体安置所一覧	170
資料 4-22	市外火葬場一覧	172
資料 4-23	下水道事業における災害時復旧支援に関するルールフロー	173
第 5 章	通信関係	174
資料 5-1	京都府防災行政無線回線構成図	174
資料 5-2	通信統制	175
資料 5-3	通信機器等の保守業者及び連絡先	175
資料 5-4	無線機器の設置状況	176

資料 5-5	庁内放送文例	177
資料 5-6	防災機関の有する無線系統（京都府地域防災計画抄）	179
第 6 章	消防関係	180
資料 6-1	耐震性防火水槽設置箇所	180
資料 6-2	自然水利用計画	181
資料 6-3	長岡京市消防団 各分団の管轄地域	182
資料 6-4	応援ルート	182
資料 6-5	即時応援	183
資料 6-6	広域消防応援を求める地域代表消防本部並びに代行消防本部	183
資料 6-7	広域航空消防応援	184
資料 6-8	トリアージタグ	186
第 7 章	輸送関係	187
資料 7-1	長岡京市緊急輸送道路等予定路線図	187
資料 7-2	ヘリコプター発着所	187
資料 7-3	市有車両一覧表	188
資料 7-4	輸送業者一覧表	188
資料 7-5	指定給油所	189
資料 7-6	緊急通行車両の事前届出・確認手続の申請要領	189
資料 7-7	緊急通行車両 府公安委員会の発行する標章	190
第 8 章	災害危険箇所	191
資料 8-1	長岡京市の土石流危険渓流一覧	191
資料 8-2	長岡京市の急傾斜地崩壊危険箇所一覧	192
資料 8-3	農業用ため池一覧	193
資料 8-4	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	194
資料 8-5	山地災害危険地区一覧	197
資料 8-6	長岡京市重要水防区域及び河川重点警戒箇所	198
第 9 章	様式	199
資料 9-1	概況被害情報収集の指定要員	199
資料 9-2	概況被害情報収集チェック項目表	200
資料 9-3	概況被害情報報告書	201
資料 9-4	災害概況速報〔京都府報告様式〕	202
資料 9-5	被害状況報告（2）	203
資料 9-6	最終被害情報報告様式	204
資料 9-7	速報板	205
資料 9-8	記録集計表	206
資料 9-9	医師会医療救護班体制（協定第 2 号様式（2）に基づく）	207
資料 9-10	救護所携行医薬品等リスト	208
資料 9-11	緊急通行車両等確認申請書	209
資料 9-12	緊急通行車両の取扱い（府警察本部）	210
資料 9-13	緊急通行車両事前届出書（様式 1）	211
資料 9-14	緊急通行車両 府公安委員会の発行する緊急車両確認証明書	212
資料 9-15	災害対策本部用自動車標識及び職員の腕章	213
資料 9-16	避難情報伝達様式	214
資料 9-17	避難者名簿	215
資料 9-18	救助実施記録日計票（災害救助法様式例）	216
資料 9-19	救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 6）	217
資料 9-20	避難所の設置及び受入状況	218
資料 9-21	水道被害状況報告書（第 1 報）（様式 1）	219
資料 9-22	水道被害状況報告書（様式 2）	220

資料 9-23	水道被害状況報告書（様式 3）	221
資料 9-24	速報の報告内容	222
資料 9-25	応対記録票	223
資料 9-26	り災台帳	224
資料 9-27	り災証明書	226
資料 9-27-1	被災届出受理証明書	227
資料 9-28	り災証明交付申請書	228
資料 9-29	住家被害認定調査票〔木造・プレハブ〕	229
資料 9-30	住家被害認定調査票〔非木造〕	245
資料 9-31	火災等即報（様式-1）	253
第 10 章	その他	254
資料 10-1	被害情報照会先	254
資料 10-2	被害規模早期把握のために収集する情報	255
資料 10-3	中間被害情報収集項目	256
資料 10-4	鉄道施設の災害応急対策	257
資料 10-5	補助を受ける災害復旧事業	260
資料 10-6	被災者生活再建支援制度【市における事務フロー】	261

第1章 条例・規則・規程・基準・要綱・協定・要請関係

資料1-1 長岡京市防災会議条例

昭和39年10月1日

条例第30号

改正 昭和47年10月1日条例第25号

平成2年6月25日条例第27号

平成12年3月31日条例第2号

平成13年3月30日条例第8号

平成24年3月30日条例第4号

平成24年9月28日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項に基づき、長岡京市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長岡京市地域防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、及びその実施をすること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 京都府知事の部内の職員
 - (3) 京都府警察の警察官

- (4) 市の職員
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 水防団長
- (8) 乙訓消防組合の職員
- (9) 婦人防火クラブ連合会の会員
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (12) 民生児童委員
- (13) 女性団体の会員
- (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災に関し必要と認める者

6 委員の定数は30人以内とする。

7 第5項第1号から第8号までの委員の任期は当該職にある期間とし、第9号から第14号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任委員の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、防災計画の作成に関する事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前条第5項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該防災計画の作成事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議に、必要な事項の調査、研究を行う部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則 (昭和47年10月1日条例第25号)

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（平成2年6月25日条例第27号）

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第2号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第8号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

田

資料1-2 長岡京市災害対策本部条例

昭和39年10月1日

条例第31号

改正 昭和47年10月1日条例第25号

平成8年4月1日条例第6号

平成24年9月28日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、長岡京市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月1日条例第25号）

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-3 長岡京市消防団の設置等に関する条例

昭和40年9月21日

条例第12号

改正 昭和46年10月25日条例第23号

昭和47年10月1日条例第25号

昭和52年12月26日条例第32号

平成13年3月30日条例第20号

平成18年12月28日条例第32号

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条第3号の規定に基づき、次の消防団を設置する。

長岡京市消防団

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年10月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年7月26日から適用する。

附 則(昭和47年10月1日条例第25号)

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則(昭和52年12月26日条例第32号)

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第20号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月28日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表

名称	管轄区域
長岡京市消防団	長岡京市全域

資料 1 - 4 長岡京市消防団規則

昭和36年3月29日

規則第1号

改正 昭和39年10月1日規則第6号

昭和40年10月1日規則第7号

昭和44年4月25日規則第10号

昭和47年10月1日規則第16号

昭和54年6月30日規則第16号

平成8年4月1日規則第18号

平成13年3月30日規則第19号

(団の組織)

第1条 長岡京市消防団（以下「団」という。）に、本部及び分団を置く。

- 2 本部に団長及び副団長を置く。
- 3 分団に分団長、副分団長及び班長を置く。
- 4 本部及び分団の名称、位置及び区域は、別表のとおりとする。

(団の役員)

第2条 団には、団長以下次の役員を置く。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 2名
- (3) 分団長 各分団1名
- (4) 副分団長 各分団1名
- (5) 班長 各分団若干名

(任用)

第3条 長岡京市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年長岡京市条例第11号）第3条に規定する団長の推薦については、分団長及び副分団長の会議によつて団員の意志を計つて選考するものとする。

- 2 その他の役員については、団長が団員の推薦により任命する。

(職務)

第4条 団長は、消防団を統轄し、団員を指揮して、法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に対しその責に任ずる。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 分団長は、各分団を統轄し、団長の命により団員を指揮監督する。
- 4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 班長は、分団内の各班を分団長の命により指揮監督する。

(役員任期)

第5条 団長及び副団長の任期は4年とし、分団長、副分団長及び班長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充選任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

長岡京市消防団第

分団

氏

名 (印)

(水火災その他の災害出場)

第7条 消防車が火災現場に出場するときは、交通法規を遵守し、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第8条 火災出場又は引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校又は劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外は消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は1列縦隊で、安全を保つて走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追越してはならない。

第9条 消防団は、消防長又は消防署長の許可を得ないで市の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにも拘らず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第10条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防団長は消防長又は消防署長の所轄の下に行動しなければならない。
- (3) 消防団長は水防管理者の所轄の下に行動しなければならない。
- (4) 消防作業は真摯に行わなければならない。
- (5) 放水口数は最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最小限度に止めなければならない。
- (6) 分団は相互に連絡協調しなければならない。

第12条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長又は消防署長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第13条 放火の疑いがある場合責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長又は消防署長及び警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件を慎重に取扱うとともに公表は差控えなければならない。

(文書簿冊)

第14条 本部に次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品、貸与品台帳
- (10) 消防法規例規綴
- (11) 雑文書綴
- (12) 諸令達簿

(教育)

第15条 団長は、団員の品位の向上及び消防技術の錬磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(訓練、礼式及び服制)

第16条 消防団員の訓練、礼式及び服制については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）及び消防団員服制（昭和25年国家公安委員会告示第1号）による。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行のときこれに抵触するものは、その効力を失う。

附 則（昭和39年10月1日規則第6号）

この規則は、昭和39年6月1日から施行する。

附 則（昭和40年10月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月25日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年10月1日規則第16号）

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月30日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（平成8年4月1日規則第18号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第19号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別表

名称	位置	区域
消防団本部	長岡京市天神四丁目2番1号	長岡京市全域
第1分団	長岡京市馬場二丁目17—1番地	別に定める
第2分団	長岡京市東神足二丁目219番地2	別に定める
第3分団	長岡京市下海印寺北条11番3	別に定める
第4分団	長岡京市今里四丁目213番、214番1	別に定める
第5分団	長岡京市長岡一丁目225—14番地	別に定める

資料 1-5 長岡京市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月1日

条例第36号

改正 昭和50年7月1日条例第28号

昭和51年12月25日条例第38号

昭和53年7月1日条例第27号

昭和56年9月18日条例第25号

昭和57年12月21日条例第35号

昭和62年7月1日条例第13号

平成3年12月25日条例第22号

平成21年6月29日条例第19号

平成23年12月20日条例第21号

平成31年3月29日条例第7号

令和元年12月25日条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族とし、その順位は次に掲げる順序とする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項及び第3項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(譲渡等の禁止)

第8条の2 災害弔慰金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条、第8条及び第8条の2の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1, 500, 000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2, 500, 000円

ウ 住居が半壊した場合 2, 700, 000円

エ 住居が全壊した場合 3, 500, 000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1, 500, 000円

イ 住居が半壊した場合 1, 700, 000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2, 500, 000円

エ 住居の全部が滅失若しくは流失した場合 3, 500, 000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2, 700, 000円」とあるのは「3, 500, 000円」と、「1, 700, 000円」とあるのは「2, 500, 000円」と、「2, 500, 000円」とあるのは「3, 500, 000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かつこ書の場合は5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則

で定める率とする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(長岡京市災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、長岡京市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員7人以内で組織する。
- 3 委員は、必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から当該事項に係る調査審議の終了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月25日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日から適用する。

附 則（昭和53年7月1日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に

生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年9月18日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月21日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年7月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月25日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成21年6月29日条例第19号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長岡京市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について適用する。ただし、この条例による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（平成31年3月29日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月25日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年長岡京市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

資料1-6 長岡京市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年7月1日

規則第27号

改正 昭和57年12月21日規則第38号

平成21年6月29日規則第29号

令和元年6月28日規則第8号

令和2年3月27日規則第4号

令和3年3月30日規則第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、長岡京市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
 - (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
 - (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市は、障がい者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙第1号様式）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世

帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式。次条において「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、条例第14条第2項の規定による保証人を立てない場合の据置期間経過後の利率は、1.5%とする。

3 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署及び印鑑証明書の添付が必要。）（第5号様式。以下「借用書」という。）を市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書（保証人を立てた場合は、当該保証人の印鑑証明書を含む。）を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（第14号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは借受人はすみやかにその旨を市長に氏名等変更届（第16号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

（審査委員会の会長及び副会長）

第18条 条例第16条の規定により設置する長岡京市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第19条 審査委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第20条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め意見若しくは説明を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査委員会の庶務)

第21条 審査委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(審査委員会の運営)

第22条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審査委員会に諮って定める。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月21日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成21年6月29日規則第29号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の長岡京市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の長岡京市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第29号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日	
障がいの部位			初 診 年 月 日	年 月 日	
既 往 症		既 存 障 がい	治 ゆ 年 月 日	年 月 日	
療養 の 内容及 び 経 過					
障がいの 状態の 詳細	(図で示すことができるものは図解すること)				
関節 運動 範囲	種類範囲				
	部位				
		右			
		左			
		右			
		左			
上記のとおり診断します。					
			郵便番号	電話番号	局 番
			所在地 _____		
			病院又は 診療所の 名 称 _____		
年 月 日 _____			診療担当者 氏 名 _____ (印)		

第2号様式 (第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※受付番号		
被災日時	年 月 日 時			災害名				
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全焼 3 住居の半焼 4 家財の損害			被害場所				
返す方法	1 年賦 2 半年賦			いつまでに返せますか	年 月 (回)			
借入申込者について	フリガナ氏名							
	フリガナ現住所	() 方			郵便番号	電話番号		
	本籍職業				勤務先の名称と所在地			
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名

資産の状況	収入合計	円		支出合計	円	
	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居		
	建物	(1)住宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護	年 月 日より受給 (生住教医)		
	負債	(内容)		(全額)	円	
(保証人が書いて下さい) 連帯保証人	氏名				年 月 日生 (歳)	
	現住所				本籍地	
	職業	月収	円	申込者との係	家族数	人
	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	勤務先	名称		
建物	(1)住宅 m ² (2)その他 m ²	所在地	電話 局 番			
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況					(有・無) (状況)	
この災害により世帯主が死亡又は重度障がい者となった事実の有無					(有・無)	
資金の使途	資金の使い方	総額	円	資金の内訳	合計	
		に	円	災害援護資金で	円	
		に	円	手持資金で	円	
		に	円	その他 () で	円	

被災時の具体的状況	住居の被害				負傷	全治	カ月
	(1) 全壊		(2) 半壊				
	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	
被害家の財物の被害状況	和だんす			婦人用腕時計			
	整理だんす			畳(畳中で畳が被害)			
	洋服だんす			障子			
	鏡台			ふすま			
	腰掛机						
	本箱・本だな						
	食器・戸だな			小計			
	食卓・茶ぶ台			その他被害のあつた家財			
	げた箱			品名	現在購入に要する費用	被害額	
	照明器具						
	じゅうたん						
	扇風機						
	石油ストーブ						
	電気やぐらこたつ						

被害	電気冷蔵庫					
	電気・ガス炊飯器					
	電気洗たく機					
	電気掃き機					
	ミシン					
	電気アイロン					
	自転車					
	テレビ					
	ラジオ					
	柱時計					
	目覚し時計				小計	
	紳士用腕時計				合計	

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。
 年 月 日
 (あて先) 長岡京市長 借入申込者

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。
 年 月 日 連帯保証人

(印)

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 (印)

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号				
貸付金額			円			
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年賦					
利 子	年3パーセント					

資金をお渡する日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) 保証人の印鑑証明書一通

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 (印)

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日付けでお申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

第5号様式（第9条関係）

貸付決定番号

号

災害援護資金借用書

借用金額

円

利 子

年3%

据置期間

年 月 日から

年 月 日まで

償還期間

年 月 日から

年 月 日まで

償還方法

上記の通り借用いたします。

ついでに、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

住 所

保証人氏名

①

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

借受人住所
氏名

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

〃 金額

第7号様式(第13条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

借受人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

①

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予	カ月
	償還方法	1 年賦 2 半年賦	期間等	ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

第8号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 (印)

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	ヵ月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

第9号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 (印)

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。
(不承認の理由)

第10号様式(第14条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

借 受 人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

㊟

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額				円	
内 容	回数	期 別	元 金	利 子	申請日ま での違約 金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

第11号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 (印)

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円 利子
円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免
除致します。

第12号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 (印)

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となつておりますので至急償還を願います。

第13号様式 (第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円〔償還未済額の全部一部で 円〕				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ氏名	年 月 日生			
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ氏名	年 月 日生			
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ氏名	年 月 日生			
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地		
<p>上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>長岡京市長 殿</p> <p style="text-align: right;">免除申請者</p>					

第14号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

殿

長岡京市長 (印)

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子
違約金
合 計

償還共済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

第15号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 (印)

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

第16号様式(第17条関係)

氏名等変更届

貸付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>長岡京市長 様</p> <p style="text-align: right;">借受人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 連帯保証人 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>				

資料 1-7 長岡京市災害見舞金等給付条例

昭和45年10月8日

条例第29号

改正 昭和47年10月1日条例第25号

昭和52年7月1日条例第22号

平成24年6月26日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、火災、風水害等（災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める災害を除く。以下「災害」という。）による被災者に対し、災害見舞金、災害見舞品及び災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を給付し、自立更生の助長促進の一助とすることを目的とする。

(給付の種類等)

第2条 災害見舞金等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害見舞金
- (2) 災害見舞品
- (3) 災害弔慰金

2 前項各号に掲げる給付の基準、手続等は、市長が別に定める。

(給付の対象)

第3条 前条に規定する給付の対象となる者は、現に長岡京市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記載されている者で災害により住家（応急仮設住宅を除く。）に被害を受けたとき、死亡したとき、又は傷害を受けたときであつて、市長が前条第2項の規定により、別に定める程度の災害を受けた者でなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(給付の返還)

第4条 市長は、虚偽その他不正な手段により災害見舞金等の給付をうけた者があるときは、その給付の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則（昭和47年10月1日条例第25号）

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年7月1日条例第22号）

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月26日条例第15号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行の日（平成24年7月9日）から施行する。

資料 1 - 8 長岡京市災害見舞金等給付条例施行規則

昭和46年2月12日

規則第2号

改正 昭和47年10月1日規則第16号

昭和49年11月1日規則第40号

昭和52年7月1日規則第18号

昭和58年6月20日規則第25号

昭和60年3月30日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、長岡京市災害見舞金等給付条例（昭和45年条例第29号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(給付の基準)

第2条 条例第2条第2項に定める給付の基準は、別表のとおりとする。

(給付の方法)

第3条 条例第2条第1項に規定する災害見舞金等は、災害をうけた日から1か月以内に給付する。

(遺族の範囲)

第4条 災害弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で本人の死亡当時本人と生計を同じくしていた者

2 前項に掲げる者の災害弔慰金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序による。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則（昭和47年10月1日規則第16号）

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年11月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月15日から適用する。

附 則（昭和52年7月1日規則第18号）

この規則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月20日規則第25号）

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第9号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

別表

災害見舞金等給付基準表

（住宅が自家の場合）

区分	項目	災害の程度	給付額等	給付単位
災害見舞金		家屋が全焼、全壊、流失した場合	13万円以内	1世帯当り
		家屋が半焼、半壊、土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができない等の場合	7万円以内	
		家屋が床上浸水等の場合（消防作業による一部被災を含む）	2万円以内	
		上記の災害の程度にいたらない場合で、市長が特別の事由があると認めるとき	2万円以内	
災害見舞品		災害により、家財道具の損失等があった、応急の日常必需品を欠く場合	災害の実情に応じて給付	世帯単位で給付

（住宅が借家の場合）

区分	項目	災害の程度	借家人		家主（市内居住者）	
			給付額等	給付単位	給付額等	給付単位
災害見舞金		家屋が全焼、全壊、流出した場合	7万円以内	一世帯当り	4万円以内	一棟当り
		家屋が半焼、半壊、土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができない等の場合	4万円以内		2万円以内	
		家屋が床上浸水等の場合（消防作業による一部被災を含む）	2万円以内			

	上記の災害の程度に いたらない場合で、市 長が特別の事由があ ると認めるとき	2万円以内		
災害見 舞品	災害により家財道具 の損失等があつて、応 急の日常必需品を欠 く場合	災害の実情 に応じて給 付	世帯単位で給付	

(重傷、死亡の場合)

区分	項目	被害の程度	給付額
災害見舞金		重傷（療養に要する期日がおおむね1月以上）	1人7万円以内
災害弔慰金		死亡	1人20万円以内

資料 1 - 9 災害等による被害者に対する長岡京市税減免に関する規則

平成 7 年 3 月 3 1 日

規則第 1 4 号

改正 平成 2 1 年 6 月 2 9 日規則第 2 9 号

平成 2 9 年 8 月 2 4 日規則第 2 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）を受け、かつ、担税力を著しく喪失した者（以下この条において「災害等の被害者」という。）に対して課する当該年度分の市民税及び固定資産税の減免について必要な事項を定めるものとする。

2 災害等による被害者に対して課する当該年度分の市民税及び固定資産税の減免については、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）、長岡京市税条例（昭和 2 5 年長岡京市条例第 1 号）、長岡京市税条例施行規則（昭和 3 3 年長岡京市規則第 2 号）その他法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(市民税の減免)

第 2 条 災害等により市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の事由に該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する当該年度分の市民税のうち、災害等を受けた日以後の納期に係る税額について、次の区分により減額又は免除する。

事由	減額又は免除の割合
死亡した場合	全部
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
障がい者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合	10分の9

2 災害等によりその者（納税義務者の法第 2 3 条第 1 項第 7 号若しくは第 2 9 2 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は法第 2 3 条第 1 項第 8 号若しくは第 2 9 2 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の 1 0 分の 3 以上である者で、前年中の法第 2 3 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額又は第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（法附則第 3 3 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 3 3 条の 4 第 1 項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 3 4 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 3 1 4 条の 2 の規定の適用が

ある場合には、その適用前の金額とする。) 、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により減額又は免除する。

合計所得金額	損害程度	減額又は免除の割合	
		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
500万円以下であるとき		2分の1	全部
750万円以下であるとき		4分の1	2分の1
750万円を超えるとき		8分の1	4分の1

3 冷害、凍霜害、干害等による農作物の災害にあつては、前2項によらず、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業保険法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額(当該年度分の市民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)について次の区分により減額又は免除する。

合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

(市民税の減免申請)

第3条 前条の規定により市民税の減免を受けようとする者は、同条に規定する事由に該当する事実その他必要な事項を記載した申請書を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(土地に対する固定資産税の減免)

第4条 災害等により損害を被った農地又は宅地に対して課する当該年度分の固定資産税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額を次の区分により減額又は免除する。

損害の程度	減額又は免除の割合
-------	-----------

被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

2 災害等により損害を被った農地又は宅地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税については、前項の規定に準じてその税額を減額又は免除することができる。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第5条 災害等により損害を被った家屋に対して課する当該年度分の固定資産税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額を次の区分により減額又は免除する。

損害の程度	減額又は免除の割合
全壊、流失、埋没、全焼等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋内、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第6条 災害等により損害を被った償却資産に対して課する当該年度分の固定資産税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって減額又は免除することができる。

(固定資産税の減免申請)

第7条 前3条の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、当該減免を受けようとする土地、家屋又は償却資産に係る被害状況、被害証明、被害率その他必要な事項を記載した申請書を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(減免の取消)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正行為により市民税又は固定資産税の減免を受けた者がある場合においては、これを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成7年2月20日から適用する。

附 則（平成21年6月29日規則第29号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成29年8月24日規則第23号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

資料 1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第1 災害救助法による救助の程度、方法およびその費用の範囲

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を受入する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上受入する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は工事が完了した日から3か月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から2年以内
		賃貸型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に受入された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
						冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
					半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000	13,000	18,400	21,900		27,600	3,600					
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から4日以内	患者等の移送費は、別途計上								
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上								
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内									

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考

救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担年度」という。）における各災害に係る先1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される学を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
-----------------	---	---	------------------------------------	--------------------------

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア医師及び歯科医師 1人1日当たり22,100円

イ薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

1人1日当たり15,500円

ウ保健師、助産師、看護師及び准看護師

1人1日当たり16,100円

エ土木技術者及び建築技術者

1人1日当たり15,400円

オ救急救命士 1人1日当たり14,400円

カ大工1人1日当たり21,300円

キ左官1人1日当たり22,400円

クとび職1人1日当たり22,800円

(2) 時間外勤務手当

日当の額を基礎として、京都府吏員の例により算出した額の範囲内において支給する。

(3) 旅費

京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）を準用し、次の区分により支給する。

ア医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者については、行政職給料表による6級の職務にある吏員が受ける額に相当する額

イ保健師、助産師、看護師、大工及びとび職については、行政職給料表による3級の職務にある吏員が受ける額に相当する額

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3以内の額を加算した額

資料1-11 災害救助法による「炊き出し、その他による食品の給与」基準

項目	基準等
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に避難された者 ・住家に被害を受け、又はは災害により現に炊事のできない者
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費
費用の限度額	1人1日 <u>1,160円</u> 以内（1人平均かつ3食でという意味である）
期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内
備考及び留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1食は1/3日）。 ・炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。 ・握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。 ・避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。 ・避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。 ・避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

※下線部は内閣総理大臣の承認により特別基準の設定が可能なもの

資料 1-12 災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準

項目	基準等							
対象	全半壊（焼）流失、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）							
品目	被災者の実情に応じ 1 被服、寝具及び身の回り品：洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 2 日用品：石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 3 炊事用具及び食器：炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 4 光熱材料：マッチ等							
費用の 限度額	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増す ごとに加算
	全焼、全壊又は 流失した世帯	夏	<u>18,800</u>	<u>24,200</u>	<u>35,800</u>	<u>42,800</u>	<u>54,200</u>	<u>7,900</u>
		冬	<u>31,200</u>	<u>40,400</u>	<u>56,200</u>	<u>65,700</u>	<u>82,700</u>	<u>11,400</u>
	半焼、半壊又は 床上浸水した世帯	夏	<u>6,100</u>	<u>8,300</u>	<u>12,400</u>	<u>15,100</u>	<u>19,000</u>	<u>2,600</u>
		冬	<u>10,000</u>	<u>13,000</u>	<u>18,400</u>	<u>21,900</u>	<u>27,600</u>	<u>3,600</u>
(注) 夏期（4月～9月まで）冬季（10月～3月まで）の季別は災害発生の日をもって決定								
期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内							
備考 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付に限ること ・法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現物給付は無論のこと、商品券等の金券によることは認められない。なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。 ・被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。 ・この救助は、見舞金制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。 							

※下線部は内閣総理大臣の承認により特別基準の設定が可能なもの

資料 1-13 被害程度の認定規準

分類	用語	被害程度認定規準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
被家	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

分類	用語	被害程度認定規準	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければならない元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床の70%以上に達した程度のも、または、住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	
	半壊	「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く	
	床上浸水	全壊・半壊には該当しないが、住家より上に浸水したもまたは、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないも	
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のも	
非住家被害	非住家被害	住家以外の建物で、全壊または半壊の被害を受けたも、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所の公用または公共の用に供するも	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物	
その他の被害	田	流出・陥没	田の耕土が流出し、または土砂等のたい積のため、耕作が不能となったも
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったも
	畑	流出・陥没	田に準ずる。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設	
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたも		

分類	用語	被害程度認定基準
その他の被害	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	砂防	砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったもの
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第90号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの
	林地崩壊	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃溪流数の合計とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
	水道	上水道で断水している戸数のうちもっとも多く断水した時点における戸数
	電話	災害により通話不通となった電話の回線数
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
り災世帯等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯 たとえば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被災者数	被災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、具体的には、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

分類	用語	被害程度認定基準	
被害金額	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

参考資料：京都府防災会議『京都府地域防災計画 震災対策計画編』
「表 3.2.2 被害程度の認定基準」より抜粋

資料 1-14 災害公営住宅の滅失住宅の判定基準

(昭和39年8月、大蔵省、建設省協議)

被害種類	判定基準（被害の状況）
全壊・全流出	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の全部が倒壊または流出して原形を止めないもの 2 建物の垂直材の全部または一部が水平状態となり、かつ屋根またはその一部が地上にも落ちたもの 3 建物の傾斜が著しく、柱、梁及び小屋組などの軸組部材が折損し、またはその仕口、継手はずれたもので、傾斜直し及びゆがみ直しまたは補強を行った程度では復旧できないもの 4 屋根が吹き飛ばされまたは土壁もしくは壁材料の大半が剥落しまたは再使用できず、かつ建物の傾斜が著しく復旧が困難であるもの
全焼	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要構造部材のほとんど全部が消失したもの 2 屋根及び小屋組が焼け落ち、ほかの主要構造部も相当損傷したもの 3 屋根及び小屋組が焼け落ちないで残っているが、小屋組部材のほとんど全部及びその他の軸組の一部を取り替えなければならないもの

このほか、土石などにより住宅が埋没し、住宅を放棄せざるを得ないような場合とか、あるいは敷地が崖崩れ等により削られたため、住宅としての機能が失われるといったケースが多く出ることが考えられるので、このような場合には県の公営住宅を所管している課等とも十分打ち合わせ、これに準じた取り扱いをする。

資料 1-15 災害協定等一覧表

(1) 消防関係

相互応援協定等	締結先	協定等の内容
乙訓2市1町(向日市、長岡京市、大山崎町)消防並びに防災相互応援協定	向日市、大山崎町	被災者の救出医療
京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相互応援協定	京都市 乙訓消防組合	消防応援
乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災相互応援協定	島本町 乙訓消防組合	境界線林野火災の消防応援
京都府広域消防相互応援協定	京都府下全市町村消防組合	消防応援
名神高速道路消防応援協定	湖南消防組合 大津市、京都市 乙訓消防組合 島本町、高槻市、茨木市	名神高速道路上の消防応援

(2) 相互応援協定

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定	大和高田市	食料、飲料水及び生活必需物資の供給等	本部事務局
災害時の相互応援に関する協定書	静岡県伊豆の国市	相互応援	本部事務局
京都府南部都市災害時相互応援協定書	宇治市、城陽市、向日市、八幡氏、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町	物資供給・斡旋、人員派遣、避難所・保健衛生・救護拠点施設等の供給・斡旋	本部事務局

(3) 物資供給等

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
災害時における物資の供給の応援に関する協定	長岡京市商工会	物資供給	調達環境班
災害時における水の供給に関する協定書	サントリー(株) 京都ビール工場	水の供給	上下水道班
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府 府下15市7町	飲料水供給	上下水道班
公益社団法人日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方支部 関西6支部	飲料水供給	上下水道班
分水協定書	京都市	飲料水供給	上下水道班
災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社京都事業所	物資供給	調達環境班
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	物資供給	調達環境班
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン関西エリア第二統括部	物資供給	調達環境班
災害時における防災活動協力に関する協定	イズミヤ(株) (株)エイチ・ツー・オー商業開発	一時避難場所開設及び生活必需物資の供給	本部事務局
簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書	(特非)ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	紙の間仕切りシステム等の供給	総務班
物資供給に関する協定書	アンカー・ジャパン(株)	モバイルバッテリー等の供給	総務班
災害時における救援物資の供給に関する協定書	三協フロンテア(株)	プレハブ等の供給	建設班

(4) 避難所等開設

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
長岡京市地域防災計画に基づく京都府立西乙訓高等学校の使用に関する協定書	京都府立西乙訓高等学校	避難所開設	総務班
長岡京市地域防災計画に基づく京都府立乙訓高等学校の使用に関する協定書	京都府立乙訓高等学校	避難所開設	総務班
災害時における避難所開設にかかる協定書	三菱電機(株)京都製作所	避難所開設	総務班
災害時における避難所開設にかかる協定書	京都西山短期大学	避難所開設	総務班
災害時における避難所開設にかかる協定書	西山浄土宗総本山光明寺	避難所開設	総務班
災害時における避難所の相互利用に関する協定書	向日市	避難所開設	総務班
災害発生時等における避難所等開設に関する協定書	(福)清和福祉会 きりしま保育園、こうたり保育園	避難所開設	総務班
災害発生時等における避難所等開設に関する協定書	(福)長岡福祉会 海印寺こども園、友岡こども園、今里こども園	避難所開設	総務班
災害時における収容避難所の開設に関する協定書	(福)乙訓福祉会 障がい者地域活動センター乙訓の里	福祉避難所開設	福祉援護班
災害発生時における収容避難所開設に関する協定書	京都府立向日が丘支援学校	福祉避難所開設	福祉援護班
災害時におけるバンビオ1番館の利用等に関する協定書	バンビオ1番館管理組合	避難所開設	総務班
災害時におけるバンビオ2番館の利用等に関する協定書	バンビオ2番館管理組合	避難所開設	総務班
災害発生時における福祉避難所の開設に関する協定書	(株)チャームケアコーポレーション	福祉避難所開設	福祉援護班
災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都職業訓練支援センター	帰宅困難者の受入	総務班
長岡京市地域防災計画に基づく立命館中学校・高等学校の使用に関する協定書	(学)立命館	避難所開設	総務班
福祉避難所の開設・運営に関する申し合わせ	乙訓福祉施設事務組合、向日市、大山崎町	福祉避難所開設	福祉援護班
水害時における一時避難場所としての使用に関する協定	長岡京スカイハイツ管理組合	一時避難場所開設	本部事務局
水害時における一時避難場所としての使用に関する協定	シャルマンコーポ神足管理組合	一時避難場所開設	本部事務局
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(福)乙の国福祉会 特別養護老人ホーム旭が丘ホーム	福祉避難所開設	福祉援護班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(福)海印寺徳寿会 特別養護老人ホーム竹の里ホーム	福祉避難所開設	福祉援護班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(福)長岡京せいしん会特別養護老人ホーム天神の杜	福祉避難所開設	福祉援護班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(一社)長岡記念財団 老人保健施設アゼリアガーデン	福祉避難所開設	福祉援護班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(医)同仁会 老人保健施設マムフローラ	福祉避難所開設	福祉援護班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(福)長岡京せいしん会特別養護老人ホーム第二天神の杜	福祉避難所開設	福祉援護班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(医)千春会、(福)和楽会	福祉避難所開設	福祉援護班

災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書	株式会社リヴ	帰宅困難者の受入	総務班
災害発生時等における避難所等開設に関する協定書	(株)京和設備	避難所開設	総務班

(5) 輸送等

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
災害時におけるバス輸送の協力に関する協定	帝産観光バス(株)	緊急輸送業務	建設班
災害時における物資輸送及び集積配送拠点の運営等の協力に関する協定	ヤマト運輸(株)京都主管支店	物資集積、配送	調達環境班
災害時におけるバス輸送等の協力に関する協定	阪急バス(株)	緊急輸送業務	建設班

(6) その他

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
災害時における相互協力に関する覚書	向日町郵便局、長岡京市内特定郵便局8局	郵政事業にかかる災害特別取扱い等	本部事務局
災害時等における医療救護活動についての協定	乙訓医師会	医療救護	救護班
災害時における応急対策業務に関する協定	長岡京市商工会	物資供給	調達環境班
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	人員の派遣及び資機材の提供等	本部事務局
災害時等の応援に関する協定	有限会社長岡美装社	災害廃棄物の撤去作業及び収集運搬作業等	調達環境班
大規模災害発生時における緊急対応に関する協定	長岡京市土木協会	公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等の応援	建設班
災害時の緊急放送における協定	(株)ジェイコムウエスト (株)ジュピターテレコム関西メディアセンター	緊急放送	市民情報班
災害に伴う応援協定書	ヴェオリア・ジェネッツ(株) 関西支社	広報、電話対応、応急給水等の応援	上下水道班
災害時等における緊急放送に関する協定書	一般社団法人FMおとくに	広報	市民情報班
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	N T T 西日本京都支店	特設公衆電話設置	総務班
災害時における情報提供に関する覚書	大阪ガス(株)	情報提供	本部事務局
災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定	京都衛生開発公社	仮設トイレ設置	調達環境班
災害に伴う応援協定書	(株)クリタス 西日本支社	広報、電話対応、応急給水等の応援	上下水道班
災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	(一社)ドローン撮影クリエイターズ協会 (一社)地域再生・防災ドローン利活用推進協会	情報収集等	総務班
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	京都司法書士会 (一社)京都公共嘱託登記司法士協会	被災者等の相談	市民情報班
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	災害情報の発信	市民情報班
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	向日市、大山崎町、乙訓環境衛生組合、大栄環境(株)	災害廃棄物の処理	調達環境班
地域BWAサービス実施に関する協定書	阪神ケーブルエンジニアリング(株)	避難所Wi-Fiの提供	総務班
大規模災害時における災害復旧支援	京都府、府下21市町、	下水道管路施設の	上下水道班

に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	点検・調査等	
大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定書	京都府、府下21市町、(公社)全国上下水道コンサルタント協会関西支部	下水道施設の災害査定図書の作成等	上下水道班
災害時等における緊急放送の運用に関する覚書	一般社団法人FMおとくに	広報	市民情報班 市民情報班

(7) 京都南部都市広域防災連絡会*1が締結する協定

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
災害時における物資の供給に関する覚書	㈱平和堂	物資供給	本部事務局
災害時における物資の供給に関する覚書	㈱ユタカファーマシー	物資供給	本部事務局
災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書	京都中央葬祭業(協)	棺等葬祭用品の供給	本部事務局
災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書	(一社)全国霊柩自動車協会	霊柩自動車輸送等の手配	本部事務局
災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書	(一社)京都府LPガス協会	エルピーガス等供給	本部事務局
災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	近畿コ・コーポ・トリック(株)	飲料水の提供	本部事務局
災害時における飲料等協力に関する協定書	樋口鉱泉(株)	飲料等供給	本部事務局
災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	F レンタリース(株)	輸送車両の提供	本部事務局
災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社 近畿カンパニー	物資供給	本部事務局

*1 京都南部都市広域防災連絡会構成市町村
 宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町

資料 1-16 乙訓 2市 1町（向日市、長岡京市、大山崎町）消防並びに防災
相互応援協定

※一般非公開

資料 1-17 京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相互応援協定

※一般非公開

資料 1-18 乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災相互応援協定

※一般非公開

資料 1-19 京都府広域消防相互応援協定

※一般非公開

資料 1-20 名神高速道路消防応援協定

※一般非公開

資料 1-21 長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定

※一般非公開

資料 1-22 災害時の相互応援に関する協定書

※一般非公開

資料 1-23 京都府南部都市災害時相互応援協定書

※一般非公開

資料 1-24 災害時における物資の供給の応援に関する協定

※一般非公開

資料 1-25 災害時における水の供給に関する協定書

※一般非公開

資料 1-26 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書

※一般非公開

資料 1-27 分水協定書

※一般非公開

資料 1-28 災害時における物資の供給に関する協定（レンゴー(株)京都事業所）

※一般非公開

資料 1-29 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

※一般非公開

資料 1-30 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

※一般非公開

資料 1-31 災害時における防災活動協力に関する協定

※一般非公開

資料 1-32 簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書

※一般非公開

資料 1-33 物資供給に関する協定書

※一般非公開

資料 1-34 災害時における救援物資の供給に関する協定書

※一般非公開

資料 1-35 公益社団法人日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定

※一般非公開

資料 1-36 長岡京市地域防災計画に基づく京都府立西乙訓高等学校の使用
に関する協定書

※一般非公開

資料 1-37 長岡京市地域防災計画に基づく京都府立乙訓高等学校の使用に関する協定書

※一般非公開

資料 1-38 災害時における避難所開設にかかる協定書（三菱電機(株)京都製作所）

※一般非公開

資料 1-39 災害時における避難所開設にかかる協定書(京都西山短期大学)

※一般非公開

資料 1-40 災害時における避難所開設にかかる協定書（西山浄土宗総本山
光明寺）

※一般非公開

資料 1-41 災害時における避難所の相互利用に関する協定書

※一般非公開

資料 1-42 災害時における収容避難所の開設に関する協定書

※一般非公開

資料 1-43 災害発生時における収容避難所開設に関する協定書

※一般非公開

資料 1-44 災害時におけるバンビオ 1 番館の利用等に関する協定書

※一般非公開

資料 1-45 災害時におけるバンビオ 2 番館の利用等に関する協定書

※一般非公開

資料 1-46 災害発生時における福祉避難所の開設に関する協定書

※一般非公開

資料 1-47 災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都職業訓練支援センター）

※一般非公開

資料 1-48 長岡京市地域防災計画に基づく立命館中学校・高等学校の使用
に関する協定書

※一般非公開

資料 1-49 福祉避難所の開設・運営に関する申し合わせ

※一般非公開

資料 1-50 水害時における一時避難場所としての使用に関する協定（長岡
京スカイハイツ管理組合）

※一般非公開

資料 1-51 水害時における一時避難場所としての使用に関する協定（シャルマンコーポ神足管理組合）

※一般非公開

資料 1-52 災害発生時における避難所開設に関する協定書（（福）乙の国福
社会 特別養護老人ホーム旭が丘ホーム）

※一般非公開

資料 1-53 災害発生時における避難所開設に関する協定書（（福）海印寺徳
寿会 特別養護老人ホーム竹の里ホーム）

※一般非公開

資料 1-54 災害発生時における避難所開設に関する協定書（（福）長岡京せいしん会特別養護老人ホーム天神の杜）

※一般非公開

資料 1-55 災害発生時における避難所開設に関する協定書（（一社）長岡記念財団 老人保健施設アゼリアガーデン）

※一般非公開

資料 1-56 災害発生時における避難所開設に関する協定書（（医）同仁会
老人保健施設マムフローラ）

※一般非公開

資料 1-57 災害発生時における避難所開設に関する協定書（（福）長岡京せいしん会特別養護老人ホーム第二天神の杜）

※一般非公開

資料 1-58 災害発生時における避難所開設に関する協定書（(医)千春会、
(福)和楽会）

※一般非公開

資料 1-59 災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書（(株)リヴ）

※一般非公開

資料 1-60 災害発生時等における避難所等開設に関する協定書（（福）清和
福祉会 きりしま保育園、こうたり保育園）

※一般非公開

資料 1-61 災害発生時等における避難所等開設に関する協定書（（福）長岡
福祉会 海印寺こども園、友岡こども園、今里こども園）

※一般非公開

資料 1-62 災害発生時等における避難所等開設に関する協定書（（株）京和設備）

※一般非公開

資料 1-63 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定(帝産観光バス(株))

※一般非公開

資料 1-64 災害時における物資輸送及び集積配送拠点の運営等の協力に関する協定

※一般非公開

資料 1-65 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定（阪急バス株）

※一般非公開

資料 1-66 災害時における相互協力に関する覚書

※一般非公開

資料 1-67 災害時等における医療救護活動についての協定

※一般非公開

資料 1-68 災害時における応急対策業務に関する協定

※一般非公開

資料 1-69 災害時等の応援に関する申し合わせ

※一般非公開

資料 1-70 災害時等の応援に関する協定

※一般非公開

資料 1-71 大規模災害発生時における緊急対応に関する協定

※一般非公開

資料 1-72 災害時の緊急放送における協定

※一般非公開

資料 1-73 災害に伴う応援協定書

※一般非公開

資料 1-74 災害時等における緊急放送に関する協定書

※一般非公開

資料 1-75 特設公衆電話の設置・利用に関する協定

※一般非公開

資料 1-76 災害時における情報提供に関する覚書

※一般非公開

資料 1-77 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定

※一般非公開

資料 1-78 災害に伴う応援協定書

※一般非公開

資料 1-79 災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書

※一般非公開

資料 1-80 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

※一般非公開

資料 1-81 災害に係る情報発信等に関する協定

※一般非公開

資料 1-82 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

※一般非公開

資料 1-83 地域BWAサービス実施に関する協定書

※一般非公開

資料 1-84 大規模災害時における災害復旧支援に関する協定

※一般非公開

資料 1-85 大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定書

※一般非公開

資料 1-86 災害時等における緊急放送の運用に関する覚書

※一般非公開

資料 1-87 災害時における物資の供給に関する覚書（株平和堂）

※一般非公開

資料 1-88 災害時における物資の供給に関する覚書（㈱ユタカファーマシ
ー）

※一般非公開

資料 1-89 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書

※一般非公開

資料 1-90 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書

※一般非公開

資料 1-91 災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書

※一般非公開

資料 1-92 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

※一般非公開

資料 1-93 災害時における飲料等協力に関する協定書

※一般非公開

資料 1-94 災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書

※一般非公開

資料 1-95 災害時における支援協力に関する協定書

※一般非公開

資料 1-96 緊急警報放送の要請

市町村が、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号による災害に関する情報（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の手続きは、次によるものとする。

- 1 市町村長が、緊急警報放送を要請する場合は、京都府知事と日本放送協会京都放送局長とが締結した緊急警報放送の要請に関する覚書（昭和61年2月1日締結、以下「覚書」という。）によるところとするが、放送要請に関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定める。

市町村の連絡責任者 京都府府民生活部防災・原子力安全課長

市町村の連絡責任者 あらかじめ京都府知事に届出したもの

- 2 京都府知事は、市町村の連絡責任者の届出があった場合は放送機関に通知するものとする。

- 3 市町村長が緊急警報放送の放送を要請するときは、あらかじめ電話等による放送要請の予告をしたあと、文書（別紙様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに提出するものとする。

- 4 覚書2条第2項に基づき、市町村長から直接放送機関に要請する場合は、前記3に準じた手続によるものとする。

別紙様式

消防 号
平成 年 月 日

日本放送協会

京都放送局長 殿

京都府知事 氏名

印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難勧告・指示のため
- (2) 各種予警報等の通知のため
- (3) 市町村長からの特別の指示があったため
- (4) その他 ()

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即時
- (2) 日時分

4 災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5 その他

発信者 職名
氏名
連絡先

資料 1-97 知事への応援要請

文書番号
年 月 日

知事（市長）あて

長岡京市長

災害に伴う職員等の派遣について（依頼）

法〇〇条に基づき、下記により貴職の職員等の派遣を要請します。

記

1. 災害の状況及び派遣を求める理由
2. 応援を求める機関名
3. 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
4. 応援を必要とする期間
5. 応援を必要とする場所
6. 応援を必要とする活動内容
7. その他必要事項

資料 1-98 自衛隊の派遣要請

文書番号
年 月 日

自衛隊あて

長岡京市長

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方をお願いします。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する理由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考事項（派遣を要請する人員、車輛、航空機、資機材等の概数）

資料 1-99 自衛隊の派遣部隊撤収要請

文書番号
年 月 日

自衛隊あて

長岡京市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付け 長総証第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、応急作業を一応完了しましたので、下記のとおり撤収方をお願いします。

記

1. 撤収要請日時
2. 派遣された部隊
3. 派遣人員及び従事作業の内容
4. その他参考事項

第2章 防災関係機関等

資料2-1 防災関係機関一覧表

名 称	電話番号	所 在 地
長岡京市役所	075-951-2121 FAX : 075-951-5410	〒617-8501 長岡京市開田1丁目1-1
乙訓消防組合消防本部	075-952-0119 FAX : 075-957-4375	〒617-0833 長岡京市神足芝本9番地
長岡京消防署	075-957-0119 FAX : 075-957-4375	〒617-0824 長岡京市天神4丁目2-1
長岡京消防署東分署	075-954-0119 FAX : 075-954-0129	〒617-0833 長岡京市神足芝本9番地
京都府危機管理部 防災消防企画課	075-414-5610 FAX : 075-414-4477	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町
京都府危機管理部 災害対策課	075-414-4476 FAX : 075-414-4477	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町
京都府山城広域振興局 乙訓地域総務防災課	075-921-0183 FAX : 075-932-4570	〒617-0006 向日市上植野町馬立8
京都府乙訓土木事務所	075-931-2155~7 FAX : 075-931-2150	〒617-0006 向日市上植野町馬立8
京都府乙訓保健所	075-933-1151 FAX : 075-932-6910	〒617-0006 向日市上植野町馬立8
京都府建設交通部河川課 京都府建設交通部砂防課	075-414-5282 075-414-5313	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町
京都府向日町警察署	075-921-0110	〒617-0006 向日市上植野町上川原5
長岡京交番	075-951-1238	〒617-0826 長岡京市開田3丁目3-2
神足交番	075-954-6300	〒617-0832 長岡京市東神足1丁目13-1
今里交番	075-954-6520	〒617-0814 長岡京市今里庄ノ淵35-3
海印寺交番	075-955-0057	〒617-0841 長岡京市梅が丘3丁目50-1
西山天王山交番	075-951-0110	〒617-0843 長岡京市友岡4丁目634-1
桂川小畑川水防事務組合	075-222-3568	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上 る上本能寺前町488番地 京都市建設局 調整管理課内
近畿地方整備局淀川河川事務所	0720-43-2861	〒573-0056 枚方市桜町3-32
天ヶ瀬ダム放流連絡会	0720-43-2861	〒611-0021 宇治市宇治琵琶33 宇治市企画管理部総務課内
京都地方气象台	075-823-4302	〒604-8482 京都市中京区西ノ京笠殿町 38
自衛隊京都地方連絡部	075-211-3471	〒604-8187 京都市中京区御池通西洞院 西入京都地方合同庁舎内
陸上自衛隊第7普通科連隊	0773-22-4141	〒620-8502 福知山市天田堀無番地

名 称	電話番号	所 在 地
陸上自衛隊第4施設団	0774-44-0001	〒611-0031 宇治市広野町風呂垣外1-1
日本赤十字社京都府支部	075-541-9326	〒605-0941 京都市東山区三十三間堂廻り町644
大阪ガス(株) 京滋導管部保安指令センター	075-315-8948	〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町1
関西電力(株)京都支店	075-361-7171	〒600-8216 京都市下京区塩小路通烏丸西入ル東塩小路町579
西日本電信電話(株)みやこ支店	075-366-3277	〒604-8853 京都市中京区壬生東淵田町22
西日本旅客鉄道(株)長岡京駅	075-951-1038	〒617-0833 長岡京市神足2丁目4-1
阪急電鉄(株)長岡天神駅	075-951-1027 ※0726-75-0109	〒617-0824 長岡京市天神1丁目30-1 ※高槻市駅長
阪急バス(株)大山崎営業所	075-957-1020	〒618-0071 乙訓郡大山崎町字大山崎小字西高田23
日本道路公団大阪管理局	06-6876-2222	〒565-0805 吹田市清水15番1号
日本通運(株)京都支店	075-371-3141	〒600-8248 京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上中之町2
(社)京都府医師会	075-354-6101	〒604-8585 京都市中京区西ノ京梅尾町3-14
乙訓医師会	075-953-3914 FAX : 075-952-2343	〒617-0812 長岡京市長法寺谷山13-1 長岡京市多世代交流ふれあいセンター2階
日本放送協会京都放送局	075-841-4321	〒602-8208 京都市上京区智恵光院丸太町下ル
(株)K B S 京都放送	075-431-2160	〒602-0912 京都市上京区烏丸一条下ル龍前町
(株)京都新聞洛西総局	075-933-1121	〒617-0006 向日市上植野上川原7-1

第3章 気象関係

資料3-1 予警報等の種類及び発表基準

(令和2年8月6日現在)

(1) 特別警報

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 [*] 。大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 [*] 。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 [*] 。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 [*] 。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当

^{*}実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断

(2) 警報

種類	発表基準（令和2年8月6日現在）
大雨警報	大雨による重大な災害があると予想される場合 「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように特に警戒すべき事項を表題に明示される 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う 浸水害：表面雨量指数基準 18 土砂災害：土壌雨量指数基準 131
洪水警報	洪水による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う 流域雨量指数基準：小泉川流域=8.4、小畑川流域=18 複合基準 ^{*1} ：小畑川流域=（8，15.1） 指定河川洪水予報による基準：桂川下流[桂]
暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、平均風速が毎秒20m以上と予想される場合に行う
大雪警報	大雪による重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、12時間の降雪の深さが平地15cm以上と予想される場合に行う
暴風雪警報	暴風雪による重大な災害が発生するおそれがあると予想した場合 具体的には雪を伴い、平均風速が毎秒20m以上と予想される場合に行う

(3) 注意報

種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う 表面雨量指数基準 11、土壌雨量指数基準 100
洪水注意報	洪水による災害が発生するおそれがあると予想される場合。自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う 流域雨量指数基準：小泉川流域=6.7、小畑川流域=14.4 複合基準*1：小畑川流域= (8, 8.6)
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には平均風速が毎秒 12m以上と予想される場合に行う
大雪注意報	大雪による災害が予想される場合 具体的には12時間の降雪の深さが平地 5cm以上と予想される場合に行う
風雪注意報	風雪による災害が予想される場合 具体的には雪を伴い、平均風速が毎秒 12m以上と予想される場合に行う
雷注意報	落雷等により災害が予想される場合に行う
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には最小湿度が 40%以下、実効湿度が 60%以下になると予想される場合に行う
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 具体的には、視程が 100m以下になると予想される場合に行う
霜注意報	晩霜により農作物に著しい災害の発生が予想される場合 具体的には最低気温が 3℃以下になると予想される場合に行う
なだれ注意報	①積雪の深さ 40cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 70cm以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨
低温注意報	低温のため農作物に著しい災害が予想される場合 具体的には最低気温が-4℃以下になると予想される場合に行う
着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線に災害が起こると予想される場合 具体的には 24 時間降雪の深さが平地 30cm以上、山地 60cm以上で気温が-2℃から 2℃の範囲であると予想される場合に行う
記録的短時間 大雨情報	1 時間雨量が 90mm 以上の場合

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(4) 用語の解説

土壌雨量指数	降雨による土砂災害危険度の高まり把握するための指標で、雨水が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを示す指数
流域雨量指数	河川の上流域での降雨により、下流の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標で、雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数
表面雨量指数	短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数

第4章 避難・救援施設関係

資料4-1 長岡京市防災拠点施設位置図

別途、本部事務局にて保管

資料4-2 応援部隊の活動拠点適地一覧表

施設名称	所在地
村田機械（株）総合グラウンド	長岡京市東神足1丁目12
日本輸送機（株）神足寮グラウンド	長岡京市勝竜寺14
府立洛西浄化センター公園	長岡京市勝竜寺山崎作り20-5
長岡京市スポーツセンター	長岡京市神足下八ノ坪1

資料4-3 指定緊急避難場所一覧

施設名	所在地	施設内の場所の別	対象とする災害					特記事項	注意事項
			洪水	崖崩れ	土石流	地震	大規模な火事		
神足小学校	神足3丁目2-1		○	○	○	×	○	*1 *3	敷地周辺が浸水する可能性あり
長法寺小学校	長法寺川原谷31	南西棟の校舎	○	×	○	×	○	*4	土砂災害の避難は南西棟の校舎は使用禁止
		南西棟の校舎以外	○	○	○	×	○		
長岡第三小学校	今里4丁目5-10		○	○	○	×	○		
長岡第四小学校	友岡1丁目2-4		○	○	○	×	○		
長岡第五小学校	下海印寺東山1		○	○	○	×	○	*3	
長岡第六小学校	長岡2丁目3-1		○	○	○	×	○		
長岡第七小学校	今里北ノ町35		○	○	○	×	○		
長岡第八小学校	勝竜寺29-1		○	○	○	×	○	*1 *3	
長岡第九小学校	東神足2丁目17-1		○	○	○	×	○		
長岡第十小学校	井ノ内玉ノ上22		○	○	○	×	○	*1	敷地周辺が浸水する可能性あり
長岡中学校	天神4丁目5-1		○	○	○	×	○	*3	
長岡第二中学校	今里5丁目20-1		○	○	○	×	○	*3	
長岡第三中学校	勝竜寺28-1	校舎の2階以上	○	○	○	×	○	*1	洪水の避難は校舎の2階以上を使用
		校舎の2階以上以外	×	○	○	×	○	*3	
長岡第四中学校	下海印寺西山田1-1	体育館	○	×	○	×	○	*4	土砂災害の避難は体育館は使用禁止
		体育館以外	○	○	○	×	○		
乙訓高等学校	友岡1丁目1-1		○	○	○	×	○	*3	
西乙訓高等学校	下海印寺西明寺41		○	○	○	×	○		
立命館中学校・高等学校	調子1丁目1-1		○	○	○	×	○		
開田保育所	神足3丁目2-20	園舎の2階以上	○	○	○	×	○	*1	洪水の避難は園舎の2階以上を使用
		園舎の2階以上以外	×	○	○	×	○	*3	
滝ノ町保育所	滝ノ町2丁目2-26	園舎の2階以上	○	○	○	×	○	*1	洪水の避難は園舎の2階以上を使用
		園舎の2階以上以外	×	○	○	×	○		
新田保育所	長岡2丁目3-2		○	○	○	×	○		
深田保育所	野添2丁目3-3	園舎の2階以上	○	○	○	×	○	*1	洪水の避難は園舎の2階以上を使用
		園舎の2階以上以外	×	○	○	×	○	*3	
友岡こども園	友岡3丁目8-18		○	○	○	×	○		
海印寺こども園	奥海印寺坂ノ尻2-5		○	○	○	×	○		
今里こども園	今里北ノ町35-2		○	○	○	×	○		
こうたり保育園	東神足2丁目17-2		○	○	○	×	○		
西山公園体育館	長法寺谷山1番地		○	○	○	×	○	*4	敷地境界周辺まで土砂災害の危険あり
中央公民館	天神4丁目1-1		○	○	○	×	○	*3	

*1 小畑川（水系）、小泉川浸水想定区域内施設

*2 淀川水系浸水想定区域内施設

*3 内水氾濫浸水想定区域内施設

*4 土砂災害警戒区域内施設

資料4-4 指定避難所一覧

施設名	所在地	電話番号	受入人員 (内体育館等)	避難所 管理責任者	管理 職員数	特記 事項
神足小学校	神足3丁目2-1	951-1034	1,350(390)	学校長	2	*1 *3
長法寺小学校	長法寺川原谷31	951-0027	1,100(280)	学校長	2	*4
長岡第三小学校	今里4丁目5-10	951-0902	1,220(280)	学校長	2	
長岡第四小学校	友岡1丁目2-4	953-4004	1,160(280)	学校長	2	
長岡第五小学校	下海印寺東山1	952-0005	1,330(290)	学校長	2	*3
長岡第六小学校	長岡2丁目3-1	954-5300	1,140(280)	学校長	2	
長岡第七小学校	今里北ノ町35	954-6500	1,190(290)	学校長	2	
長岡第八小学校	勝竜寺29-1	952-4400	1,230(300)	学校長	2	*1 *3
長岡第九小学校	東神足2丁目17-1	955-4081	1,200(290)	学校長	2	
長岡第十小学校	井ノ内玉ノ上22	955-4600	1,040(290)	学校長	2	*1
長岡中学校	天神4丁目5-1	951-1171	1,890(590)	学校長	2	*3
長岡第二中学校	今里5丁目20-1	954-5330	1,900(570)	学校長	2	*3
長岡第三中学校	勝竜寺28-1	955-2556	1,660(580)	学校長	2	*1 *3
長岡第四中学校	下海印寺西山田1-1	951-2112	1,520(640)	学校長	2	*4
乙訓高等学校	友岡1丁目1-1	951-1008	1,500(700)	派遣	2	*3
西乙訓高等学校	下海印寺西明寺41	955-2210	1,500(540)	派遣	2	
京都西山短期大学	粟生西条26	951-0023	100(-)	派遣	2	*4
立命館中学校・高等学校	調子1丁目1-1	323-7111	1,570(-)	派遣	2	
開田保育所	神足3丁目2-20	954-1177	50	所長	3	*1 *3
滝ノ町保育所	滝ノ町2丁目2-26	954-5324	50	所長	3	*1
新田保育所	長岡2丁目3-2	952-4244	50	所長	3	
深田保育所	野添2丁目3-3	955-2588	50	所長	3	*1 *3
友岡こども園	友岡3丁目8-18	954-1820	50	園長	3	
海印寺こども園	奥海印寺坂ノ尻2-5	954-5264	50	園長	3	
今里こども園	今里北ノ町35-2	955-7715	50	園長	3	
きりしま保育園	神足森本13-1	955-5480	50	園長	3	*1 *2
こうたり保育園	東神足2丁目17-2	950-1520	50	園長	3	
西山公園体育館	長法寺谷山1番地	953-1161	1,020	施設管理 担当課長	1	*4
長岡京市スポーツセンター	神足下八ノ坪1番地	951-3363	540	施設管理 担当課長	1	*1 *2
中央公民館	天神4丁目1-1	951-1278	470	館長	2	*3
多世代交流ふれあいセンター	長法寺谷山13-1	955-2100	420	館長	3	*4
総合交流センター	神足2丁目3-1	963-5503	490	施設管理 担当課長	1	
図書館	天神4丁目1-1	951-4646	560	館長	1	*3

合計33箇所 受入人員27,550人

(3.3㎡当たり2人を受け入れ、屋内体育館+建物面積の1/3程度を避難所として提供すると仮定し計算)

- *1 小畑川（水系）、小泉川浸水想定区域内施設
- *2 淀川水系浸水想定区域内施設
- *3 内水氾濫浸水想定区域内施設
- *4 土砂災害警戒区域内施設

資料4-5 福祉避難所一覧

施設名	所在地	電話番号	受入人員	避難所管理責任者	管理職員数	特記事項
地域福祉センターきりしま苑	東神足2丁目15-2	956-0294	100	施設長	1	
老人福祉センター竹寿苑	粟生西条8	954-6830	50	所長	1	*3
乙訓の里	下海印寺川向イ	954-0777	25	所長	1	
乙訓楽苑	勝竜寺長黒1-3	952-0888	20	施設長	1	*1 *2
乙訓ポニーの学校	井ノ内西ノ口17-8	952-5000	50	施設長	1	
乙訓若竹苑	井ノ内西ノ口17-8	954-6501	70	事務局長	1	
向日が丘支援学校	井ノ内朝日寺11	951-8361	100	派遣	1	
特別養護老人ホーム旭が丘ホーム	井ノ内朝日寺23	955-9000	20	施設長	1	
特別養護老人ホーム竹の里ホーム	奥海印寺走田1-1	951-2230	20	施設長	1	*3
特別養護老人ホーム天神の杜	天神2丁目3-10	959-1230	20	施設長	1	
特別養護老人ホーム第二天神の杜	奥海印寺竹ノ下19	959-1220	20	施設長	1	
老人保健施設アゼリアガーデン	友岡4丁目114	957-1112	20	施設長	1	
介護老人保健施設マムフローラ	奥海印寺奥ノ院	958-3388	20	施設長	1	
チャーム長岡京	神足太田1-4	959-5015	20	施設長	1	*1 *2
介護老人保健施設 春風	久貝1丁目6-23	953-6301	50	施設長	1	*1
介護複合施設 今里	今里庄ノ淵32	959-3350	20	施設長	1	
せんしゅんかい 小規模多機能型居宅介護 あさつゆ	久貝2丁目15	959-5560	10	施設長	1	*1 *2
せんしゅんかい デイサービスセンター 友岡	友岡川原29-11	952-3339	10	施設長	1	*1
せんしゅんかい デイサービスセンター 滝ノ町	滝ノ町2丁目9-7	953-8538	10	施設長	1	*1
せんしゅんかい デイサービスセンター 風車	馬場井料田4-7	952-6503	10	施設長	1	*1
保育・高齢複合施設 友岡	友岡1丁目2-3	959-0150	20	施設長	1	

合計21箇所

- *1 小畑川（水系）、小泉川浸水想定区域内施設
- *2 淀川水系浸水想定区域内施設
- *3 土砂災害警戒区域内施設

資料4-6 相互利用協定避難所

施設名	所在地	電話番号
向日市立向陽小学校	向日市向日町南山3	921-0250
向日コミュニティセンター	向日市向日町南山3-3	932-1826

資料4-7 水害時における協定に基づく一時避難場所

施設名	所在地
長岡京スカイハイツ	馬場見場走り26番地の3
シャルマンコーポ神足	神足木寺町3番1号

資料4-8 広域避難場所一覧

名称（受入人員）	所在地	構成一時避難場所
北部広域 避難場所 (約2,000人)	光明寺及び 西山公園一帯	[文教施設] 長法寺小学校、長岡第三小学校、長岡第七小学校、長岡第十小学校、長岡第二中学校、京都西山短期大学 [公園施設] 川原公園、八ノ坪公園、西山公園 [寺社等] 光明寺
中部広域 避難場所 (約2,500人)	長岡公園及び 長岡天満宮一帯	[文教施設] 神足小学校、長岡第四小学校、長岡第六小学校、長岡中学校、府立乙訓高等学校 [公園施設] 長岡公園、新田公園、野添公園、中開田公園、今里大塚古墳公園 [寺社等] 長岡天満宮
東部広域 避難場所 (約2,500人)	長岡第八小学校、 長岡第三中学校 及び 恵解山古墳	[文教施設] 長岡第八小学校、長岡第九小学校、長岡第三中学校、立命館中学校・高等学校 [公園施設] 神足公園、勝竜寺城公園、調子馬ノ池公園 [企業所有地] 三菱電機(株)京都製作所グラウンド
西部広域 避難場所 (約2,000人)	西代里山公園一 帯	[文教施設] 長岡第五小学校、長岡第四中学校、府立西乙訓高等学校 [公園施設] 西代里山公園、下海印寺西条公園、こがねが丘ホテル公園

合計4地域

資料4-9 一時避難場所一覧

施設名	所在地
神足小学校	神足3丁目2-1
長法寺小学校	長法寺川原谷31
長岡第三小学校	今里4丁目5-10
長岡第四小学校	友岡1丁目2-4
長岡第五小学校	下海印寺東山1
長岡第六小学校	長岡2丁目3-1
長岡第七小学校	今里北ノ町35
長岡第八小学校	勝竜寺29-1
長岡第九小学校	東神足2丁目17-1
長岡第十小学校	井ノ内玉ノ上22
長岡中学校	天神4丁目5-1
長岡第二中学校	今里5丁目20-1
長岡第三中学校	勝竜寺28-1
長岡第四中学校	下海印寺西山田1-1
乙訓高等学校	友岡1丁目1-1
西乙訓高等学校	下海印寺西明寺41
京都西山短期大学	粟生西条26
立命館中学校・高等学校	調子1丁目1-1

施設名	所在地
長岡公園	天神2丁目
川原公園	今里川原
新田公園	長岡1丁目
野添公園	一文橋2丁目
中開田公園	長岡1丁目
八ノ坪公園	長岡3丁目
今里大塚古墳公園	天神5丁目
光明寺	粟生西条内
神足公園	東神足2丁目
三菱電機株	馬場図所1
長岡天満宮	天神2丁目
西山公園	長法寺
勝竜寺城公園	勝竜寺13-1
西代里山公園	奥海印寺西代
調子馬ノ池公園	調子2丁目
下海印寺西条公園	下海印寺西条
こがねが丘ホテル公園	高台1丁目

※グラウンド等のオープンスペースに避難を行うものとする

資料 4-10 医療救護所設置箇所

救護所設置施設名		所在地	電話	救護人員	電気	水道	ガス	
一次救護所	長岡中学校	天神四丁目 5-1	951-1171	600 人	○	○	○	
	長岡第二中学校	今里五丁目 20-1 号	954-5330	570 人	○	○	○	
	長岡第三中学校	勝竜寺 28-1	955-2556	480 人	○	○	○	
	長岡第四中学校	下海印寺寺西山田 1 番地 1	951-2112	450 人	○	○	○	
二次救護所	中校区 長岡	神足小学校	神足 3 丁目 2-1	951-1034	450 人	○	○	○
		長法寺小学校	長法寺川原谷 31	951-0027	330 人	○	○	○
		長岡第六小学校	長岡 2 丁目 3-1	954-5300	390 人	○	○	○
	中校区 長岡第二	長岡第三小学校	今里 4 丁目 5-10	951-0902	390 人	○	○	○
		長岡第七小学校	今里北ノ町 35	954-6500	450 人	○	○	○
		長岡第十小学校	井ノ内玉の上 22	955-4600	330 人	○	○	○
	中校区 長岡第三	長岡第四小学校	友岡 1 丁目 2-4	953-4004	390 人	○	○	○
		長岡第八小学校	勝竜寺 29-1	952-4400	390 人	○	○	○
		長岡第九小学校	東神足 2 丁目 17-1	955-4081	390 人	○	○	○
	中校区 長岡第四	長岡第四小学校	友岡一丁目 2 番 4 号 (調子一丁目、調子二丁目、 友岡一丁目、友岡二丁目、 友岡三丁目、友岡四丁目、 (竹の台の全域を除く)	953-4004	390 人 (長岡第八 小学校と 重複)	○	○	○
長岡第五小学校		下海印寺東山 1	952-0005	420 人	○	○	○	
人救護 可能 員能	一次救護所			2,100 人				
	二次救護所			4,320 人				
	計			6,420 人				

資料 4-11 備蓄物資等の状況

品目	合計
五目ご飯	16,750 食
わかめご飯	7,300 食
白がゆ	15,250 食
ビスコ	19,200 食
缶詰パン	19,084 食
粉ミルク	146 缶
液体ミルク(240 ml)	120 缶
備蓄用ボトル水(490 ml)	93,192 本
食事介助用品(とろみエール)	1 袋
氷砂糖	10 箱
フィンチュー	1,500 食
野菜チュー	3,000 食
野菜ジュース	38,000 本
ビスケット	6,060 箱
おしりふき(70枚入)	108 袋
清浄綿(100包)	10 箱
ウェットティッシュ(20枚入)	1,350 袋
冷却ジェルシート	100 枚
カイロ	3,000 個
マスク	292,900 枚
アルコール(手指消毒用)	619 ℓ
医療用ガウン	70 枚
フェイスシールド	60 枚
ニトリル手袋	3,500 枚
紙おむつ(こども用)	13,020 枚
紙おむつ(おとな用)	1,136 枚
生理用品	10,320 枚
液体ハミガキ	30 個
カセットコンロ	10 台
カセットボンベ	150 本
哺乳瓶	165 本
使い切り哺乳瓶	100 本
毛布	3,810 枚
サランラップ	50 本
災害用食器セット(50人分)	20 式
はみがきブラシ(50本)	13,500 本
エアテント	1 式
ブルーシート	1,060 枚
災害用大釜	10 式
車いす	37 台
血圧計	10 台
熱中症計	6 台

品目	合計
救急箱	29 台
担架	16 台
簡易担架	10 台
簡易ベッド	9 台
段ボールベッド	50 台
敷きマット (2m)	50 枚
敷きマット (20m)	10 枚
仮設トイレ	30 式
マンホールトイレ・テント	219 式
ポータブルトイレ (本体)	10 台
ポータブルトイレ (消耗品)	1,000 式
自動ラップ式トイレ	4 台
簡易段ボールトイレ	6 台
トイレトーパー (170m 巻)	2,688 本
災害・非常用発電機	30 式
ポータブル電源 (120, 600mAh)	10 台
モバイルバッテリーセット	10 式
ドラムコンセント	1 台
懐中電灯	10 本
可搬式照明器具セット	10 台
可搬式照明器具セット (充電式)	4 台
発電機	11 台
屋内用間仕切りテント (ワンタッチ式)	20 式
屋内用パーティション (ワンタッチ式)	10 台
紙の間仕切りシステム (PPS)	400 式

※備蓄数量は、令和3年1月末現在

資料4-12 木造密集地・住宅密集地・重要対象物・消防活動拠点

項目	地域
木造密集地	
住宅密集地	
重要対象物	市内医療機関、小学校（避難場所）、危険物取扱事業所
消防活動拠点	長岡京消防署、東分署、長岡京市スポーツセンター（受援の拠点）

資料4-13 コミュニティ防災活動用資機材配備表

【配備地区一覧】

名称	所在地	整備年度
坂ノ尻公園	奥海印寺東山	平成7年度整備済
滝ノ町公園	滝ノ町	平成8年度整備済
一里塚公園	神足1丁目	平成8年度整備済
長法寺小学校	今里南平尾	平成9年度整備済
友岡こども園	友岡4丁目	平成9年度整備済
奥海印寺自治会館	奥海印寺多貝垣外	平成10年度整備済
長岡第七小学校	今里北ノ町	平成10年度整備済
長岡第三小学校	今里4丁目	平成11年度整備済
長岡第八小学校	勝竜寺	平成11年度整備済
長岡第六小学校	長岡2丁目	平成12年度整備済
古市（在）公民館	神足屋敷	平成12年度整備済

【配備資機材一覧】

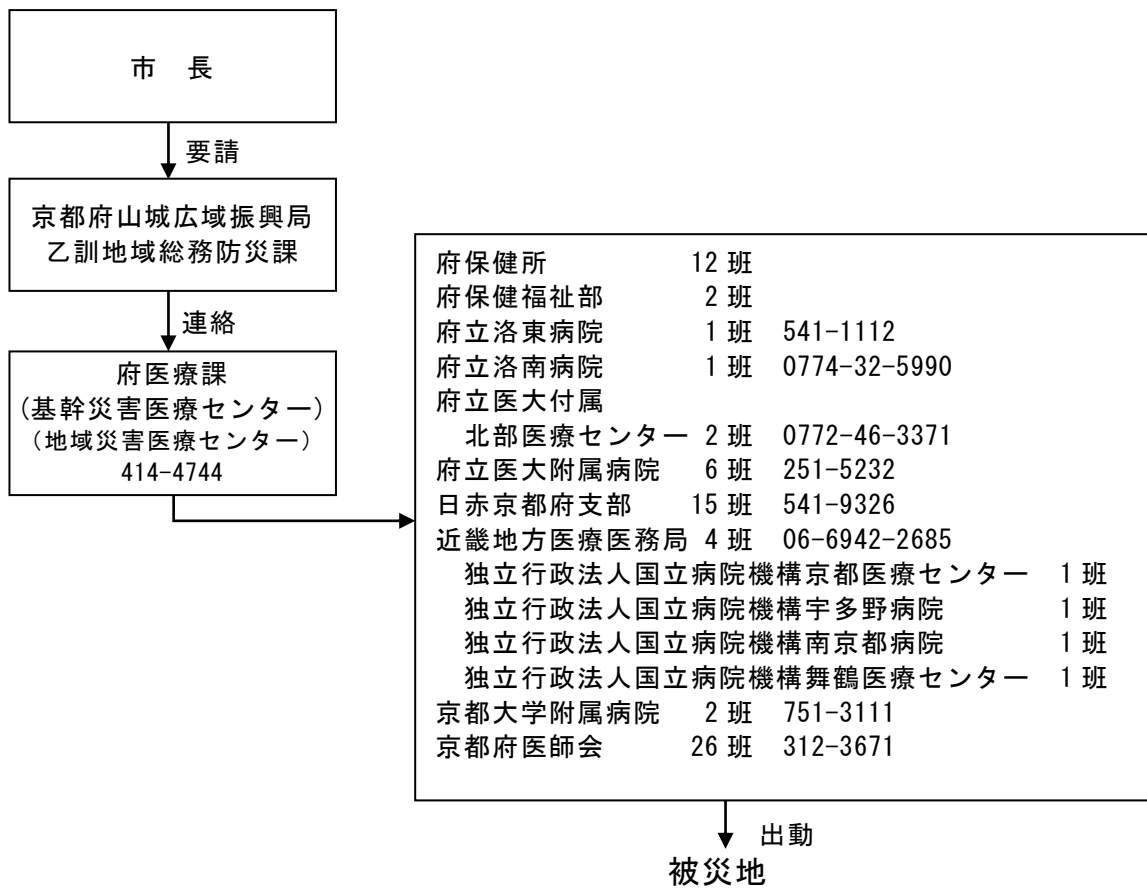
配備内訳	数量	配備内訳	数量
耐震防火水槽	1基	電工ドラム	1台
可搬消防ポンプ	1式	拡声器	1個
エアードン架	5台	万能斧	3本
四ツ折担架	5台	番線カッター	4本
組立ベッド	5台	スコップ	10本
救助ハシゴ	2本	ツルハシ	10本
救命ロープ	2本	カケヤ	5本
油圧ジャッキ	2台	金テコ	10本
発電機	1台	鉄ハンマー	5本
投光機	1台	ノコギリ	10本

資料4-14 小学校別医療機関一覧表

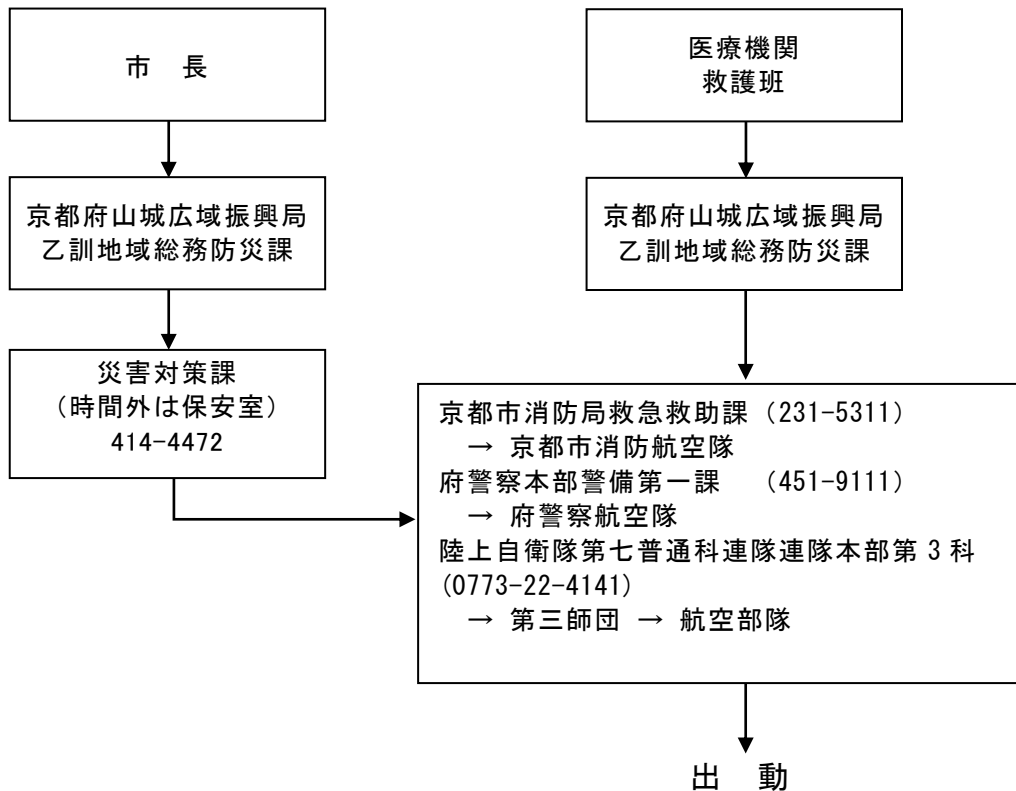
校区	医療機関名	所在地	主たる診療科目	電話番号
神足 小学校区	千春会病院	開田2丁目14-26	内科	954-2175
	鈴木医院	開田2丁目3-10	内科	951-1508
	大林内科・循環器科クリニック	神足1丁目15-5	内科	954-3825
	足立医院	神足1丁目8-7	内科	954-7979
	堀口医院	開田3丁目6-19	外科	953-8627
	橋本医院	開田2丁目9-12	肛門科	957-6886
	中元耳鼻咽喉科医院	開田4丁目8-5	耳鼻咽喉科	954-3311
	在田皮膚科医院	開田2丁目1-21	皮膚科	956-2638
	さいのうち医院	神足1丁目10-6	外科	955-6850
	神部整形外科	神足3丁目4-8	整形外科	958-0270
	北條クリニック	開田4丁目5-10	小児科	959-3131
	はっとりこどもクリニック	開田4丁目1-5	小児科	956-1222
	岩見眼科	開田2丁目9-12	眼科	958-6550
	みちはた小児科医院	開田2丁目9-12	小児科	958-1300
	ぬくい皮フ科クリニック	神足3丁目4-4	皮膚科	953-4811
	長岡京駅前メンタルクリニック	神足2丁目3-1	精神科	958-2055
	さたけ整形外科	開田4丁目8-6	整形外科	950-3456
	ちかやま内科	開田4丁目8-6	内科	323-7614
	ほった眼科	開田1丁目121	眼科	959-9009
	千春会ハイパーサーミアクリニック	神足2丁目3-1	内科	958-6310
長法寺 小学校区	済生会京都府病院※令和4年6月 移転予定	今里南平尾8	総合病院	955-0111
	稲田内科	天神3丁目7-25	内科	925-8804
長岡第三 小学校区	西山病院	今里5丁目1-1	精神科	955-2211
	片岡診療所	今里西ノ口18-5	外科	953-8338
	すずき内科クリニック	今里西ノ口7-1	内科	959-1150
	高山整形外科	今里西ノ口7-1	整形外科	959-0955
	馬場診療所	今里西ノ口7-1	消化器内科	959-1566
長岡第四 小学校区	長岡病院	友岡4丁目18-1	精神科	951-9201
	田本内科	友岡3丁目12-12	内科	951-0749
	鈴木外科医院	友岡4丁目19-11	外科	953-3988
	村西医院	友岡4丁目16-6	整形外科	955-4723
	森小児科医院	花山3丁目26	小児科	954-9511
	井上クリニック耳鼻咽喉科アレルギー科	花山2丁目28-1	耳鼻咽喉科	959-1187
	しまだ耳鼻咽喉科医院	友岡4丁目21-13	耳鼻咽喉科	956-3387
	富井眼科診療所(長岡分院)	友岡4丁目21-13	眼科	959-5200
	マキ皮膚科クリニック	友岡4丁目21-13	皮膚科	959-4112

長岡第五 小学校区	馬本医院	下海印寺横山43	内科	953-8717
	下尾医院	金ヶ原塚穴ノ前3-1	内科	956-0003
	安藤小児科	こがねが丘9-47	小児科	955-0878
長岡第六 小学校区	猪谷内科医院	長岡2丁目8-17	内科	954-5510
	菅田医院	八条が丘1丁目8-2	内科	954-5720
	森本医院	天神1丁目12-12	外科	956-3000
	天神西村クリニック	長岡2丁目1-41	耳鼻咽喉科	958-3387
	近藤産婦人科医院	長岡2丁目2-32	産婦人科	953-2000
	にしむら医院	長岡2丁目26-16	心療内科	959-3066
	いわきクリニック形成外科・皮フ科	長岡1丁目1-11	皮膚科	959-1071
	海老沢内科医院	長岡1丁目1-12	内科	955-5300
	さとう内科	天神1丁目3-28	内科	959-6800
	土井医院	長岡1丁目3-17	外科	951-5577
	いちまる整形外科クリニック	長岡2丁目26-13	整形外科	925-8200
	長岡京病院	天神1丁目20-10	内科	955-1151
長岡第七 小学校区	新河端病院	一文橋2丁目31-1	外科	954-3136
	乙訓休日応急診療所	今里北ノ町39-4	内科	955-3320
	なかやま医院	今里三ノ坪5-4	内科	955-5666
	横関整形外科医院	野添2丁目12-12	整形外科	955-4700
	井上耳鼻咽喉科医院	一文橋2丁目29-10	耳鼻咽喉科	955-3973
	岡村医院腎・泌尿器科クリニック	今里畔町24-8	泌尿器科	957-1715
長岡第八 小学校区	畠中診療所	勝竜寺11-2	内科	952-2330
	七岡内科医院	久貝3丁目1-18	内科	954-2070
長岡第九 小学校区	くぼた医院	馬場見場走り25-3	内科	951-8880
長岡第十 小学校区	ほう内科医院	滝ノ町2丁目6-13	内科	953-3580
	横関産婦人科医院	滝ノ町1丁目1-21	産婦人科	952-6262
	小原内科・消化器科診療所	滝ノ町1丁目15-10	内科	959-0700

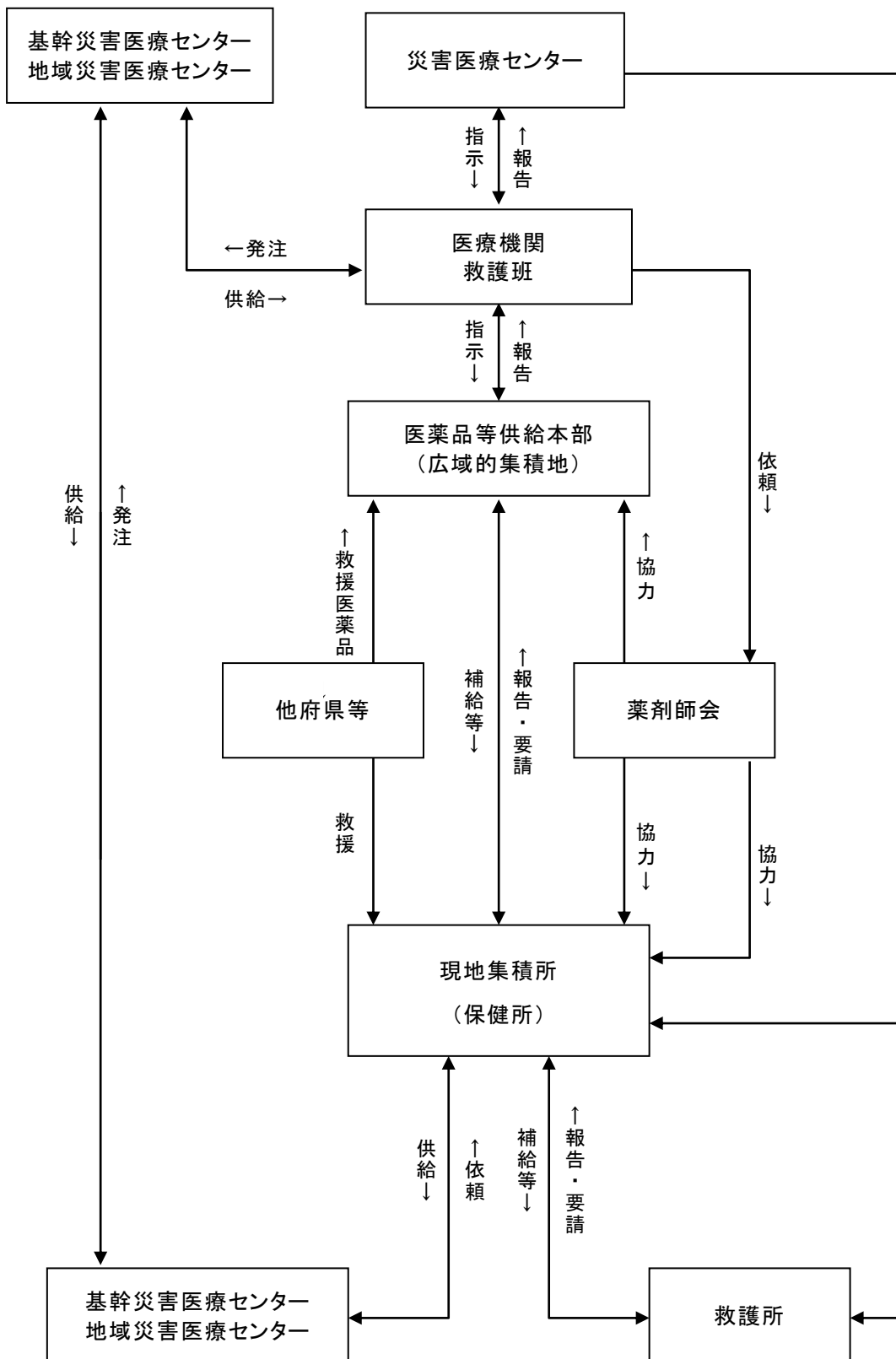
資料 4-15 京都府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統



資料 4-16 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統図



資料 4-17 京都府災害時医薬品等供給システム



資料 4-18 食糧及び生活必需品等備蓄計画

別途、本部事務局にて保管

資料 4-19 緊急薬品・用品 備蓄一覧表

(平成30年1月4日現在)

用途	単位	数量	備考
下痢・食あたり	箱	1	
消毒	箱	3	
胃腸薬	箱	1	
鎮痛・解熱	箱	1	
冷却剤	袋	適量	
総合かぜ薬	瓶	1	
虫さされ	瓶	1	
消炎・鎮痛ハップ剤	袋	1	
滅菌カーゼ	箱	1	
包帯	巻	適量	
油紙	枚	1	
ばんそうこう	箱	1	
サージカルテープ	箱	2	
サポーター	個	1	
三角巾	袋	1	
傷当て剤	箱	1	
カット綿	袋	1	
体温計	本	1	
はさみ	本	1	
ピンセット	本	1	
毛抜き	本	1	
綿棒	箱	1	
ビニール袋	枚	適量	

上記の救急薬品・用品を4セット準備

資料 4-20 一般廃棄物及びし尿収集・運搬委託業者一覧

業種	番号	事業者名称	主たる事業所等の所在地・電話	運搬車		従業員	収集区域
				台数	積載量		
ごみ	1	有限会社 長岡美装社	長岡京市長岡1丁目34番25号 953-7903	7台	14t	21人	市内一円
	2	株式会社 長岡美化	長岡京市長岡2丁目30番48号 パデシオン長岡天神501 952-0171	1台	2t	3人	市内一円
	3	有限会社 浄掃社	長岡京市今里樋ノ尻26番32号 951-4988	1台	2t	3人	市内一円

資料4-21 遺体安置所一覧

1 公的施設等

施設名	所在地	責任者	電話	受入可能数
西山公園体育館	長法寺谷山1	館長	953-1171	150人
中央公民館	天神4丁目1-1		951-1278	100人
図書館			951-4646	40人
京都府長岡京記念文化会館	開田3丁目10-16	常務理事	955-5711	20人
産業文化会館		商工観光課長	955-5440	60人
北開田児童館	長岡1丁目26-27	館長	955-1110	20人
老人憩いの家	長岡1丁目37-20	所長	955-4260	20人
滝ノ町保育所	滝ノ町2丁目2-26	所長	954-5324	20人
新田保育所	長岡2丁目3-2		952-4244	20人
深田保育所	野添2丁目3-3		955-2588	20人
向日葵が丘支援学校	井ノ内朝日寺11	校長	951-8361	60人
ポリテクセンター京都	友岡2丁目2-1	施設長	951-7391	40人
多世代交流ふれあいセンター	長法寺谷山13-1	館長	955-2100	40人
北開田会館	長岡1丁目31-15		955-8844	20人
老人福祉センター竹寿苑	栗生西条8	所長	954-6830	50人
地域福祉センターきりしま苑	東神足2丁目15-2	施設長	956-0294	50人

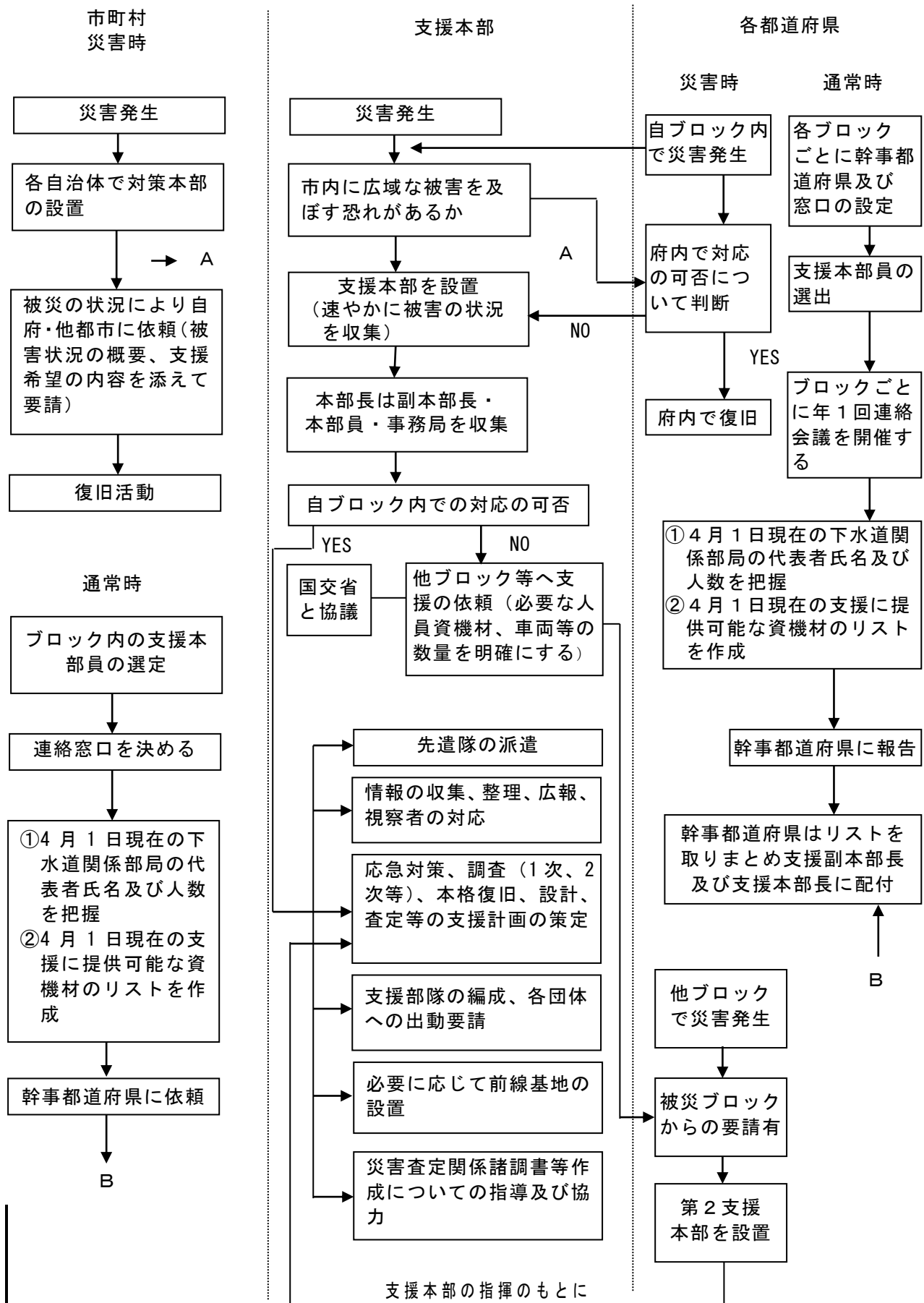
2 市内寺院等

施設名	所在地	責任者	電話	受入可能数
卒台寺	馬場1丁目2-14	中川 準超	951-0642	12人
潤福寺	神足屋敷21	心山 典行	951-0990	12人
光林寺	東神足2丁目6-15	木本 弘昭	951-2740	12人
観音寺	東神足2丁目15-32	安部 法隆	951-1688	12人
勝竜寺 (専勝坊)	勝竜寺19-25	国定 浄運	951-6906	12人
西光寺	久貝3丁目4-10	佐野 諦顕	951-6001	12人
安楽寺	調子1丁目23-7	坂下 隆誠	951-5870	12人
如円寺	友岡1丁目13-18	日下 俊晴	951-1357	12人
三尊寺	開田3丁目2-6	小川 迪雄	951-4526	12人
金蓮寺	長岡1丁目45-3	井川 暁音	951-3437	12人
寂照院	興海印寺明神前31	佐藤 俊順	954-8058	12人
聖徳寺	興海印寺門ノ町17	大高 義晃	951-0294	12人
常光寺	興海印寺火ノ尾36	菅田 祐準	955-2832	12人
慈光院	下海印寺北条36	藤原 弘明	952-0189	12人
阿弥陀寺	下海印寺西条22	石田 充学	951-6537	12人
地藏院	金ヶ原土山12	川勝 善祥	953-9939	12人
楊谷寺	浄土谷堂ノ谷2	日下 悌宏	956-0017	12人
乘願寺	浄土谷宮ノ谷4	日下 俊文	956-4230	12人
西向寺	今里3丁目5-16	太田 勝智	952-8592	12人
大正寺	今里3丁目12-1	森岡 隆威	951-6561	12人
乙訓寺	今里3丁目14-7	川俣 海淳	951-5759	12人
長法寺	長法寺谷田16	川西 寂紹	951-9075	12人
光明寺	栗生西条内26-1	高野 純雄	955-0002	100人
安楽院	栗生西条内12	廣瀬 隆茂	951-2675	12人
閻地院	栗生西条内25	本多 功造	951-6832	12人
浄光寺	井ノ内南内畑73	桑野 隆良	951-5854	12人

資料4-22 市外火葬場一覧

名 称	所 在 地	電 話
京 都 市 中 央 斎 場	京都市山科区花山旭山町	075-561-4251
宇 治 市 斎 場	宇治市宇治金井戸7-37	0774-21-2737
綾 部 市 営 火 葬 場	綾部市田野町田野山1-15	0773-42-6620
福 知 山 市 営 火 葬 場	福知山市長田野町2-1-2	0773-63-6788
舞 鶴 市 斎 場	舞鶴市余部上729	0773-63-6788
高 槻 市 立 葬 祭 セ ン タ ー	高槻市安満御所の町4-1	072-698-4088
枚 方 市 市 営 火 葬 場	枚方市車塚1丁目1-30	072-557-4123
大 阪 市 営 小 林 斎 場	大阪市大正区小林東3-12-8	06-6551-0402
大 阪 市 営 北 斎 場	大阪市北区中長柄西1-7-13	06-6351-3042
吹 田 市 立 や す ら ぎ 苑	吹田市吹東町17-1	06-6381-1689
豊 中 市 立 火 葬 場	豊中市新千里南2丁目6-3	06-6871-4500
神 戸 市 甲 南 斎 場	神戸市東灘区本山町田中南小路423	078-851-8050
大 津 市 火 葬 場	大津市木戸1494-1	0120393-100
草 津 市 営 火 葬 場	草津市東草津4丁目3-27	077-562-2751
近 江 八 幡 市 立 西 山 火 葬 場	近江八幡市船木町36	0120-56-8309

資料 4-23 下水道事業における災害時復旧支援に関するルールのフロー

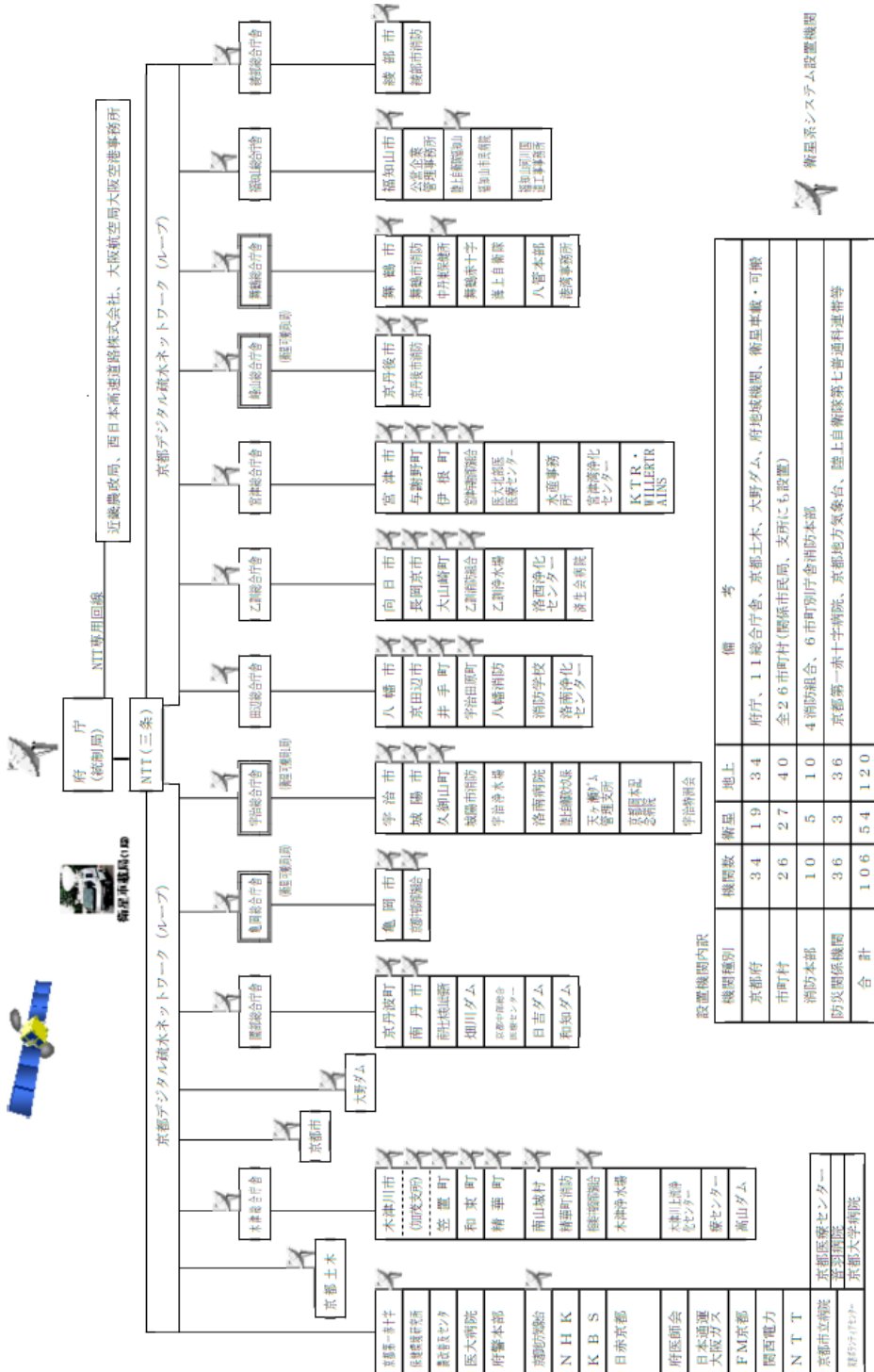


第5章 通信関係

資料5-1 京都府防災行政無線回線構成図

京都府衛星通信系防災情報システム構成図 (平成15~18年度整備)

平成31年4月現在



資料5-2 通信統制

通信については有線通信及び無線通信とし、通信順位は次のとおりとする。

順位	通信条件	
1	通報	災害通報受信、119番、無線
2	指令	出場指令、活動指令
3	応援要請	広域応援要請（有線）
4	報告	現場状況報告、応援要請報告
5	警報	避難勧告等
6	連絡	
7	その他	

資料5-3 通信機器等の保守業者及び連絡先

種別	保守業者
MCAデジタル行政無線	西菱電機（株）関西支社 大阪市北区堂島浜2丁目2-8 TEL:06-4797-7604
京都府震度情報 ネットワークシステム	西日本電信電話（株）京都支店 京都市中京区烏丸三条上ル場之町604 TEL:075-255-9070
一般電話	大和電設工業（株） 京都市南区吉祥院池ノ内町83 TEL:075-672-3311

資料 5 - 4 無線機器の設置状況

(R3.1月末現在)

1 防災行政無線（MCA無線）

	基地局	車載型	可搬型	携帯型	摘 要
市役所	1			35	
計	1			35	

2 水道無線

	固定局	車載型	携帯型	摘 要
市 役 所	1	8	2	市波 373.25MHZ で運用
浄 水 場		5	1	
計	1	13	3	

資料 5-5 庁内放送文例

1 台風が接近している場合

現在、台風〔台風No.〕号が、
〔地域名1：台風の現在の位置〕を〔方位〕に進んでおり、
〔長岡京市に最接近すると予想される時間〕
に京都府南部にもっとも接近するおそれがあります。

京都府南部では現在
〔現在発令されている注意報又は警報〕が発令されており、
これから〔京都府南部はどのような状態に入るか〕が予想されます。

職員の皆さんは、今後の気象情報に留意のうえ、
〔職員を台風の接近に際してどのように処遇するか
（自宅待機、又は災害対策本部役職者は庁内待機をさせる等の措置）〕
ようお願いいたします。

2 警報が発令されている場合

本日〔警報が発令された時刻〕、
長岡京市に〔警報及びそれに付随する注意報の種類〕が発令されました。
〔現在の時刻。終業前に放送する場合は午後5時現在〕も継続して発令中であり、
警戒を要する状態が依然続いております。

職員の皆さんは、今後の気象情報に留意のうえ、
〔職員を台風の接近に際してどのように処遇するか
（自宅待機、又は災害対策本部役職者は庁内待機をさせる等の措置）〕
ようお願いいたします。

3 地震（震度4以上）が発生場合

〔地震発生時刻〕、地震が発生しました。
長岡京市の震度は、〔震度の大きさ〕を記録しました。

つきましては〔災害警戒本部・災害対策本部のどちらか〕
を設置しますので、職員は直ちに体制をとって下さい。

また、本部会議を〔本部を設置する部屋〕にておこないますので
班長・副班長は直ちに参集して下さい。

4 市内に激甚な被害が発生する恐れがあると認められたとき

(災害対策本部設置)

[現在の時刻] 現在、

[被害をもたらすと思われる災害の種類(台風、豪雨等)]により、市内に大きな被害をもたらすことが予想されます。

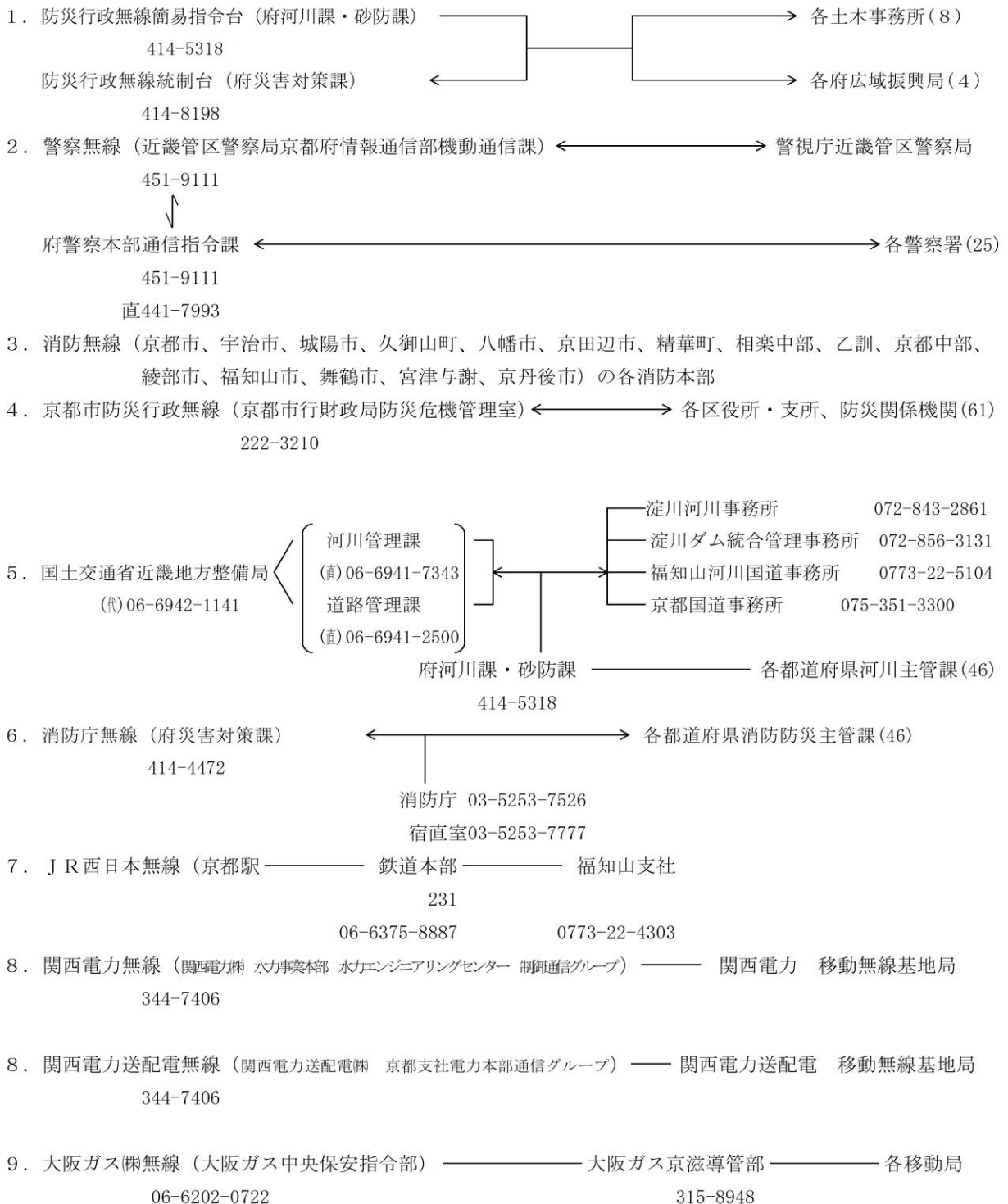
これより災害対策本部を設置しますので、職員は直ちに体制をとってください。

なお、本部会議を[本部を設置する部屋]にておこないますので、班長・副班長は直ちに参集してください。

(いずれも2回繰り返し)

資料5-6 防災機関の有する無線系統（京都府地域防災計画抄）

防災機関の有する無線系統



第6章 消防関係

資料 6-1 耐震性防火水槽設置箇所

実施年度	校 区	設置場所	容積 (※)	自主防災 組織結成	備 考
7	長岡第五小	奥海印寺坂ノ尻公園 (海印寺こども園南)	60	○	水利不便地 住宅密集地
8	長岡第十小	滝ノ町公園 (滝ノ町一丁目)	60	○	住宅密集地
	神足小	一里塚公園 (一里塚地内)	60	○	住宅密集地
9	長法寺小	長法寺小学校	60	○	避難場所 済生会京都府病院に近接
	長岡第四小	友岡こども園	60	○	水利不便地
10	長岡第五小	奥海印寺自治会館	60	○	水利不便地
	長岡第七小	長岡第七小学校	60	○	避難場所
11	長岡第三小	長岡第三小学校	60	○	避難場所
	長岡第八小	長岡第八小学校	60	○	避難場所
12	長岡第六小	長岡第六小学校	60	○	避難場所 住宅密集地
	長岡第九小	神足屋敷地内	60	○	古市(在)公民館前
	長法寺小	今里大塚古墳公園 (天神五丁目地内)	60	○	今里大塚古墳公園

※容積の単位は「立方メートル」

資料 6-2 自然水利用計画

第1 (目的)

大規模地震の発生に伴う、同時多発火災、大火災に対処する消火用水を有効に活用するため、自然水利の利用を積極的に行うことを目的とする。

第2 (利用自然水利)

- 1 利用可能な自然水利の状況を把握するため、ため池等調査台帳を作成し、調査整理をおこなう。
- 2 ため池等調査台帳に記載した自然水利は、指定消防水利として利用可能なものに水利番号を付して、常時使用可能の状態におく。又、その他のため池についても、水利の把握に努める。
- 3 ため池等調査台帳に記載した自然水利のうち、消防水利として指定したのを利用し自然水利とする。

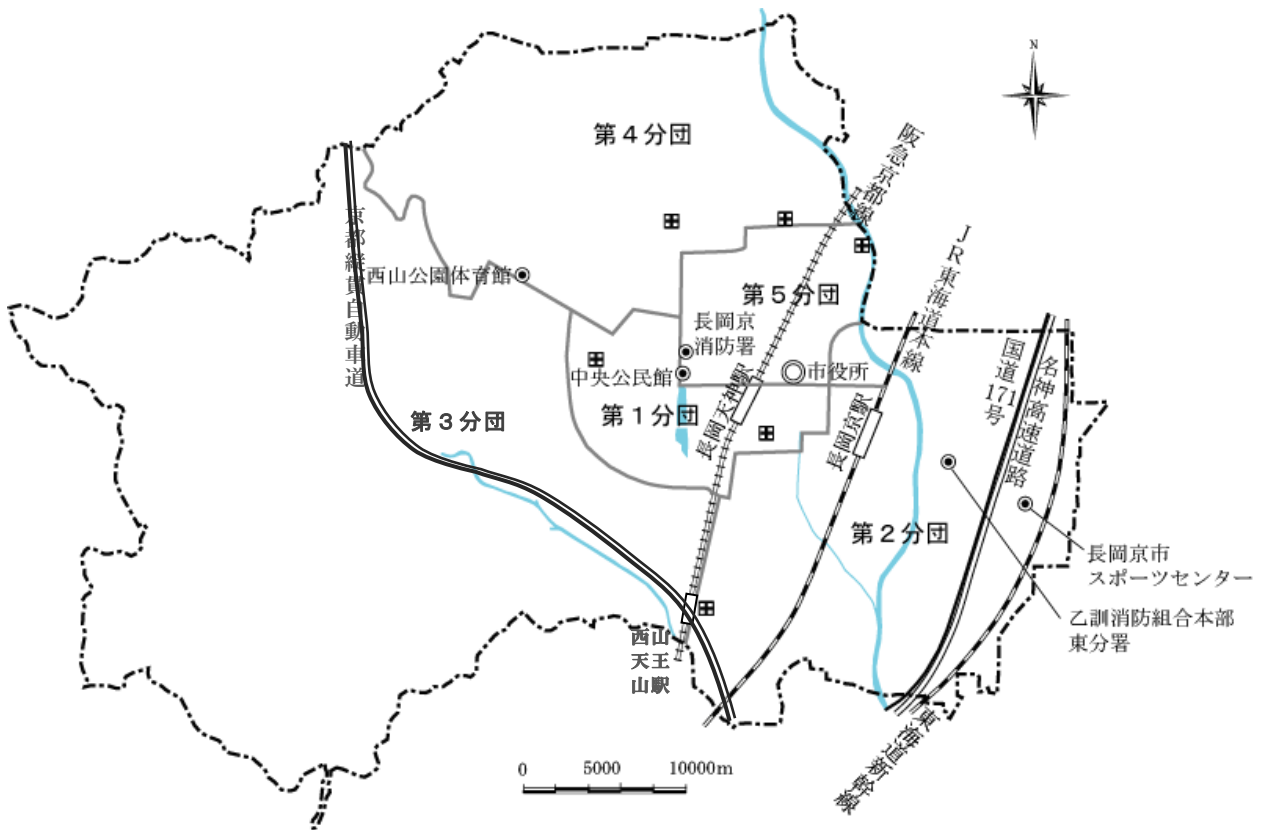
第3 (自然水利の利用)

- 1 第2に基づき、利用自然水利としたものからの直接取水を原則とする。
- 2 利用自然水利からの灌漑用水路を利用した間接的な取水及び利用自然水利以外のため池からの取水については、当市の消防力を勘案して、一時的な利用は困難であることから、他都市からの受援時等に二次的な利用を考慮し、そのためには情報提供を行う。
- 3 河川水の利用は、水量が豊富にあることを条件として、付近の防火水槽が使用できない場合及び利用自然水利からの中継送水、その他の消火用水が確保できない場合に利用を考慮する。

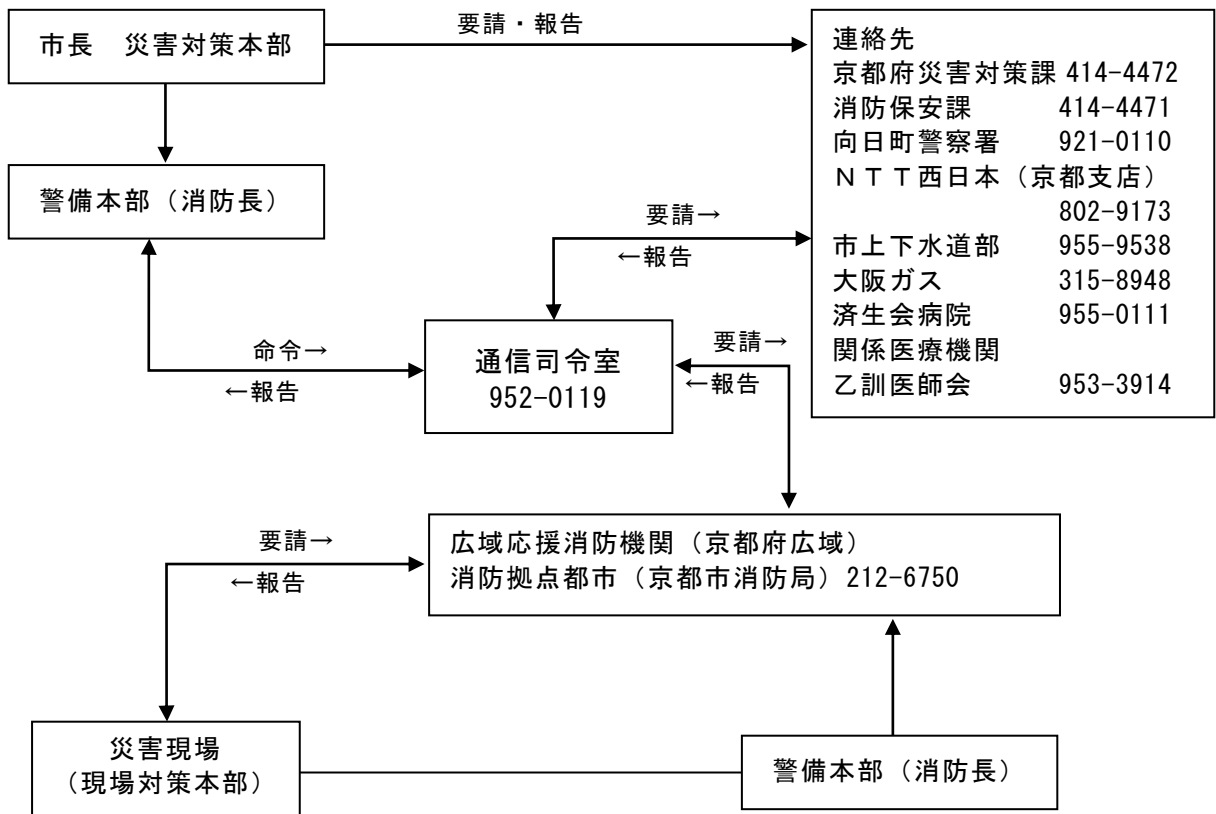
第4 (消火活動)

- 1 大規模地震の発生に伴い同時多発火災及び大火災が発生した場合に消火栓を使用することは、一時的に取水が可能であっても、水道管が破損しているおそれがあるために継続した取水が保証されない。
また、災害時の飲料水確保の観点からも他に水利がない場合でかつ、短時間で消火の期待できる場合に限ること。
- 2 当面の間、付近の防火水槽又はプールを利用して消火用水を確保する。
- 3 利用自然水利から直近の火災には、直接消火に利用するほか、火災発生場所まで相当の距離がある場合又は多方面で火災が発生している場合は、火災発生方面に向けた中継送水を行う。
- 4 中継送水は、地形、勾配及びポンプを介し、以降同様とする。
- 5 基ポンプからホース 20 本又は基ポンプ圧力が 10kgf/cm³ 以内、中継圧力が 5 kgf/cm² で運転の継続できる本数以内に中継ポンプを介し、以降同様とする。
- 6 中継放水のほか、防火水槽への分岐補給も考慮するなど、最少のポンプ台数での効果を期する。

資料6-3 長岡京市消防団 各分団の管轄地域



資料6-4 応援ルート



資料 6-5 即時応援

1 応援協力を求める消防本部等

番号	応援要請先	電話番号	対象災害
1	京都市消防局消防指令センター	212-6750	京都市・長岡京市相互消防応援協定 京都府広域消防応援広域航空消防応援
2	宇治市消防本部情報管理課	0774- 22-0119	京都府広域消防応援 大規模災害消防応援
3	島本町消防本部	962-1199	林野火災
4	「大規模災害消防応援」「緊急消防助隊」の副次ルート ※近隣都道府県の代表消防機関の消防長		大規模災害消防応援 緊急消防援助隊

2 応援を求める区域

番号	通常応援	特別応援
1	京都市境界線付近	
2	島本町境界線付近の山林	
3	市内全域京都府広域消防応援	
4		市内全域広域航空消防応援大規模災害消防応援 緊急消防援助隊

資料 6-6 広域消防応援を求める地域代表消防本部並びに代行消防本部

地域	消防本部	電話番号	電話 F A X	無線電話	無線 F A X
京都府	代表 京都市消防局	231-5311	251-0062		
	代行 宇治市消防本部	0774-39-9400	0774-39-9406		
大阪府	代表 大阪市消防局	06-6582-2854	06-6582-2864		
	代行				
滋賀県	代表 大津市消防局	077-522-0119	077-522-4657		
	代行				
京都府	代表 京都府消防保安課	414-4472	414-4477	020-700- 4472	026-700- 8102
	代行 山城広域振興局 乙訓地域総合庁舎	921-0183	932-4570	21-611	21-651
消総 防務 庁省	代表 防災課	03-5253-7525	03-5253-7535		

資料 6 - 7 広域航空消防応援

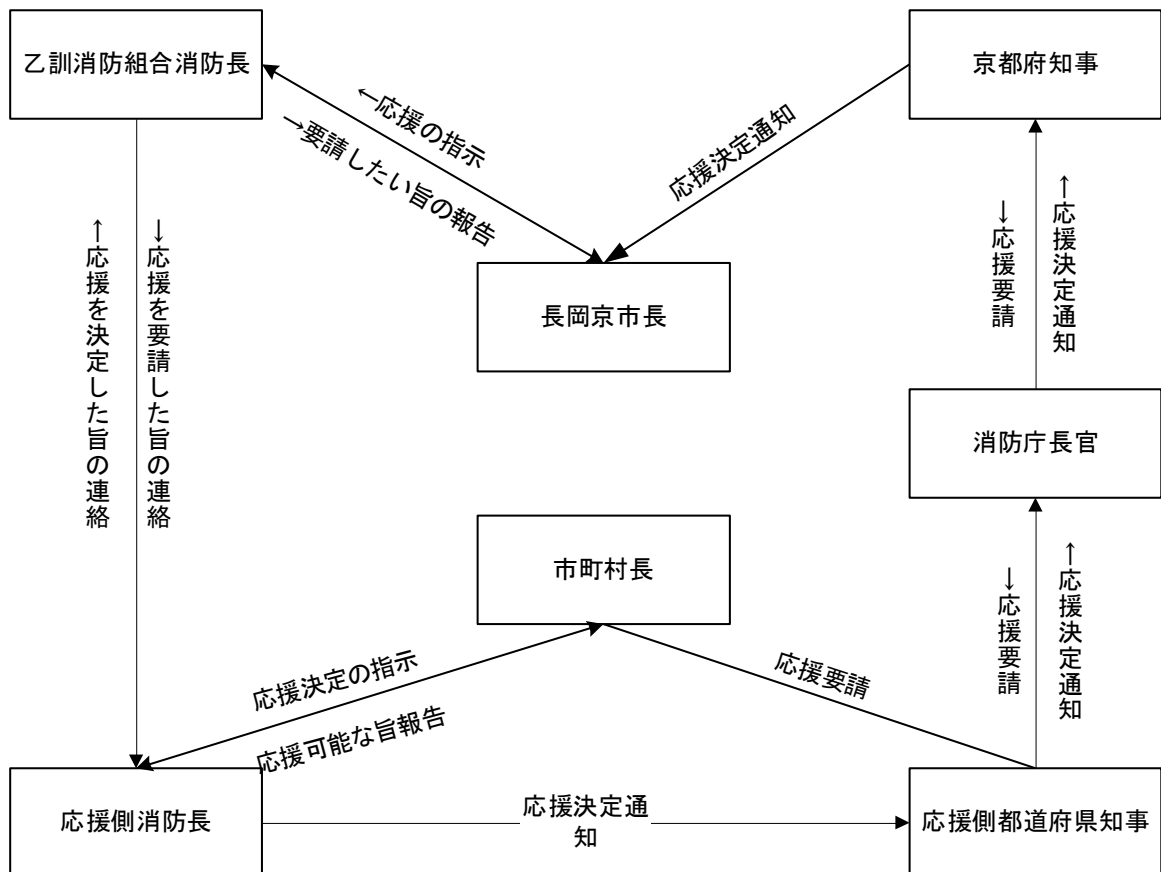
1 対象大規模特殊災害

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林等で陸上からの接近が著しく困難な地域での火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他上記に準ずる事故

2 応援の種別

- (1) 調査出場 現場把握、情報収集、指揮支援等
- (2) 火災出場 消火活動
- (3) 救助出場 人命救助のための特別な活動を要する場合
(付随する緊急輸送活動)
- (4) 救急出場 救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救急出場 救急物資、資機材、人員等の輸送

3 広域航空消防応援の要請及び決定ルート



4 ヘリポートの設置場所

- (1) 災害の地域、規模等を考慮し、緊急援助隊受援計画の活動情報資料のとおりとする。
 ※ 緊急援助隊受援計画について、現在は緊急援助隊にかかる情報収集資料を準用する。

5 燃料補給基地

京都市消防局航空隊に基地使用の要請を行うものとする。

6 広域航空消防応援要請連絡先

(1) 京都府知事

連絡・要請窓口	電話番号	電話ファックス	無線電話	無線ファックス
京都府消防保安課	414-4471	414-4477	026-700-4472	026-700-8102

(休日は保安室で対応)

(2) 応援側都市の消防本部

No. 消防本部	(連絡・要請窓口) 電話番号	ファクシミリ番号	航空隊電話番号	航空隊ファクシミリ
1. 札幌市消防局	(指令課) 011-215-2080	011-261-9119	011-784-0119	011-784-0290
2. 仙台市消防局	(司令課) 022-234-1166	022-234-1150	022-308-4578	022-308-4578
3. 千葉市消防局	(指令課) 043-277-2411	043-278-0119	043-292-9186	043-292-9189
4. 東京消防庁	(総合司令室) 03-3212-2111	03-3213-1477	03-3521-5811	03-3522-0120
5. 横浜市消防局	(指令課) 045-332-1351	045-331-5221	045-784-0119	045-784-0116
6. 川崎市消防局	(指令課) 044-244-8351	044-211-0111	03-3522-0119	03-3522-0119
7. 名古屋市消防局	(防災指令課) 052-961-0119	052-953-0119	0568-28-0119	0568-28-0721
8. 京都市消防局	(指令センター) 075-231-5311	075-252-1190	075-621-1834	075-621-1683
9. 大阪市消防局	(司令課) 06-6543-0119	06-6535-5299	0729-92-4900	0729-91-0119
10. 神戸市消防局	(司令課) 078-333-0119	078-392-2119	078-303-1192	078-302-8119
11. 岡山市消防局	(消防情報通信 センター) 086-234-9978	086-234-1059	086-261-0119	086-261-1190
12. 広島市消防局	(救急救助課) 082-246-8211	082-247-1645	082-291-1172	082-291-1146
13. 福岡市消防局	(指令課) 092-725-6640	092-735-1074	092-451-3119	092-473-8425
14. 北九州市消防局	(指令課) 093-582-3811	093-592-6805	093-475-6701	093-475-6700

資料 6-8 トリアージタグ

1 トリアージタグの形式

消防庁標準（平成8年7月22日 消防救第152号消防救急救助課長通知）

3枚目・表面（収容医療機関用）

（紐穴の直径は3mm）

[収容医療機関用]		No		氏名 (Name)	年齢 (age)	性別 (sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)			電話 (Phone)			
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分			トリアージ実施者氏名			
搬送機関名		収容医療機関名				
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III				
トリアージ実施機関		医 師 救 急 救 命 士 そ の 他				
症状・傷病名						
特記事項						
0						
I						
II						
III						

11.0

1.8 ← 黒色

1.8 ← 赤色

1.8 ← 黄色

1.8 ← 緑色

1.8

6.2

23.2

8.0

3枚目・裏面（収容医療機関用）

（紐穴の直径は3mm）

特記事項
0
I
II
III

2 タッグに用いる色の区分

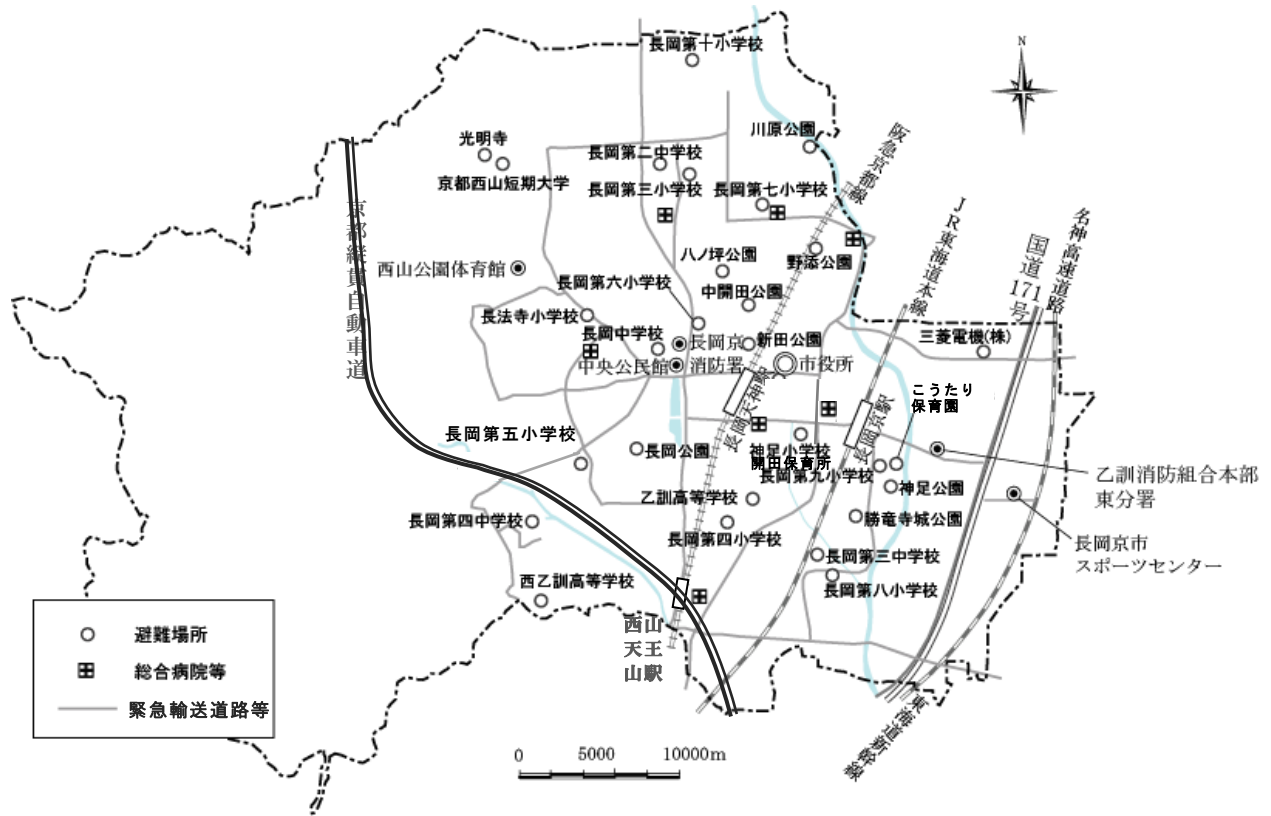
軽処置群を緑色（Ⅲ）、非緊急治療群を黄色（Ⅱ）、最優先治療群を赤色（Ⅰ）、死亡及び不処置群を黒色（0）に区分する。モギリ片の色の順番は、外側から緑色、黄色、赤色、黒色の順でそれぞれ両面に印刷し、ローマ数字のみ記載し、模様や絵柄は記載しない。

3 タッグの紐穴

タグの上部中央で直径3mmとする。なお、使用に際し四肢等に結わえることができるようゴム紐（輪状）を取り付けるものとする。

第7章 輸送関係

資料7-1 長岡京市緊急輸送道路等予定路線図



資料7-2 ヘリコプター発着所

発着場所	所在地	備考
長岡京市スポーツセンター	神足下八ノ坪	
西代管理ヤード	奥海印寺西代	

資料7-3 市有車両一覧表

所管部課 \ 車種	バス	乗用車	小型貨物自動車	トラック	加圧式給水車	ダンプ	塵芥車	軽四輪自動車	糞尿車	緊急消防車	原動機付自転車	合計
公共資産活用推進室	1	5	1	1		1		24			3	36
公園緑地課								1				1
環境業務課						7	9	4				20
老人福祉センター	1							1				2
保健センター											1	1
教育支援センター								1				1
多世代交流ふれあいセンター								1				1
中央公民館								1				1
図書館								1				1
北開田会館								1				1
北開田児童館								1				1
上下水道部		1	1	3	1			8				14
教育総務課								1			2	3
学校教育課											1	1
生涯学習課								1			1	2
環境政策室								2				2
消防分団										6		6
計	2	6	2	4	1	8	9	48	0	6	8	94

[注] 「環境政策室/軽四輪自動車」区分については、1台は電気自動車。(リース)

資料7-4 輸送業者一覧表

名称	所在地	電話	種別
JR西日本長岡京駅	神足二丁目4-1	951-1038	民営鉄道業
阪急電鉄長岡天神駅	天神一丁目30-1	951-1027	民営鉄道業
阪急電鉄西山天王山駅	友岡4丁目22-1	06-6133-3473	民営鉄道業
西都交通	勝竜寺尻細2-1	953-1188	タクシー
都タクシー長岡営業所	開田一丁目2-6	951-1579	タクシー
小倉重機	調子一丁目15-7	952-8532	重量物運搬業
洛西クレーン	井ノ内下印田15-7	951-2000	重機貸付業
共和運送京都営業所	馬場六ノ坪22	953-5481	一般トラック運送業
京宝運輸	粟生川久保4	951-6833	一般トラック運送業
鴻池運送陸運京都営業所	久貝一丁目6-23	953-4352	一般トラック運送業
三和運送	東神足一丁目1-4	951-1285	一般トラック運送業
大成運送	勝竜寺飛尾1-19	954-8758	一般トラック運送業
トヨタ運送勝竜出張所	勝竜寺尻細2-1	951-3775	一般トラック運送業

日本通運洛南支店洛西営業所	神足柳田10	951-0202	一般トラック運送業
丸協運輸京都出張所	勝竜寺近竹5-1	952-1254	一般トラック運送業
安田運送	友岡四丁目20-21	953-0512	一般トラック運送業

資料 7-5 指定給油所

事業所名	製品名	代表者名	所在地	電話
(株)仙石商会	ガソリン・軽油	仙石 裕男	長岡三丁目 8-17	954-1133
春田石油(有)	ガソリン・軽油	春田 彰一	粟生川久保 7-1	951-0647
岩田石油(株)長岡天神給油所	ガソリン	佐野 久男	天神四丁目 3-5	951-1455

資料 7-6 緊急通行車両の事前届出・確認手続の申請要領

<p>緊急通行車両</p> <p>発災時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両</p> <p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 5 施設及び設備の復旧に関する事項 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項 8 緊急輸送の確保に関する事項 9 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛または拡大の防止のための措置に関する事項
--

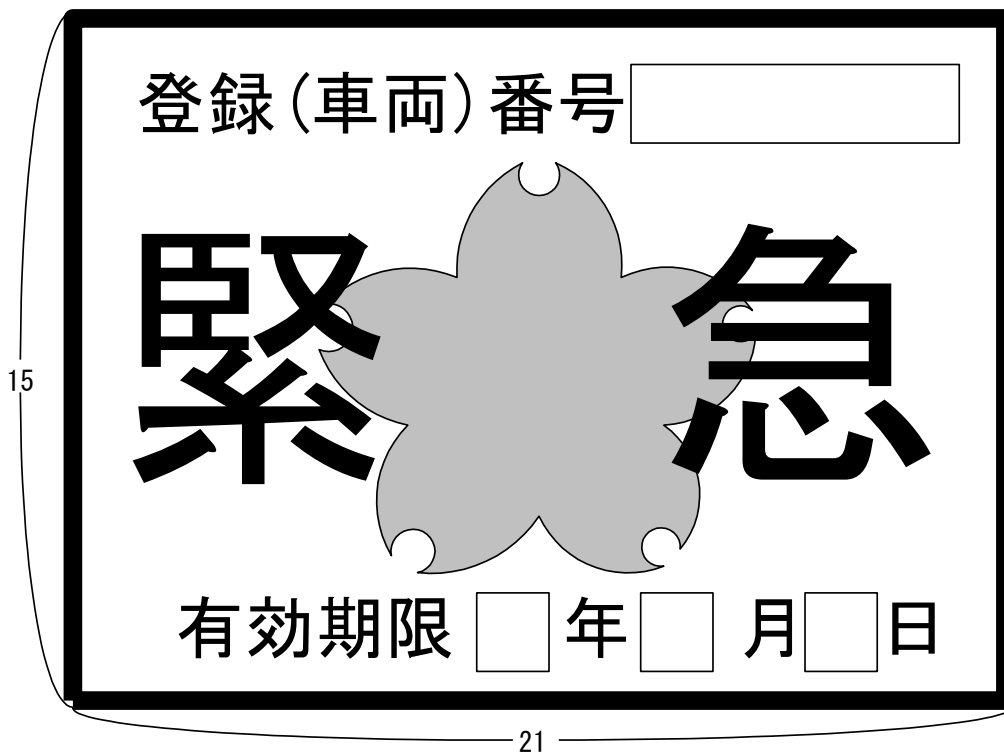
<p>事前届出の要領</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者（次のいずれでも可） <ol style="list-style-type: none"> 1 車両の使用者 2 指定行政機関等の緊急通行に係る業務を所管する部署の長（課長等〔出先機関の場合は、出先機関等の長〕） (2) 申請先 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察車両の交通課又は交通係 (3) 申請者 <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通行車両事前届出書（様式 1） 2 通 2 車検証の写し 2 通 3 B、C の車両（B、C の詳細については注釈 1 を参照）にあつては、加えて輸送協定書（契約書、指定行政機関の上申書でも可）の写し 1 通 <p>注釈 1</p> <p>A…指定行政機関等の保有車両 B…指定行政機関等が契約等により常時専用使用する車両 C…指定行政機関等が災害時に関係機関・団体等から調達する車両</p> <p>注釈 2</p> <ol style="list-style-type: none"> 2.1 届出は、1 台ごとに行うこと。 2.2 調達車両等でナンバーを特定できないものは届出ができない。 2.3 緊急自動車（道交法施行令第 13 条）については事前届出をしないこと。 <p>緊急通行車両事前届出証の受領に際しての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車両ごとに、車検証と一体保管すること。 2 再交付等の申請及び返納は、事前届出を行った警察署に行うこと。

<p>確認の手続きの要領</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 確認の申請（次のいずれかの場合） <ol style="list-style-type: none"> 1 京都府公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制を行った場合

2	防災計画により他の都道府県において災害応急対策を実施する計画のある車両については、当該都道府県が災害対策基本法に基づき交通規制を行った場合	
(2)	申請者 車両の使用者	
(3)	申請書類	
	《事前届出済の車両》	
	事前届出証の提出	
	《事前届出証のない緊急通行車両》	
	1 緊急通行車両確認申請書	2 通
	2 輸送協定書等の写し	1 通
注釈	事前届出車両の確認申請が優先処理される。	
	緊急通行車両標章及び確認証明書の受領に際しての留意点	
	1 標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付けること。	

資料 7-7 緊急通行車両 府公安委員会の発行する標章

1 別記第3号様式



備考

1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第8章 災害危険箇所

資料8-1 長岡京市の土石流危険溪流一覧

ランク	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (k m ²)	地質	土石流発生区域面積 (m ²)	人家戸数	災害弱者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険溪流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	砂防指定地	砂防施設
1	小泉川	金ヶ原谷	こがねが丘	0.01		11,032	117		こがねが丘 集会所					
1		谷田谷	谷田	0.15	古生層	40,471	82							
1	小畑川	湯谷川	大谷原	0.3	第四紀層	40,493	76						有	有
1		七ツ谷川	寿先	0.13	古生層	45,947	64							
1		土山谷	土山	0.1	古生層	35,093	63		金ヶ原 自治会館					
1		地藏谷川	山田	0.15	古生層	23,459	44							
1	小畑川	坂川	栗生	0.13		49,272	26	市立 老人福祉 センター 竹寿苑	栗生自治会館 京都西山短期 大学	有				
1	小畑川	坂川	栗生	0.06		37,480	26	市立 老人福祉 センター 竹寿苑	信徒会館 栗生自治会館 京都西山短期 大学	有			有	有
1	小畑川	浄土谷川	浄土谷	0.08	古生層	8,662	6						有	有
1	小泉川	見舞谷川	見舞谷	0.25			46						有	有
2	小畑川	小泉川源流	柳谷	0.03	古生層	16,629	4							
2	小畑川		浄土谷	0.07		20,471	1							
2	小畑川		浄土谷	0.3		16,405	1							

資料 8-2 長岡京市の急傾斜地崩壊危険箇所一覧

ランク	斜面区分	箇所名	大字	小字	延長	高さ	傾斜度	地盤の状況	人家 戸数	災害弱者施設	左記以外の公共施設等	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所
1	人工	高山	奥海印寺	高山	120	18	30	段丘堆積物	16					
1	人工	奥海印寺	奥海印寺	向イ山	90	20	35	段丘堆積物	15					
1	人工	下海印寺	下海印寺	西山田	70	20	30	段丘堆積物	5					
1	自然	山ノ下	長法寺	山ノ下	100	16	30	強風化岩	4		自治会館			
1	人工	谷山	長法寺	谷山	150	30	38	段丘堆積物	0		体育館			
1	自然	鈴谷 I	奥海印寺	鈴谷	80	40	30		14					
1	自然	高台 4丁目	高台 4丁目	高台 4丁目	150	20	30		19					
1	自然	条下裏	奥海印寺	条下裏	100	36	41		0		集会所			
2	自然	柳谷	浄土谷	柳谷	120	26	43		1					
2	自然	高台西	高台西	向イ山	70	40	40		4					
2	自然	谷田	長法寺	谷田	60	66	30		1					
2	自然	宮ノ谷	浄土谷	宮ノ谷	70	45	40		3					
2	自然	弁天芝 II	粟生	弁天芝	110	30	40		1					
2	自然	力池	長法寺	力池	100	12	30		3					
2	自然	河陽が丘 II	河陽が丘 2丁目II		150	16	30		3					
2	自然	鈴谷 II	奥海印寺	鈴谷	80	36	35		2					

資料8-3 農業用ため池一覧

	所在地	防災重点農業用ため池	諸元			所有者及び管理者	被害予想		
			貯水能力 (立方m)	堤長 (m)	堤高 (m)		住家	田畑山林	公共施設等
1	井ノ内坪井 (坪江池)		2,100	100	3.0	石田 康夫 他 坪江水利組合		田畑山林 合計 0.5ha	
2	今里北平尾 (儀丈池)	○	21,000	103	9.9	今里財産区 今里土地改良区	60戸 200人	住家田畑山林 合計 20.0ha	支援学校
3	粟生西条内 (放生池)	○	35,000	65	11.9	今里財産区 今里土地改良区	60戸 200人	住家田畑山林 合計 20.0ha	支援学校
4	粟生清水谷 (長池)	○	6,100	70	6.4	粟生財産区 粟生農家組合	100戸 350人	住家田畑山林 合計 13.0ha	光明寺 自治会館
5	粟生清水谷 (粟生谷田池)	○	6,100	135	5.7	粟生財産区 粟生農家組合	100戸 350人	住家田畑山林 合計 20.0ha	光明寺 自治会館
6	粟生清水谷 (観音寺池)	○	11,400	49	10.1	粟生財産区 粟生農家組合	100戸 350人	住家田畑山林 合計 13.0ha	光明寺 自治会館
7	長法寺祭ノ神 (長法寺新池)	○	21,000	109.7	7.6	長法寺財産区 長法寺土地改良区	250戸 100人	住家田畑山林 合計 15.4ha	自治会館
8	今里4丁目 (天神池)	○	5,000	163	4.1	今里財産区 今里土地改良区	250戸 1,000人	住家田畑山林 合計 20.0ha	長岡第七 小学校
9	今里薬師堂 (薬師池上池)		4,400	142	4.2	今里財産区 今里土地改良区	250戸 1,000人	住家田畑山林 合計 15.0ha	JA乙訓 西山病院
10	今里薬師堂 (薬師池下池)	○	3,000	134	4.6	今里財産区 今里土地改良区	250戸 1,000人	住家田畑山林 合計 15.0ha	JA乙訓 西山病院
11	今里南平尾 (七ツ池)	○	3,500	50	3.0	今里財産区 今里土地改良区	500戸 2,000人	住家田畑山林 合計 12.0ha	済生会病院 長岡中学 文化会館
12	天神2丁目 (八条ヶ池)	○	35,000	430	4.2	開田財産区 開田農家組合	2,000戸 10,000人	住家田畑山林 合計 20.0ha	スーパー 阪急電鉄
13	奥海印寺池ノ尾 (鉢伏池上池)		9,400	24	10.2	奥海印寺財産区 奥海印寺土地改良区	100戸 350人	住家田畑山林 合計 35.0ha	
14	奥海印寺池ノ尾 (鉢伏池下池)		16,600	60	9.6	奥海印寺財産区 奥海印寺土地改良区	100戸 350人	住家田畑山林 合計 35.0ha	
15	奥海印寺見舞谷 (見舞谷池上池)		1,900	45	6.3	奥海印寺財産区 奥海印寺土地改良区	100戸 350人	住家田畑山林 合計 35.0ha	
16	奥海印寺見舞谷 (見舞谷池下池)		5,000	30	11.0	奥海印寺財産区 奥海印寺土地改良区	100戸 350人	住家田畑山林 合計 35.0ha	
17	下海印寺西明寺 (奥の池)		400	10	2.0	中小路 哲男 中小路 哲男	20戸 70人	住家田畑山林 合計 0.5ha	
18	金ヶ原原田 (原田池)	○	8,000	32	11.5	金ヶ原財産区 金ヶ原農家組合	50戸 150人	住家田畑山林 合計 2.0ha	土御門 天皇陵
19	金ヶ原谷田 (金原寺池)	○	3,400	50	14.0	金ヶ原財産区 金ヶ原農家組合	150戸 500人	住家田畑山林 合計 4.0ha	
20	金ヶ原上ノ谷 (鎮守池)	○	2,800	50	8.0	金ヶ原財産区 金ヶ原農家組合	100戸 350人	住家田畑山林 合計 3.0ha	自治会館
21	金ヶ原御所ノ内 (芦原池)	○	8,000	52	7.7	金ヶ原財産区 金ヶ原農家組合	500戸 2,000人	住家田畑山林 合計 11.0ha	

資料 8-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

番号	区域名	区域番号	所在地	自然現象
1	浄土谷川	え007	長岡京市浄土谷地区	土石流
2	浄土谷	新え2002	長岡京市浄土谷地区	土石流
3	宮ノ谷A	え2001-1	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
4	宮ノ谷B	え2001-2	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
5	宮ノ谷C	え2001-3	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
6	浄土谷2	新え2001	長岡京市浄土谷地区	土石流
7	浄土谷3	新え2001-2	長岡京市浄土谷地区	土石流
8	浄土谷4	新え2001-3	長岡京市浄土谷地区	土石流
9	浄土谷A	え2001-4	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
10	浄土谷B	え2001-5	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
11	浄土谷C	え2001-6	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
12	小泉川源流1	え008-1	長岡京市浄土谷地区	土石流
13	小泉川源流2	え008-2	長岡京市浄土谷地区	土石流
14	柳谷	え1001	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
15	奥海印寺F	え2005-3	長岡京市奥海印寺地区	急傾斜地
16	奥海印寺G	え2005-2	長岡京市奥海印寺地区	急傾斜地
17	湯谷川	え002	長岡京市河陽が丘1丁目	土石流
18	河陽が丘C	え1019	長岡京市河陽が丘1丁目	急傾斜地
19	河陽が丘A	え2005	長岡京市河陽が丘2丁目	急傾斜地
20	河陽が丘B	え2005-4	長岡京市河陽が丘2丁目	急傾斜地
21	奥海印寺1	え006-2	長岡京市奥海印寺地区	土石流
22	鈴谷A	え1011	長岡京市奥海印寺鈴谷	急傾斜地
23	奥海印寺D	え1019-2	長岡京市奥海印寺地区	急傾斜地
24	奥海印寺C	え1019-3	長岡京市奥海印寺地区	急傾斜地
25	鈴谷B	え2006	長岡京市奥海印寺鈴谷	急傾斜地
26	七ツ谷川	え001	長岡京市奥海印寺地区	土石流
27	土山谷	え003	長岡京市金ヶ原地区	土石流
28	谷田谷	え004	長岡京市金ヶ原地区	土石流
29	地藏谷川	え005	長岡京市奥海印寺地区	土石流
30	金ヶ原谷1	新え1003-1	長岡京市金ヶ原地区	土石流
31	金ヶ原谷2	新え1003-2	長岡京市金ヶ原地区	土石流
32	高台A	え1012	長岡京市高台地区	急傾斜地
33	高台C	え1006	長岡京市高台地区	急傾斜地
34	高台D	え1002	長岡京市高台地区	急傾斜地
35	高台E	え1005	長岡京市高台地区	急傾斜地
36	金ヶ原	え1012-3	長岡京市金ヶ原地区	急傾斜地
37	こがねが丘	え2007	長岡京市奥海印寺地区	急傾斜地
38	長法寺E	え1009	長岡京市長法寺地区	急傾斜地
39	長法寺A	え1008-2	長岡京市長法寺地区	急傾斜地
40	長法寺C	え1010-2	長岡京市今里南平尾	急傾斜地
41	坂川1	え502	長岡京市長法寺地区	土石流
42	坂川2	新え1001	長岡京市長法寺地区	土石流

43	坂川3	新え1002	長岡京市長法寺地区	土石流
44	坂川本流	新え1901	長岡京市長法寺地区	土石流
45	長法寺G	え1008	長岡京市長法寺地区	急傾斜地
46	長法寺B	え1008-3	長岡京市長法寺谷田	急傾斜地
47	谷山	え1010	長岡京市長法寺谷山	急傾斜地
48	粟生B	え2002-2	長岡京市長法寺地区	急傾斜地
49	天神A	え1010-3	長岡京市天神3丁目	急傾斜地
50	下海印寺B	え1003-2	長岡京市下海印寺西山田	急傾斜地
51	下海印寺A	え1003	長岡京市下海印寺地区	急傾斜地
52	下海印寺C	え1006-2	長岡京市下海印寺地区	急傾斜地

(特別警戒区域)

番号	区域名	区域番号	所在地	自然現象
1	浄土谷	新え2002	長岡京市浄土谷地区	土石流
2	宮ノ谷A	え2001-1	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
3	宮ノ谷B	え2001-2	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
4	宮ノ谷C	え2001-3	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
5	浄土谷2	新え2001	長岡京市浄土谷地区	土石流
6	浄土谷3	新え2001-2	長岡京市浄土谷地区	土石流
7	浄土谷4	新え2001-3	長岡京市浄土谷地区	土石流
8	浄土谷A	え2001-4	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
9	浄土谷B	え2001-5	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
10	浄土谷C	え2001-6	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
11	小泉川源流2	え008-2	長岡京市浄土谷地区	土石流
12	柳谷	え1001	長岡京市浄土谷地区	急傾斜地
13	奥海印寺F	え2005-3	長岡京市奥海印寺地区	急傾斜地
14	奥海印寺G	え2005-2	長岡京市奥海印寺地区	急傾斜地
15	河陽が丘A	え2005	長岡京市河陽が丘2丁目	急傾斜地
16	河陽が丘B	え2005-4	長岡京市河陽が丘2丁目	急傾斜地
17	奥海印寺1	え006-2	長岡京市奥海印寺地区	土石流
18	鈴谷A	え1011	長岡京市奥海印寺鈴谷	急傾斜地
19	奥海印寺D	え1019-2	長岡京市奥海印寺地区	急傾斜地
20	奥海印寺C	え1019-3	長岡京市奥海印寺地区	急傾斜地
21	鈴谷B	え2006	長岡京市奥海印寺鈴谷	急傾斜地
22	七ツ谷川	え001	長岡京市奥海印寺地区	土石流
23	土山谷	え003	長岡京市金ヶ原地区	土石流
24	谷田谷	え004	長岡京市金ヶ原地区	土石流
25	地藏谷川	え005	長岡京市奥海印寺地区	土石流
26	高台A	え1012	長岡京市高台地区	急傾斜地
27	高台C	え1006	長岡京市高台地区	急傾斜地
28	高台E	え1005	長岡京市高台地区	急傾斜地
29	金ヶ原	え1012-3	長岡京市金ヶ原地区	急傾斜地
30	こがねが丘	え2007	長岡京市奥海印寺地区	急傾斜地
31	長法寺E	え1009	長岡京市長法寺地区	急傾斜地
32	長法寺A	え1008-2	長岡京市長法寺地区	急傾斜地
33	長法寺C	え1010-2	長岡京市今里南平尾	急傾斜地

34	坂川2	新え1001	長岡京市長法寺地区	土石流
35	坂川本流	新え1901	長岡京市長法寺地区	土石流
36	長法寺G	え1008	長岡京市長法寺地区	急傾斜地
37	長法寺B	え1008-3	長岡京市長法寺谷田	急傾斜地
38	谷山	え1010	長岡京市長法寺谷山	急傾斜地
39	粟生B	え2002-2	長岡京市長法寺地区	急傾斜地
40	天神A	え1010-3	長岡京市天神3丁目	急傾斜地
41	下海印寺B	え1003-2	長岡京市下海印寺西山田	急傾斜地
42	下海印寺A	え1003	長岡京市下海印寺地区	急傾斜地
43	下海印寺C	え1006-2	長岡京市下海印寺地区	急傾斜地

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の要配慮者施設等

名称	住所	連絡先
特別養護老人ホーム 竹の里ホーム	長岡京市奥海印寺走田1-1	TEL:075-951-2230 FAX:075-951-2211
身体障害者福祉ホームハイツ竹とんぼ	長岡京市金ヶ原平井24	TEL:075-956-1590
老人福祉センター 竹寿苑	長岡京市粟生西条8	TEL:075-954-6830 FAX:075-954-6830
長法寺小学校	長岡京市長法寺川原谷31	TEL:075-951-0027 FAX:075-951-5388
長岡第四中学校	長岡京市下海印寺西山田1-1	TEL:075-951-2112 FAX:075-951-8430
多世代交流ふれあいセンター	長岡京市長法寺谷山13-1	TEL:075-955-2100
カトリック幼稚園	長岡京市今里南平尾17番地	TEL:075-951-9805 FAX:075-957-6272

資料 8-5 山地災害危険地区一覽

山腹崩壊危険地区一覽

番号		位置
209	1	長法寺山ノ下
209	2	長法寺堂ノ上
209	3	長法寺濁り池谷
209	4	奥海印寺新林
209	5	奥海印寺奥ノ院
209	6	長法寺堂ノ上
209	7	奥海印寺条下
209	8	奥海印寺鈴谷
209	9	奥海印寺片山田
209	10	奥海印寺高山
209	11	金ヶ原原田
209	12	奥海印寺山田
209	13	金ヶ原原田
209	14	金ヶ原横尾
209	15	金ヶ原大谷
209	16	金ヶ原正路ヶ谷
209	17	浄土谷若山
209	18	浄土谷西山
209	19	浄土谷箱谷

崩落土砂流出危険地区一覽

番号		位置
209	101	長法寺水呑
209	102	奥海印寺野山
209	103	今里陰山
209	104	金ヶ原正路ヶ谷
209	105	奥海印寺南丸尾
209	106	奥か印字北丸尾
209	107	金ヶ原正路ヶ谷

資料 8-6 長岡京市重要水防区域及び河川重点警戒箇所

長岡京市内重要水防区域

水系名	河川名	担当水防管理団体	(特に重要な区域) 重要水防区域		延長 m	備考
			左右岸別	区間		
淀川	小畑川	桂川・小畑川水防事務組合	左	桂川合流点～今里橋(府道)	4,400	水防警報
〃	〃	長岡京市 大山崎町	右	桂川合流点～古市橋(市道)	2,200	水防警報
〃	〃	長岡京市	右	長岡橋(府道)～今里橋(府道)	1,500	水防警報
〃	犬川	〃	左 右	小畑川合流点～大川橋(府道) 小畑川合流点～JR東海道線	850 550	
〃	小泉川	長岡京市 大山崎町	左	桂川合流点～阪急京都線	1,800	水防警報
〃	〃	長岡京市	左右	菩提寺川合流点～金ヶ原橋(府道)	各400	水防警報
合計			8		11,700	

長岡京市内河川重点警戒箇所

水系名	河川名	担当水防管理団体	河川重点警戒箇所		延長	区分	重要水防区域との重複
			左右岸別	区間			
淀川	小泉川	長岡京市 大山崎町	左	桂川合流点～調子地先	1,200	①	
			右	〃	1,100	①	
〃	小畑川	桂川・小畑川水防事務組合	左	桂川合流点～古市地先	1,970	①	全区間
		長岡京市 大山崎町	右	〃	1,410	①	全区間
〃	〃	向日市 桂川・小畑川水防事務組合	左	馬場地先～一文橋地先	880	①	全区間
		長岡京市	右	〃	490	①	全区間
〃	犬川	長岡京市	左	犬川合流点～勝竜寺地先	500	①	全区間
			右	〃	280	①	全区間
合計	3河川				7,830		

区分①：高さ2m以上の築堤区間で、かつ人家が連たんする区間

区分②：近年の台風や集中豪雨等により、溢水や越水等により人家連たん部で浸水被害が生じた 区域内の区間（区分①を除く）

第9章 様式

資料9-1 概況被害情報収集の指定要員

(年 月 日現在)

地 区	構 成 員	氏 名	部 課	連 絡 先	
				勤務内	勤務外
	現地班長				
	班長補佐				
	班員				
	班員				
	班員				
	現地班長				
	班長補佐				
	班員				
	班員				
	班員				
	現地班長				
	班長補佐				
	班員				
	班員				
	班員				
	現地班長				
	班長補佐				
	班員				
	班員				
	班員				

資料 9-2 概況被害情報収集チェック項目表

調査員氏名：

項目	チェック項目	震度
1. 調査員の自宅の状況 (勤務時間外の自宅等での状況を記入)	<input type="checkbox"/> 食器類・本が少し落ち、家具が移動した <input type="checkbox"/> 食器類・本が殆ど落ち、タンス等重い家具が倒れた <input type="checkbox"/> 重い家具の多くが移動・転倒。ドアが開かない <input type="checkbox"/> 重い家具の多くが移動・転倒。戸が飛んだ <input type="checkbox"/> 殆どの家具が大きく移動。飛んだ家具もある	5 弱 5 強 6 弱 6 強 7
2. 屋外の状況	・窓ガラス・壁タイルの散乱状況 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ところどころ <input type="checkbox"/> 多数 <input type="checkbox"/> ほとんどの建物 ・ブロック塀の倒壊状況 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ところどころ <input type="checkbox"/> 多数 <input type="checkbox"/> ほとんどの建物	
3. 木造建物の状況	<input type="checkbox"/> 古い建物の壁に亀裂、剥落 <input type="checkbox"/> 古い建物の壁・柱に破損・傾き <input type="checkbox"/> 古い建物に倒壊 <input type="checkbox"/> 古い建物に倒壊多数 <input type="checkbox"/> 新しい建物の壁・柱に破損 <input type="checkbox"/> 新しい建物の壁・柱に損壊多数 <input type="checkbox"/> 新しい建物が傾斜・倒壊	5 弱 5 強 6 弱 6 強 6 弱 6 強 7
4. 鉄筋コンクリート造建物の状況	<input type="checkbox"/> 古い建物の壁などに亀裂 <input type="checkbox"/> 古い建物の壁・梁・柱に大きな亀裂 <input type="checkbox"/> 古い建物の壁・柱が破壊 <input type="checkbox"/> 古い建物が倒壊 <input type="checkbox"/> 新しい建物の壁などにも亀裂 <input type="checkbox"/> 新しい建物の壁・梁・柱などに大きな亀裂 <input type="checkbox"/> 新しい建物の壁・柱が破壊 <input type="checkbox"/> 新しい建物の傾斜・大きな破壊	5 弱 5 強 6 弱 6 強 5 強 6 弱 6 強 7
5. ライフラインの状況	・停電の状況 <input type="checkbox"/> 停電は確認できない <input type="checkbox"/> 一部地域で停電 <input type="checkbox"/> 全域停電 ・都市ガスの状況 <input type="checkbox"/> ガスの臭いは確認できない <input type="checkbox"/> 一部地域でガスの臭いあり <input type="checkbox"/> 全域でガスの臭いあり ・電話の状況 <input type="checkbox"/> 不通 ・水道の状況 <input type="checkbox"/> 被害確認できず <input type="checkbox"/> 漏水箇所あり (場所) ・下水道の状況 ()	
6. その他の被害	<input type="checkbox"/> 火災発生 () <input type="checkbox"/> 延焼拡大方向 () <input type="checkbox"/> 人命救助の有無 () <input type="checkbox"/> 住民避難の状況 () <input type="checkbox"/> 道路寸断、落橋等の状況 () <input type="checkbox"/> 山・崖崩れの有無 () <input type="checkbox"/> 公共施設の被害状況 ()	

資料 9-3 概況被害情報報告書

報告日時	年 月 日 時 分		
地区名		報告者	
項目	被害状況		
建物・家屋の状況	木造建築物	鉄筋コンクリート造建築物	
ライフライン	上水道の状況		
	下水道の状況		
	電話の状況		
	ガスの状況		
	電気の状況		
火災の状況			
道路・橋梁の状況			
市民の状況			
特記事項			

資料 9-4 災害概況速報〔京都府報告様式〕

[災害概況速報]

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
振興局名	
報告者名	

災害の状況	発生場所		発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

資料 9-5 被害状況報告(2)

災害名:

項目	市町村名								
	発 生 年月日		・	・	・	・	・	・	・
	単位	符号							
公共文教施設	千円	(a)							
農林水産業施設	千円	(b)							
公共土木施設	千円	(c)							
小計	千円	(d)							
公共施設被害市町村	団体	(e)							
その他	農産被害	千円	(f)						
	林産被害	千円	(g)						
	畜産被害	千円	(h)						
	水産被害	千円	(i)						
	商工被害	千円	(j)						
	林地被害	千円	(k)						
		千円							
		千円							
	その他	千円	(m)						
	小計	千円	(n)						
被害総額	千円	(o)							
災害対策本部	設置	年月日	(p)	・	・	・	・	・	・
	解散	年月日	(q)	・	・	・	・	・	・
災害警戒本部	設置	年月日	(r)	・	・	・	・	・	・
	解散	年月日	(s)	・	・	・	・	・	・
消防職員出動延人数	人	(t)							
消防団員出動延人数	人	(u)							
市町村職員出動延人数	人	(v)							
その他出動延人数	人	(w)							
出動延人数合計	人	(x)							

資料 9 - 6 最終被害情報報告様式

被害状況報告

被害名：

長岡京市災害対策本部									
災害発生日時		年 月 日 時 分							
災害発生場所		長岡京市							
項 目		件 数		項 目		件 数			
人的被害	死 者		人		その他の被害	橋 梁		箇所	
	行方不明		人			河 川		箇所	
	負傷者	重 傷	人			港 湾		箇所	
		軽 傷	人			砂 防		箇所	
住家の被害	全壊（焼）		棟			崖 崩 れ		箇所	
			世帯			地すべり		箇所	
			人			土 石 流		箇所	
	半壊（焼）		棟			林地崩壊		箇所	
			世帯			清掃施設		箇所	
			人			鉄道不通		箇所	
	一部破損		棟		被害船舶		隻		
			世帯		水 道		戸		
			人		電 話		回線		
	浸水			棟		電 気		戸	
				世帯		ガ ス		戸	
				人		ブロック塀等		箇所	
		床 下		棟		ビニールハウス等		棟	
				世帯		農 道		箇所	
人				農林水産業施設		箇所			
非住家	公共建物		棟		畦 畔 崩 壊		箇所		
	そ の 他		棟		農作物（ ）		ha		
その他の被害	田	流出・埋没	ha		火災発生	建 物		件	
		冠 水	ha			危 険 物		件	
	畑	流出・埋没	ha			そ の 他		件	
		冠 水	ha		り災世帯数（全・半壊+床上浸水）		世帯		
	学 校		箇所		り災者数（全・半壊+床上浸水）		人		
	病 院		箇所		（その他参考事項）				
	道路	冠 水	箇所						
		崩 壊	箇所						
	そ の 他	箇所							

資料 9-7 速報板

取扱隊名	認識 No.	氏 名	年 齢	性 別	住所または 傷病者の特徴	傷病 程度	受入医療機関・ 受入先
				男 女			病院 医院 診療所
				男 女			病院 医院 診療所
				男 女			病院 医院 診療所
				男 女			病院 医院 診療所
				男 女			病院 医院 診療所
				男 女			病院 医院 診療所
				男 女			病院 医院 診療所
				男 女			病院 医院 診療所
				男 女			病院 医院 診療所
				男 女			病院 医院 診療所

※ 取扱隊名は、消防隊長名または応援隊名を記入する。

※ 傷病程度は、トリアージタグにより逐次記入する

資料 9 - 8 記録集計表

月 日 被災状況	死 亡		重 症	中等症	軽 症	合 計	救 出・ 受入場所	出場隊名
	現 場	医療機関						
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分 現在	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		

資料 9-9 医師会医療救護班体制（協定第2号様式（2）に基づく）

区分	救護所	医 師 (班長含む2名)	保健婦または看護婦 (2名)	事務員 (1名)
一次医療救護所	長岡中学校			
	長岡第二中学校			
	長岡第三中学校			
	長岡第四中学校			
二次医療救護所	神足小学校			
	長法寺小学校			
	長岡第三小学校			
	長岡第四小学校			
	長岡第五小学校			
	長岡第六小学校			
	長岡第七小学校			
	長岡第八小学校			
	長岡第九小学校			
	長岡第十小学校			

資料 9-10 救護所携行医薬品等リスト

救護所名	補給可能医薬品		調達環境資機材	
	品名	個数	品名	個数
長岡中学校				
長岡第二中学校				
長岡第三中学校				
長岡第四中学校				

資料 9-11 緊急通行車両等確認申請書

別紙第1号様式

災害・地震防災 応急対策用	
緊急通行車両等確認申請書	
年 月 日	
京都府公安委員会 殿	
申請者 住所 電話 氏名	
事前届出の有無	有 (届出済証番号) 無
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他
	名称
番号標に表示されている番号	
災害・地震防災応急対策の内容	1 警報の発令等 2 消防・水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては、輸送人 員又は品名)	
使用者	住所
	氏名
通行(輸送)日時	
通行(輸送)経路	出発地
	目的地
注 1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を2通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部(交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。	
2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を2通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等)の写しを添付の上、最寄りの警察本部(交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。	

資料 9-12 緊急通行車両の取扱い（府警察本部）

第5節 緊急通行車両の取扱い（府警察本部）

第1 権限の委任

災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両の確認は、交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下この節において「交通規制課長等」という。）において行う。

第2 確認に関する手続

1 確認の申請

交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認申請があった場合は、緊急通行車両確認申請書（別記第1号様式。以下この節において「確認申請書」という。）及び輸送協定書の当該車両を使用して行う事務または業務内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出させるものとする。

2 確認証明書の交付

確認申請書を受理したときは、その申請に係る車両が、第2編第7章第2節に規定する「緊急通行車両として確認を行う車両」に該当するときは、次の要領によること。

- (1) 緊急通行車両等確認申請受理簿（別記第2号様式）に、各所属別の確認番号を付し、所定の事項を記載する。
- (2) 災害対策基本法施行規則別記様式第2の標章（別記第3号様式）に所定の事項を記入の上、申請者に交付する。
- (3) 災害対策基本法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認証明書（別記第4号様式）に各所属別の確認番号を付し、所定の事項を記載の上、申請者に交付する。

3 事前届出車両の確認

緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証（別記第5号様式）の交付を受けている車両については、次の手続きにより確認を行う。

- (1) 確認申請があった場合は、他に優先して再確認を行う。この場合において、必要な審査は省略する。
- (2) 確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、緊急通行車両確認証明書に必要な事項を記載させることにより手続きを行う。

第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項

緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項については、次のとおりとする。

(1) 通行を認める区間

緊急通行車両証明書の通行経路欄は、通行を認める区間を必要最小限の範囲とするため、個々具体的に記載すること。

(2) 通行を認める期間

緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用することになるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、5日を限度とすること。

(3) 指導事項

- ア 標章の裏面に記載した注意事項及び条件を遵守させること。
- イ その他事案に応じて必要と認める事項

第4 警察本部交通班への連絡

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、第2の2及び3により標章及び緊急通行車両確認証明書を交付したときは、速やかに、警察本部交通班へ連絡すること。

資料 9-13 緊急通行車両事前届出書（様式 1）

記号及び受理番号	京 事前第 号	受理	年 月 日	京 事前第 号
災害 ・ 地震防災 応急対策用				災害 ・ 地震防災 応急対策用
緊急通行車両等事前届出書 年 月 日				緊急通行車両等事前届出済証
京都府公安委員会 様				左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日
申請者 住所 電話 氏名 印				京都府公安委員会 印
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共 団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地 方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他			注 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手續を受けて下さい。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けて下さい。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、すみやかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両として必要なくなったとき。
番号標に表示されている番号	名称			
災害・地震防災等応急対策の内容	1 警報の発令等 2 消防・水防等応急措置 3 救難・ 救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設 備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪 の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住所	電話		
	氏名			
出発地				
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他（ ）	無	
注 この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあつては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあつては自動車申請書の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				

資料 9-14 緊急通行車両 府公安委員会の発行する緊急車両確認証明書

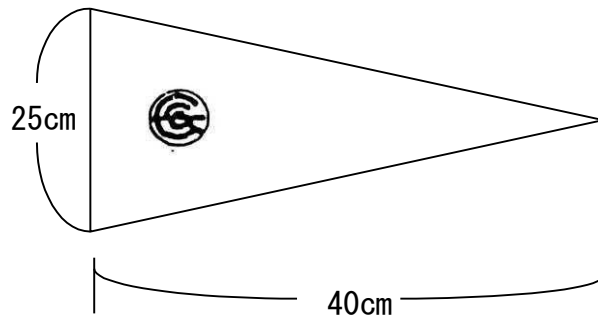
別記第4号様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
公安委員会 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては、 輸送人員又は品名)			
使用者	住 所		
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

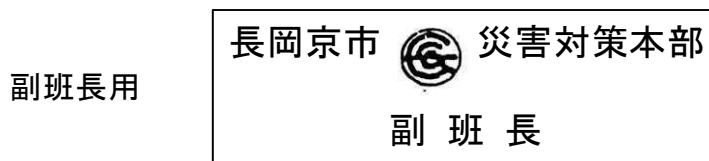
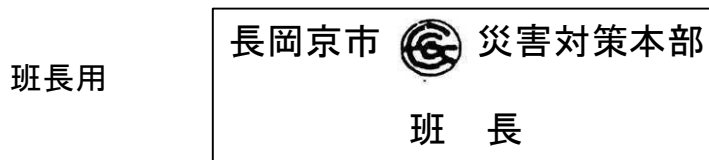
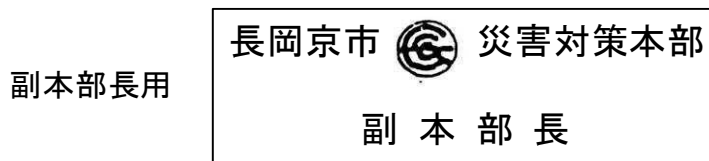
資料 9-15 災害対策本部用自動車標識及び職員の腕章

1 自動車用標識



白地に赤文字とする。

2 腕章



白地に黒文字とし、市章は赤色とする。

資料 9-16 避難情報伝達様式

市町村における緊急警報放送の放送要請について

住民避難に関する指示等の連絡宛先 ()			第 号
自治体名	発表日時	送信者の所属・氏名	報道機関への送信日時
長岡京市	年 月 日		年 月 日
	午前 午後 時 分		午前 午後 時 分
確認用電話番号	075-951-2121	緊急用携帯番号	

自治体名以外の地名には全て「ふりがな」をつけること。
 枠内におさまらない場合は枠を下へ拡大してください。
 このために2ページ3ページにわたることになってかまいません。

分類 (該当するものに○印)	
新規 地域拡大 種別変更 解除	
発表の内容	
対象地域 (対象世帯数・人数)	避難の確認できている世帯数・人数
対象世帯数 人数 総計	避難の確認できている世帯数・人数 総計
付加事項 (注意事項など、特に住民に伝えたい情報)	

資料 9-17 避難者名簿

受付表No.

避難所名称：(_____)

番号	入所年月日	世帯主名	世帯員数	滞在場所	備考	退所年月日
1	年 月 日					年 月 日
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
避難者数 (小計)		【1日目 (月 日) 現在】 …	名 (男 名、女 名)			
		【2日目 (月 日) 現在】 …	名 (男 名、女 名)			
		【3日目 (月 日) 現在】 …	名 (男 名、女 名)			
		【4日目 (月 日) 現在】 …	名 (男 名、女 名)			
		【5日目 (月 日) 現在】 …	名 (男 名、女 名)			
		【6日目 (月 日) 現在】 …	名 (男 名、女 名)			
		【7日目 (月 日) 現在】 …	名 (男 名、女 名)			
		【8日目 (月 日) 現在】 …	名 (男 名、女 名)			

資料 9-18 救助実施記録日計票（災害救助法様式例）

(1) 救助実施記録日計票の作成

本法による円滑な救助の記録は、迅速にして正確な被害状況が把握されてから始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。このことは、災害直後における当面の応急措置及び後日における精算事務に必要となってくるからである。

救助実施記録日計票については、特段その規定はないが、日毎に各救助を実施するに当たって必要最小限度の事項を記録する必要がある。

様式例を次に示す。

[例]

No.	
<p>救助実施記録日計票</p> <p style="margin-left: 200px;">市町村名</p> <p style="margin-left: 200px;">責任者</p> <p style="margin-left: 200px;">地区責任者</p>	
<p>救助の種類…</p> <p>避難・炊き出し・水害・救出・</p> <p>修理・学校・遺体捜索・遺体処理・</p> <p>(等)</p> <p style="margin-left: 100px;">月 日 時 分</p>	
<p>員数（世帯）</p> <p>品目（数量金額）</p> <p>受入先</p> <p>払出先</p> <p>場 所</p> <p>方 法</p> <p>記 事</p>	

資料 9-19 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

様式 6

救助の種目別物資受払状況

市町村名：

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
炊き出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料、浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入または受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における購入または受入先及び払出先を記入すること。

資料 9-20 避難所の設置及び受入状況

(災害救助法様式7)

様式 7

避難所の設置及び受入状況

避難所の 名称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品名	数量		
	(注1)	～						
		～						
⋮								
		～						
計		～						

- (注) 1 「種別」欄には、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を受入したときは、その住所、氏名及び受入期間を「備考」欄に記入すること。

資料 9-21 水道被害状況報告書（第1報）（様式1）

水道被害状況報告書（第1報）

市災害対策本部 宛

長岡京市上下水道部	
連絡者	内線
総給水件数	

年 月 日 () AM・PM : 現在

被災状況	発生日時			
	事務所内の被害			
	水道施設の被害			
	通報状況			
	その他被害			
措置	水道本部	設置済み・未設置 (月 日設置予定・設置不要)		
	動員状況	職員		市指定水道工事業者
		その他		
	給水停止	有 (件) ・ 無		
その他				
特記事項				

資料 9-22 水道被害状況報告書（様式 2）

水道被害状況報告書（第 報）

市災害対策本部 宛

長岡京市上下水道部	
連絡者	内線
総給水件数	

年 月 日 () AM・PM : 現在

被災状況	事務所内	火災		庁舎		停電		
		電話		水道		ガス		
	水道施設	取水施設						
		浄水施設						
		貯水施設						
		配水本管						
	その他							
通報状況	断水							
その他一般被害								
措置	水道本部	設置済み・未設置（ 月 日設置予定・設置不要）						
	動員状況	職員		市指定水道工事業者				
		その他						
	給水停止	有（ 件） ・ 無						
その他								
復旧の見通し		年 月 日見込み・復旧済み・見通し立たず						
救援の要否		救援不要・検討中・要請予定・要請済み						
特記事項								

資料 9-23 水道被害状況報告書（様式 3）

市災害対策本部 宛

水道の給水停止について

長岡京市上下水道部

本日発生した地震により、一部の地区で水道本管に被害が発生しています。
このため、 時 分、次の地区の給水を停止しました。

給水停止地区は、

その他の状況

(1) 断水地区

(2) 仮設給水所の設置場所（ 月 日まで）

（～付近）

（～付近）

（給水時間 時～ 時・ 24時間）

(3) 復旧の見通し

地区については、 月 日までに給水を再開することができる見通しです。

資料 9-24 速報の報告内容

事由	例示
(1) 市災害対策本部の設置状況 (設置日時、配備体制等)	○年○月○日○時○分に発生した地震に伴い、○月○日○分 災害対策本部設置、第○号配備体制(職員○○名配置)
(2) 気象関係の情報 (雨量、風速等)	※風雨により土砂災害危険性がある場合、市内の気象状況
(3) 主要河川、ため池の情報	地震により、○○川の○岸(○○町○番付近)の地盤が崩落 し、(水位、溢水箇所、決壊箇所等)川をせき止めている。
(4) 主要道路、橋梁の不通状況、交 通機関の不通状況	○道○○号線は、崖崩れのため、○○地点において不通とな っている。バスも通行不可。復旧の見通しは現在のところ不 明。
(5) 電力通信関係の情報 (停電状況途絶状況等)	地震により、○○地区約3,000戸が停電中。市役所と○○地 区間の電話不通。
(6) 水道施設関係の情報 (断水状況等)	地震により、○○地区で約○○戸が断水中。現在、給水車を 派遣し緊急給水中(今後自衛隊の派遣要請の可能性有)。
(7) ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	○時以降、○○地区で約○○戸がガス供給停止中。
(8) 避難関係の情報 (避難命令発生状況、避難理 由、避難世帯数、避難先)	○○地区で二次災害のおそれがあるので、○時○分、○○地 区の○○世帯に対し、避難命令を発令した。現在、約○○世 帯が○○小学校に避難中。なお、既に約○○世帯が避難をし ている。
(9) 死傷者の発生状況 (人数、原因等、死傷者の氏名、 性別・年齢)	現在、判明しているところでは、家屋の倒壊や崖崩れのため、 男○○名、女○○名が生き埋めになっている。
(10) 住家の被害の概況 (全壊・全焼・流出・半壊等の 概況・原因等)	現在判明しているところでは、市内一円で家屋の全壊・半壊 が多く、概算では、全壊○○戸、半壊○○戸になる模様。な お、今後の調査により増加する模様(災害救助法の適用基準 に達する模様)。
(11) 非住家の被害の状況 (学校・公民館等公共的施設、そ の他主要な建物の被害状況)	○時頃、○○小学校の講堂が倒壊した。
(12) 市町災害対策本部のとった主 な応急対策実施状況	○時○分、○○地区の○○世帯に対し、避難命令を発令。 現在、避難所受入中の○○名に対し、非常食等を配布中。 家屋倒壊や崖崩れによる救出作業に地元消防職員を出動さ せ、応急対策実施中。
(13) 府への要請事項	仮設トイレ○○個手配してほしい。
(14) 災害写真	※住家の倒壊、道路、橋梁の被害状況写真

注) 上記の事項のうち、1・2項目めも状況を把握し、かつその内容が重要と判断されるときは、その都度行う。なお、災害救助法に基づく「災害速報」なることを明記しておく。

資料 9-25 対応記録票

対応記録表

受付日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	受付者	
依頼者	住所・所在地・電話番号 長岡京市 () -		
	氏名・名称等		
受付内容 (指示内容)			
(いつ) 年 月 日 () 午前・午後 時 分			
(どこで) ①連絡先と同じ			
②住所 長岡京市			
③目標物			
(何がどうした)			
(受付者の対応)			

本部係 処理欄	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	① 班 に連絡		
② 受付者が処理済			
連絡及び処理内容			
各班処理欄	① 課の に連絡 ② その他 ()		
担当課 (担当機関) 処理欄	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	担当課 担当者		
連絡及び処理内容 (処理内容記入後、本部係へ)			

資料 9-26 り災台帳

り災台帳

(表)

(整理番号 号)

り災場所 長岡京市					家屋所有者居住地						
り災者	住所 長岡京市				避難場所						
		続柄	氏名	性別	生年月日	職業 又は 学年別	現況				その他
							健在	軽傷	重傷	死亡	
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
9											
10											
り災状況	住家	<input type="checkbox"/> /壊(焼) <input type="checkbox"/> /流出 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> 住宅				その他の事項					
	家財	<input type="checkbox"/> /壊(焼) <input type="checkbox"/> /流出 <input type="checkbox"/> /き損									
調査員の意見			避難所受入	要・否	応急仮設住宅		要・否				
			炊き出し	要・否	その他						
り災	年 月 日				調査員の職・氏名						
調査	年 月 日										印

(裏)

月・日	物資交付及び援護状況	認印
.		

資料 9-27 り災証明書

<h1 style="margin: 0;">り災証明書</h1>		長市防証第 号 元号 年 月 日				
世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項	被災者区分：					
	世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢
罹災原因						
被災住家 [※] の所在地						
住家 [※] の被害の程度						
追加記載事項						
<small>※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）</small>						
追加記載事項						
上記のとおり、相違ないことを証明します。 元号 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> 長岡京市長 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">公印</div> </div>						

資料 9-27-1 被災届出受理証明書

被災届出受理証明書

長市防証第 号
元号 年 月 日

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項	被災者区分：

罹災原因	
------	--

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項	

追加記載事項	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

元号 年 月 日

長岡京市長

公印

資料 9-28 リ災証明交付申請書

リ災 ・ 被災届出受理 証明書 交付申請書

年 月 日

長岡京市長 様

り災日時	令和 年 月 日			
	(災害名)			
申請者	ふりがな			
	氏 名			
	住 所			<input type="checkbox"/> 住民登録と同じ
	電話番号			
被災家屋等の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造	建物階数	調査済証 No.
	(証明を要する所有家屋等が上記住所以外の場合)			
	.	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造		
世帯構成	※り災証明書には住民登録されている世帯構成が記載されます。 住民登録と異なる場合は、世帯構成を記入してください。			<input type="checkbox"/> 住民登録と同じ
	(世帯主)	(生年月日)	(世帯員)	(生年月日)
	(世帯員)	(生年月日)	(世帯員)	(生年月日)
	(世帯員)	(生年月日)	(世帯員)	(生年月日)
必要枚数及び 必要な理由	通	(必要な理由・提出先)		

自己判定方式の実施について

「一部損壊」という調査結果に同意します。

※自己判定方式で実施される場合、提出頂いた写真による被害認定を行い、職員による家屋の被害調査は行いません。損害割合が10%未満の場合、一部損壊となります。(令和元年度までに発生した災害は損害割合20%未満が一部損壊となります。)

----- 以下は記入しないでください -----

<聞き取り事項等 被害状況・郵送先>

--

受付	調査	調査記録 登録	り災証明書 発行	被災届出受理 証発行	点検	発送	証明書発行No.

資料 9-29 住家被害認定調査票〔木造・プレハブ〕

住家被害認定調査票 地震木造・プレハブ第1次A		調査票番号 _____	■判定した住家の範囲が分かるように記載							
調査日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		3 配置状況								
1	調査時		_____ : _____ ~ _____ : _____							
	調査員		_____							
	所在地		_____							
	世帯主		_____							
2	住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)								
4	応急危険度判定	<input type="checkbox"/> 危険 <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 不明	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記							
5	外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合			いずれかに該当	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)				
6	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合)	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)	
7	躯体	<input type="checkbox"/> 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)			損傷率75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)				
8	基礎	損傷割合	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%		
9	壁	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%		
		無被害	0	0	0	0	0	0		
		程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19		
		程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38		
		程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56		
10	屋根	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%		
		無被害	0	0	0	0	0	0		
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15				
【損害割合算出表】 (注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする										
		8基礎	+9壁	+10屋根	= 計あ		6傾斜	+10屋根	= 計い	
	傾斜無					傾斜有	1 5			
判定	損害割合		20%未満	20%以上	40%以上	50%以上				
			<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊				

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次B		調査票 番号						3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載				
調査日	平成	年	月	日									
1	調査時	:	~	:									
	調査員												
	所在地												
	世帯主												
2	住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)											
4	応急危険 度判定	(危険) (要注意) (調査済) (不明)	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記										
5	外観 <input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合						いずれかに 該当	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)					
6	傾斜 測定箇所 水平 距離 (cm)	①	②	③	④	平均値			6cm以上 (下げ振り120cm の場合)	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)			
7	躯体 <input type="checkbox"/> 基礎の損傷率が75%以上である (損傷長/全長×100)						損傷率 75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)					
8	基礎 損害割合	無被害	1	2	4	6	7						
9	壁 損害割合	無被害	8	15	30	45	75						
10	屋根 損害割合	無被害	2	3	6	9	15						
(備考)													
【損害割合算出表】													
Aに該当かつBに該当(傾斜有を計算)													
<input type="checkbox"/> A「6傾斜」の平均値が 2cm以上 (6cm未満)である													
<input type="checkbox"/> B「9壁」の損害割合が 無被害又は8 である													
(傾斜無を計算)													
		8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計			6傾斜	+ 10屋根	= 計			
傾斜無						傾斜有		1	5				
判定	損害割合	20%未満		20%以上		40%以上		50%以上					
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない		<input type="checkbox"/> 半壊		<input type="checkbox"/> 大規模半壊		<input type="checkbox"/> 全壊					

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の損傷を考慮して判定する必要がある。

<基礎> 構成比10%

損害割合 1%
 損傷率 = 1.35m/13.5m = 10%
 ・ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.35m)
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 1%

損害割合 2%
 損傷率 = (1+1.7)m/13.5m = 20%
 ・ひび割れと、ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.7m)
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 2%

損害割合 4%
 損傷率 = (1+3.4+1)m/13.5m = 40%
 ・ひび割れの集中、剥離が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 4%

損害割合 6%
 損傷率 = (3+4.1+1)m/13.5m = 60%
 ・ひび割れの集中、剥離が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 6%

損害割合 7%
 損傷率 = (3+7)m/13.5m = 74%
 ・ひび割れの集中、剥離が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 7%

<屋根> 構成比15%

損害割合 2%
 損傷率 = 25%(程度Ⅱ) × 4/10 = 10%
 ・棟瓦のずれ、破損、落下があるが、その他の瓦の損傷は少ない。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 1.5%

損害割合 3%
 損傷率 = 25%(程度Ⅱ) × 8/10 = 20%
 ・棟瓦のずれ、破損、落下が激しいが、その他の瓦の損傷は少ない。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 3%

損害割合 6%
 損傷率 = 50%(程度Ⅲ) × 8/10 = 40%
 ・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 棟瓦以外の瓦のずれも激しい。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 6%

損害割合 9%
 損傷率 = 100%(程度Ⅴ) × 6/10 = 60%
 ・小屋根の損傷が激しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 屋根仕上げ全面にわたって不陸、亀裂、剥離が見られる。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 9%

損害割合 15%
 損傷率 = 100%(程度Ⅴ) × 10/10 = 100%
 ・小屋根の損傷が激しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 屋根仕上げ全面にわたって不陸、亀裂、剥離が見られる。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 15%

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の損傷を考慮して判定する必要がある。

<壁> 構成比75%

損害割合 8%
 損傷率 = 25%(程度Ⅱ) × 8/20 = 10%
 ・仕上の剥離が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 7.5%

損害割合 15%
 損傷率 = 50%(程度Ⅲ) × 8/20 = 20%
 ・仕上材が脱落している。
 仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 15%

損害割合 30%
 損傷率 = 50%(程度Ⅲ) × 4/20 = 10%
 ・仕上材が脱落している。 } 40%
 75%(程度Ⅳ) × 8/20 = 30%
 ・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 30%
 仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)
 下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)

損害割合 45%
 損傷率 = 75%(程度Ⅳ) × 16/20 = 60%
 ・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。
 下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 45%

損害割合 75%
 損傷率 = 100%(程度Ⅴ) × 20/20 = 100%
 ・仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 75%

※仕上材が脱落している場合の取扱い
 壁の仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。
 損傷なし ⇒ 程度Ⅲ(50%)
 ひび割れあり ⇒ 程度Ⅳ(75%)
 破損あり ⇒ 程度Ⅴ(100%)

住家被害認定調査票		地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定									
地震 木造・プレハブ 第1次		調査票 番号									
地盤	<input type="checkbox"/> 床上1mまで地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上	→			<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)					
	<input type="checkbox"/> 床上まで地盤面下に潜り込み	損害割合 40%以上	→			<input type="checkbox"/> 判定へ (大規模半壊)					
	<input type="checkbox"/> 基礎の天端下25cmまで潜り込み	50%未満 損害割合 20%以上	→			<input type="checkbox"/> 判定へ (半壊)					
40%未満											
不同沈下がある場合の傾斜の判定 「6.傾斜」の平均値を転記 平均値 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; width: 100px; height: 20px; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td></tr> </table>											
不同沈下のある傾斜	<input type="checkbox"/> 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上	→			<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)					
	<input type="checkbox"/> 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 40%以上	→			<input type="checkbox"/> 判定へ (大規模半壊)					
	<input type="checkbox"/> 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)	50%未満 損害割合 20%以上	→			<input type="checkbox"/> 判定へ (半壊)					
40%未満											
(備考)											
【判定表】		(注) 地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。									
判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上						
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊						

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-1		調査票番号 _____	3 外観 <input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 地盤被害により基礎に著しい損傷	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)				
調査日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		4 傾斜 ① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____		いずれかに該当 <input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)				
1	調査時	_____ : _____ ~ _____ : _____	平均値 _____	6cm以上 (下げ振り120cmの場合)				
2		住家 <input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)						
5	基礎	損傷長 (m) _____ 全長 (m) _____ 損傷率 = 損傷長 / 全長 × 100	損傷率 75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)				
6	柱(又は耐力壁)	<input type="checkbox"/> 柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上		損傷率 75%以上 <input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)				
該当しない場合は2頁「7」以降へ								
【損害割合算出表】								
(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。 h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。								
部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合	h (<input type="checkbox"/> 傾斜が2cm以上) 傾斜を考慮した損害割合 あ>い→d あ≦い→g
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B [※]	C [※]	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)	
9	外壁	10						
10	内壁	15						
11	床 (層設倉)	10						
5	基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1 →					
12	柱(又は耐力壁)	15		11%以上で全壊				
13	屋根	15						
14	天井	5						
15	建具	10						
16	設備	10						
		※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。		計	あ		い	う
								15%
判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上			
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊			

住家被害認定 調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-2	調査票 番号		主要階・その他階	
			()階平面図・屋根伏図	

住家被害認定 調査票 地震 木造・プレハブ 第2次	調査票 番 号	地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定	

地盤	<input type="checkbox"/> 床上1mまで地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)
	<input type="checkbox"/> 床上まで地盤面下に潜り込み		【計算方法早見表】へ
	<input type="checkbox"/> 基礎の天端下25cmまで潜り込み		【計算方法早見表】へ
	<input type="checkbox"/> 潜り込みは基礎の天端下25cm未満		【計算方法早見表】へ
不同沈下のある傾斜	<input type="checkbox"/> 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)
	<input type="checkbox"/> 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
	<input type="checkbox"/> 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
	<input type="checkbox"/> 1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ

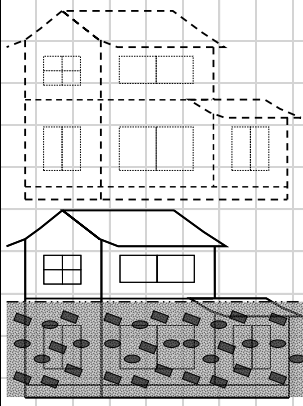
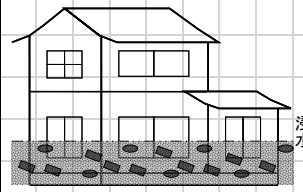
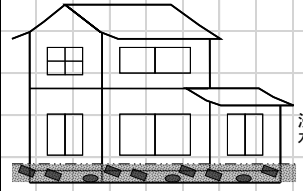

【計算方法早見表】

		地盤(潜り込み)		
(下げ振り120cmの場合)		床上まで	基礎の天端下25cmまで	基礎の天端下25cm未満
傾斜	2cm以上6cm未満	【損害割合算出表】①へ	【損害割合算出表】④へ	【損害割合算出表】⑦へ
	1.2cm以上2cm未満	【損害割合算出表】②へ	【損害割合算出表】⑤へ	【損害割合算出表】⑧へ
	1.2cm未満	【損害割合算出表】③へ	【損害割合算出表】⑥へ	通常の【損害割合算出表】へ

【損害割合算出表】

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	1階の床面積(カ)								
	住家の延べ床面積(キ)								
	カ/キ 1階の床面積割合(ク)								
			ク×25	ク×25	ク×35		ク×10		
9	外壁 10								
10	内壁 15								
11	床(階敷) 10	不同沈下がある場合	10		不同沈下がある場合	10		不同沈下がある場合	10
5	基礎 10	不同沈下がない場合	35	10	10	35	10	10	35
12	柱(又は耐力壁) 15	不同沈下がない場合	25	11%以上で全壊	11%以上で全壊	25	11%以上で全壊	11%以上で全壊	25
13	屋根 15								
14	天井 5								
15	建具 10								
16	設備 10								
	計								

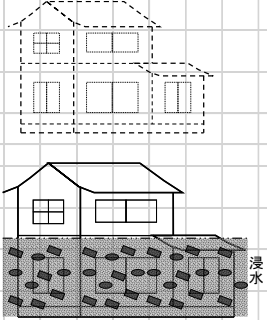
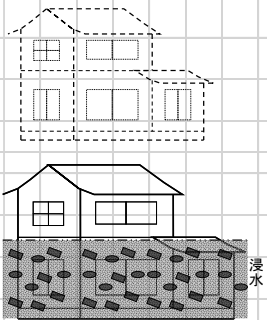
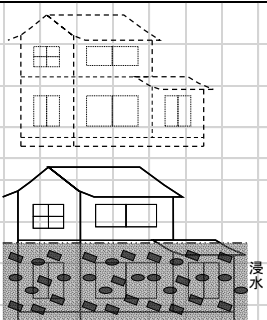
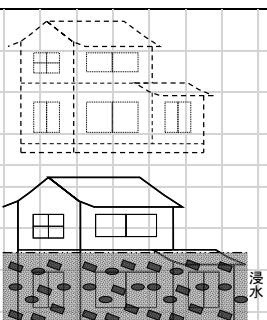
判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ 第1次		調査票 番号	配置状況			■判定した住家の範囲が分かるように記載		
調査日	平成	年	月	日	3			
1 調査時		:	~	:				
調査員								
所在地								
世帯主								
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)					該当 → 該当しない項目がある → 「5」～「7」すべてに該当 ↓	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊) 第1次調査の対象に該当しないため、第2次調査を行う。	
4 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊							
5 構造	<input type="checkbox"/> 木造・プレハブである							
6 階高	<input type="checkbox"/> 住家が戸建ての1～2階建てである							
7 外力	<input type="checkbox"/> 住家に津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がある							
8 浸水深								
		住家流失 又は 1階天井まで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	<input type="checkbox"/>			
		床上1mまで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>			
		床上浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>			
		床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%未満	半壊に至らない	<input type="checkbox"/>			
判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上			
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊			

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査その1		調査票 番 号		サンプル調査	
1	調査日	平成	年	月	日
	調査時		:	~	:
	調査員				
	所在地				
	世帯主				
	2	住 家	<input type="checkbox"/> 区域内のすべてが住家である(居住のために使用されている)		
	3	構 造	<input type="checkbox"/> 区域内のすべての住家が木造・プレハブである		
	4	階 高	<input type="checkbox"/> 区域内のすべての住家が戸建ての1~2階建てである		
	5	外 力	<input type="checkbox"/> 区域内のすべての住家に津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がある		
「2」~「5」すべてに該当					
6	区域図				
<p>サンプル調査を行う区域の図面を添付。図面ではすべての住家の住棟の形と地形が明確であること サンプル調査を行った四隅の住家について、それぞれA,B,C,Dのマークを施し、「その2」の調査票で調査結果を記載すること。</p>					
判定	区域内のすべての住家について		50%以上 <input type="checkbox"/> 全壊		

該当しない項目がある

サンプル調査を行うには不
 適当であり、区域
 を見直す
 又は個別に調
 査を行
 う。

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査その2		サンプル調査			
調査票 番号					
7 サンプル調査結果					
A		住家流失 又は 1階天井まで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	<input type="checkbox"/>
	上記に該当しない(一階天井まで浸水していない)				<input type="checkbox"/>
B		住家流失 又は 1階天井まで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	<input type="checkbox"/>
	上記に該当しない(一階天井まで浸水していない)				<input type="checkbox"/>
C		住家流失 又は 1階天井まで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	<input type="checkbox"/>
	上記に該当しない(一階天井まで浸水していない)				<input type="checkbox"/>
D		住家流失 又は 1階天井まで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	<input type="checkbox"/>
	上記に該当しない(一階天井まで浸水していない)				<input type="checkbox"/>

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次その1		調査票番号 _____	■判定した住家の範囲が分かるように記載			
調査日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	3 配置状況					
1 調査時	_____ : _____ ~ _____ : _____					
調査員	_____					
所在地	_____					
世帯主	_____					
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)					
4 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊		該当 →	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)		
5 傾斜	測定箇所 水平距離 (cm)	① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ 平均値 _____	6cm以上 (下げ振り120cmの場合) →	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)		
6 外力損傷	無し _____ 有り _____		有り →	「8躯体」へ		
7 浸水深	床上 _____ 床下 _____		床下 →	<input type="checkbox"/> 判定へ (半壊に至らない)		
8 躯体	<input type="checkbox"/> 基礎又は柱(又は耐力壁)の外力等による損傷率が75%以上である		損傷率 75%以上 →	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)		
9 基礎	外力等 汚泥	損傷率 0% ~10% ~20% ~40% ~60% ~74% 計 損害割合 _____ 損害割合 _____	「10」以降へ →			
		0 _____ 1 _____ 2 _____ 4 _____ 6 _____ 7 _____	1 (□床下に汚泥が堆積している。)			
【損害割合算出表】						
(注)d・g列は、四捨五入した値を記入する。 h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。						
部位	構成比	階別部位別損害割合 主要階 _____ 其他階 _____ B [※] _____ C [※] _____	部位別損害割合 b+c _____	階別重み付け 主要階 _____ 其他階 _____ b×1.25 _____ c×0.5 _____	重み付き損害割合 e+f _____ (e+f>a → a)	h (□傾斜が2cm以上) 傾斜を考慮した損害割合 a>い → d a≤い → g
11 外壁	10					
12 内壁	15					
13 床 (階敷)	10					
9 基礎	10	「9.基礎」の損害割合 →				
14 柱(又は耐力壁)	15		11%以上で全壊			
15 屋根	15					
16 天井	5					
17 建具	10					
18 設備	10					
		※ B及びCは、調査票「その2」のB及びCの値とする。		「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上)の場合は、「あ」、「い」又は「う」の中で最大の値を住家の損害割合とする。	15%	
		計	あ	い	う	
判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上	
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊	

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第2次その2		調査票番号								主要階		その他階		計			
				10	面積率	床	(1)	(2)	(3)	(4)	1.0	1.0					
		主要階							その他階								
11	外壁 10%	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
12	内壁 15%	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
13	床(階段含) 10%	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
14	柱(又は耐力壁) 15%	本数(面積率)	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	本数(面積率)	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
15	屋根 15%	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
16	天井 5%	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(1)	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(2)
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	B	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	C
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
17	建具 10%	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
18	設備 10%	浴室 (3%以内)	主要階・その他階		1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能			計	主要階/その他階	損傷の状況		%	計	B			
		台所 (3%以内)	主要階・その他階		1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能					その他 (左記以外の水回り、ベランダ等 4%以内)	C						

住家被害認定調査票		調査票番号		配置状況		■判定した住家の範囲が分かるように記載																																																																																																																																								
風害 木造・プレハブ その1																																																																																																																																														
調査日	平成	年	月	日																																																																																																																																										
1 調査時	:	~	:																																																																																																																																											
調査員																																																																																																																																														
所在地																																																																																																																																														
世帯主																																																																																																																																														
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)																																																																																																																																													
4 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊						該当	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)																																																																																																																																						
5 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上 (下げ振り120cmの場合)																																																																																																																																							
	水平距離(cm)																																																																																																																																													
6 屋根等	<input type="checkbox"/> 屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない						該当	<input type="checkbox"/> 判定へ(半壊に至らない)																																																																																																																																						
7 躯体	<input type="checkbox"/> 基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上である						損傷率 75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)																																																																																																																																						
8 基礎	損傷率	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%																																																																																																																																							
	損害割合	0	1	2	4	6	7																																																																																																																																							
<p>【損害割合算出表】</p> <p>(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。 h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">部位</th> <th rowspan="3">構成比</th> <th colspan="2">階別部位別損害割合</th> <th rowspan="2">部位別損害割合</th> <th colspan="2">階別重み付け</th> <th rowspan="2">重み付き損害割合</th> <th rowspan="3">h (<input type="checkbox"/>傾斜が2cm以上)傾斜を考慮した損害割合 あ>い→d あ≤い→g</th> </tr> <tr> <th>主要階</th> <th>その他階</th> <th>主要階</th> <th>その他階</th> </tr> <tr> <th>B**</th> <th>C**</th> <th>b+c</th> <th>b×1.25</th> <th>c×0.5</th> <th>e+f (e+f>a→a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 外壁</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 内壁</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 床(階級舎)</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 基礎</td> <td>10</td> <td colspan="2">「8.基礎」の損害割合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 柱(又は耐力壁)</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td>11%以上で全壊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 屋根</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 天井</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 建具</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 設備</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> ※B及びCは、調査票「その2」のB及びCの値とする。 </td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> <td>あ</td> <td colspan="2">「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。</td> <td>い</td> <td>う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判定</td> <td colspan="2">損害割合</td> <td>20%未満</td> <td>20%以上</td> <td>40%以上</td> <td>50%以上</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td><input type="checkbox"/>半壊に至らない</td> <td><input type="checkbox"/>半壊</td> <td><input type="checkbox"/>大規模半壊</td> <td><input type="checkbox"/>全壊</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>								部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合	h (<input type="checkbox"/> 傾斜が2cm以上)傾斜を考慮した損害割合 あ>い→d あ≤い→g	主要階	その他階	主要階	その他階	B**	C**	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)	10 外壁	10								11 内壁	15								12 床(階級舎)	10								8 基礎	10	「8.基礎」の損害割合							13 柱(又は耐力壁)	15			11%以上で全壊					14 屋根	15								15 天井	5								16 建具	10								17 設備	10								※B及びCは、調査票「その2」のB及びCの値とする。								15%	計				あ	「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。		い	う	判定	損害割合		20%未満	20%以上	40%以上	50%以上					<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊		
部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合			h (<input type="checkbox"/> 傾斜が2cm以上)傾斜を考慮した損害割合 あ>い→d あ≤い→g																																																																																																																																				
		主要階	その他階		主要階	その他階																																																																																																																																								
		B**	C**	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)																																																																																																																																							
10 外壁	10																																																																																																																																													
11 内壁	15																																																																																																																																													
12 床(階級舎)	10																																																																																																																																													
8 基礎	10	「8.基礎」の損害割合																																																																																																																																												
13 柱(又は耐力壁)	15			11%以上で全壊																																																																																																																																										
14 屋根	15																																																																																																																																													
15 天井	5																																																																																																																																													
16 建具	10																																																																																																																																													
17 設備	10																																																																																																																																													
※B及びCは、調査票「その2」のB及びCの値とする。								15%																																																																																																																																						
計				あ	「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。		い	う																																																																																																																																						
判定	損害割合		20%未満	20%以上	40%以上	50%以上																																																																																																																																								
			<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊																																																																																																																																								

住家被害認定調査票		調査票番号								主要階		その他階		計							
風害 木造・プレハブその2										(1)		(2)		1.0							
										(3)		(4)		1.0							
		主要階							その他階												
階	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計					
		無被害	0	0	0	0	0			0	無被害	0	0	0	0		0	0			
9	床															計					
	屋根																				
10	外壁	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計				
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0					
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1					
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)				
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C				
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8					
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10							
14	内壁	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計				
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0					
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2					
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)				
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C				
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11					
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15							
16	床 (階段含)	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計				
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0					
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1					
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)				
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C				
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8					
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10							
12	柱 (又は耐力壁)	本数(面積)率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	本数(面積)率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計				
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0					
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2					
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2)				
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C				
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11					
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15							
11	屋根	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計				
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0					
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2					
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3)	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4)				
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	C				
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11					
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15							
13	天井	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計				
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0					
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1					
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(1)	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(2)				
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	B	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	C				
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4					
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5							
15	建具	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計				
		無被害	0	0	0	0	0	0		無被害	0	0	0	0	0	0					
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1					
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(1)	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(2)				
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	B	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	C				
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8					
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10							
17	設備	浴室 (3%以内)	主要階・その他階 1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能							計	主要階/その他階							計			
		台所 (3%以内)	主要階・その他階 1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能								%										
10%		その他 (左記以外の水回り、ベランダ等4%以内)							計	%							計				
										主要階								計			
														その他階							計

資料 9-30 住家被害認定調査票〔非木造〕

住家被害認定調査票		調査票番号		3 配置状況		■判定した住家の範囲が分かるように記載										
地震非木造第1次																
調査日		平成	年			月	日									
1 調査時		:		~		:										
調査員																
所在地																
世帯主																
2 住家		<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)														
4 応急危険度判定		<input type="checkbox"/> 危険 <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 不明 ■応急危険度判定に記載されているコメントを転記														
5 外観		<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊										該当 →				
6 傾斜		測定箇所		①	②	③	④	平均値	7 傾斜確認		<input type="checkbox"/> 傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 <input type="checkbox"/> 基礎ぐいを用いる住家について 傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上	いずれか → 該当	□判定へ(全壊)			
		水平距離(cm)														
8 柱・梁の確認		<input type="checkbox"/> ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合 9柱(又は梁)、11雑壁・仕上等、12設備等を調査					<input type="checkbox"/> イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合 10外壁、12設備等を調査									
9 柱(又は梁) (60%)		面積・本数率						10 外壁 (85%)		面積率						
		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
無被害		0	0	0	0	0	0	※45%以上で全壊	無被害	0	0	0	0	0	0	
I		1	1	2	4	5	6		I	1	2	3	5	7	9	
II		2	3	6	9	12	15		II	2	4	9	13	17	21	
III		3	6	12	18	24	30		III	4	9	17	26	34	43	
IV		5	9	18	27	36	45		IV	6	13	26	38	51	64	
V		6	12	24	36	48	60		V	9	17	34	51	68	85	
11 雑壁・仕上等 (25%)		面積率						12 設備等 (15%)		設備						
		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計			損傷の状況					
無被害		0	0	0	0	0	0		高架水槽・受水槽							
I		0	1	1	2	2	3		外部階段							
II		1	1	3	4	5	6		その他							
III		1	3	5	8	10	13									
IV		2	4	8	11	15	19									
V		3	5	10	15	20	25									
【損害割合算出表】																
ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合						イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合										
		6 傾斜	9 柱(又は梁)	11 雑壁・仕上等	12 設備等	計			6 傾斜	10 外壁	12 設備等	計				
傾斜無						あ	傾斜無					う				
傾斜有		20				い	傾斜有		20			え				
(注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合、「あ」又は「う」を、2cm以上の場合、「あ」又は「い」若しくは「う」又は「え」のうち大きい値を損害割合とする。																
判定		損害割合		20%未満		20%以上		40%以上		50%以上						
				□ 半壊に至らない		□ 半壊		□ 大規模半壊		□ 全壊						

住家被害認定調査票 地震非木造第1次		調査票番号	地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定		
地盤	<input type="checkbox"/> 床上1mまで地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上	→	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)	
	<input type="checkbox"/> 床上まで地盤面下に潜り込み	損害割合 40%以上	→	<input type="checkbox"/> 判定へ (大規模半壊)	
	<input type="checkbox"/> 基礎の天端下25cmまで潜り込み	損害割合 20%以上	→	<input type="checkbox"/> 判定へ (半壊)	
				50%未満 40%未満	
不同沈下がある場合の傾斜の判定 「6.傾斜」の平均値を転記 平均値 <input type="text"/>					
不同沈下のある傾斜	<input type="checkbox"/> 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上	→	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)	
	<input type="checkbox"/> 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 40%以上	→	<input type="checkbox"/> 判定へ (大規模半壊)	
	<input type="checkbox"/> 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 20%以上	→	<input type="checkbox"/> 判定へ (半壊)	
				50%未満 40%未満	
(備考)					
【判定表】 (注)地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。					
判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

住家被害認定調査票 地震非木造 第2次-1		調査票番号 _____		3 外観 <input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊		いずれかに該当 →		□判定へ (全壊)													
調査日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		4 傾斜 ① ② ③ ④ 平均値																			
1 調査時 _____ : _____ ~ _____ : _____		5 傾斜確認 <input type="checkbox"/> 傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 <input type="checkbox"/> (基礎ぐいを有する住家について) 傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上		いずれかに該当 → 該当しない場合は、2頁「6」以降へ →																	
2 住家 <input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)																					
7 構造の確認 □鉄骨造の場合 柱(本数で判定) 柱が見えない場合 ↓ 耐力壁(ブレース数で判定) 耐力壁が見えない場合 ↓ 外部仕上げ(面積で判定)		□鉄筋コンクリートの場合 ・ラーメン構造の場合 柱(本数で判定) ・壁式構造の場合 耐力壁(面積で判定)		8 面積率 ~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100% 計		9 面積率 ~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100% 計		10 面積率 ~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100% 床計													
9 無被害 0 0 0 0 0 0 I 0 0 0 1 1 1 II 0 1 1 2 2 3 III 1 1 2 3 4 5 IV 1 2 3 5 6 8 V 1 2 4 6 8 10		10 無被害 0 0 0 0 0 0 I 0 0 0 1 1 1 II 0 1 1 2 2 3 III 1 1 2 3 4 5 IV 1 2 3 5 6 8 V 1 2 4 6 8 10		11 面積・本数率 ~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100% 計 ※38%以上で全壊		12 設備 浴室 1% 2% 3% 配管のスレ等 バスタブの割れ等 再使用が不可能 台所 1% 2% 3% 配管のスレ等 再使用は可能だが大きく破損 再使用が不可能			13 面積率 ~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100% 計 5%												
11 柱(又は耐力壁) I 1 1 2 3 4 5 II 1 3 5 8 10 13 III 3 5 10 15 20 25 IV 4 8 15 23 30 38 V 5 10 20 30 40 50		12 設備等(住家内) 10% 4%		13 面積率 ~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100% 計 5%		14 設備等(住家外) 5%															
13 建具 I 0 0 0 0 0 1 II 0 0 1 1 1 1 III 0 1 1 2 2 3 IV 0 1 2 2 3 4 V 1 1 2 3 4 5		14 設備等(住家外) 5%		14 設備等(住家外) 5%		14 設備等(住家外) 5%		計													
14 設備等(住家外) 5%		14 設備等(住家外) 5%		14 設備等(住家外) 5%		14 設備等(住家外) 5%															
【損害割合算出表】		4傾斜		8外部仕上・雑壁・屋根		9内部仕上・天井		10床・梁 ※大きい方		11柱(又は耐力壁)		12設備等(住家外)		13建具		14設備等(住家内)		計			
傾斜無																		あ			
傾斜有		20																い			
(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。																					
判定		損害割合				20%未満 <input type="checkbox"/> 半壊に至らない				20%以上 <input type="checkbox"/> 半壊				40%以上 <input type="checkbox"/> 大規模半壊				50%以上 <input type="checkbox"/> 全壊			

住家被害認定 調査票 地震 非木造 第2次-2	調査票 番号			()階平面図
6				

住家被害認定調査票		調査票番号		地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定					
地盤	<input type="checkbox"/> 床上1mまで地盤面に潜り込み	損害割合 50%以上		<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)					
	<input type="checkbox"/> 床上まで地盤面に潜り込み			【計算方法早見表】へ					
	<input type="checkbox"/> 基礎の天端下25cmまで潜り込み			【計算方法早見表】へ					
	<input type="checkbox"/> 潜り込みは基礎の天端下25cm未満			【計算方法早見表】へ					
不同沈下のある傾斜	<input type="checkbox"/> 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上		<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)					
	<input type="checkbox"/> 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)			【計算方法早見表】へ					
	<input type="checkbox"/> 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)			【計算方法早見表】へ					
	<input type="checkbox"/> 1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)			【計算方法早見表】へ					
【計算方法早見表】									
地盤(潜り込み)									
傾斜	(下げ振り120cmの場合)	床上まで	基礎の天端下25cmまで	基礎の天端下25cm未満					
	2cm以上6cm未満	【損害割合算出表】①へ	【損害割合算出表】④へ	【損害割合算出表】⑦へ					
	1.2cm以上2cm未満	【損害割合算出表】②へ	【損害割合算出表】⑤へ	【損害割合算出表】⑧へ					
	1.2cm未満	【損害割合算出表】③へ	【損害割合算出表】⑥へ	通常の【損害割合算出表】へ					
【損害割合算出表】									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1階の床面積(力)									
1棟の延べ床面積(キ)									
カ/キ 1階の床面積割合(ク)									
		ク×20	ク×20	ク×30			ク×10		
8	外部仕上・雑壁・屋根	10							
9	内部仕上・天井	10							
10	床・梁	10	不同沈下がある場合 10		不同沈下がある場合 10			不同沈下がある場合 10	
11	柱(又は耐力壁)	50	不同沈下がない場合 25	算出した損傷割合に+10(最大50)	算出した損傷割合に+10(最大50)	不同沈下がない場合 25	算出した損傷割合に+10(最大50)	算出した損傷割合に+10(最大50)	不同沈下がない場合 25
12	設備等(住家内)	10							
13	建具	5							
14	設備等(住家外)	5							
計									
判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上				
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊				

住家被害認定調査票 水害 非木造		調査票番号					■判定した住家の範囲が分かるように記載																																											
調査日 平成 年 月 日		3				配置状況																																												
1 調査時	: ~ :																																																	
2 調査員																																																		
3 所在地																																																		
4 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)																																																	
4 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊					<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)																																												
5 傾斜	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
4m以上(下げ裏り120cmの場合) 2cm以上4cm未満(下げ裏り120cmの場合)又は外観に外力による損傷あり																																																		
6 浸水深	床下・床上					<input type="checkbox"/> 判定へ(半壊に至らない)																																												
7 構造の確認	<input type="checkbox"/> 鉄骨造の場合 柱(本数で判定) ↓柱が見えない場合 耐力壁(ブレース数で判定) ↓耐力壁が見えない場合 外部仕上げ(面積で判定)														<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリートの場合 ↓ラーメン構造の場合 柱(本数で判定) ↓壁式構造の場合 耐力壁(面積で判定)																																			
面積率														面積率																																				
~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100% 計														~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100% 計																																				
8 無被害 0 0 0 0 0 0														9 無被害 0 0 0 0 0 0																																				
I 0 0 0 1 1 1														I 0 0 0 1 1 1																																				
II 0 1 1 2 2 3														II 0 1 1 2 2 3																																				
III 1 1 2 3 4 5														III 1 1 2 3 4 5																																				
IV 1 2 3 5 6 8														IV 1 2 3 5 6 8																																				
V 1 2 4 6 8 10														V 1 2 4 6 8 10																																				
10% 10% 10%														10% 10% 10%																																				
面積率														面積率																																				
~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100%														~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100%																																				
10 無被害 0 0 0 0 0 0														11 無被害 0 0 0 0 0 0																																				
I 0 0 0 1 1 1														I 1 1 2 3 4 5																																				
II 0 1 1 2 2 3														II 1 3 5 8 10 13																																				
III 1 1 2 3 4 5														III 3 5 10 15 20 25																																				
IV 1 2 3 5 6 8														IV 4 8 15 23 30 38																																				
V 1 2 4 6 8 10														V 5 10 20 30 40 50																																				
10% 10% 10%														50% 50% 50%																																				
10% ※8%以上で全壊														※38%以上で全壊																																				
13 無被害 0 0 0 0 0 0														12 設備 損傷の状況 損害割合 計																																				
I 0 0 0 0 0 1														浴室 1% 2% 3%																																				
II 0 0 1 1 1 1														配管のズレ等 配管のズレ等 再使用が不可能																																				
III 0 1 1 2 2 3														台所 1% 2% 3%																																				
IV 0 1 2 2 3 4														配管のズレ等 再使用は可能だが大きく破損 再使用が不可能																																				
V 1 1 2 3 4 5														その他 4%																																				
5% 5%														14 設備 損傷の状況 損害割合 計																																				
I 0 0 0 0 0 1														高架水槽・受水槽																																				
II 0 0 1 1 1 1														外部階段																																				
III 0 1 1 2 2 3														その他																																				
IV 0 1 2 2 3 4																																																		
V 1 1 2 3 4 5																																																		
5% 5%																																																		
【損害割合算出表】																																																		
		5傾斜					8外部仕上・雑壁・屋根					9内部仕上・天井					10床・梁 ※大きい方					11柱 (又は耐力壁)					12設備等 (住家内)					13建具					14設備等 (住家外)					計								
傾斜無																																					あ													
傾斜有		20																																			い													
(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。																																																		
判定		損害割合					20%未満					20%以上					40%以上					50%以上																												
							□半壊に至らない					□半壊					□大規模半壊					□全壊																												

住家被害認定調査票 風害 非木造		調査票 番号					3 配置 状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載							
調査日	平成	年	月	日											
1 調査時	:		~	:											
調査員							6	<input type="checkbox"/> 外部仕上等の損傷 <input type="checkbox"/> 外部仕上げ等に脱落・破損等の損傷が生じ、住家内への浸水の恐れがある。 該当なし □判定へ(半壊に至らない)							
所在地								7 構造の 確認	<input type="checkbox"/> 鉄骨造の場合 柱(本数で判定) ▼柱が見えない場合 耐力壁(ブレース数で判定) ▼耐力壁が見えない場合 外部仕上げ(面積で判定)						
世帯主									<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリートの場合 ・ラーメン構造の場合 柱(本数で判定) ・壁式構造の場合 耐力壁(面積で判定)						
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)						4 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 → 該当 □判定へ(全壊)							
傾斜	①	②	③	④	⑤	⑥		4cm以上(下げ振り120cmの場合) 2cm以上4cm未満(下げ振り120cmの場合) 又は外観に外力による損傷あり							
面積率		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計							
8 外部仕上・雑壁・屋根	無被害	0	0	0	0	0	0								
	I	0	0	0	1	1	1								
	II	0	1	1	2	2	3								
	III	1	1	2	3	4	5								
	IV	1	2	3	5	6	8								
	V	1	2	4	6	8	10								
面積率		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計							
9 内部仕上・天井	無被害	0	0	0	0	0	0								
	I	0	0	0	1	1	1								
	II	0	1	1	2	2	3								
	III	1	1	2	3	4	5								
	IV	1	2	3	5	6	8								
	V	1	2	4	6	8	10								
面積率		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計							
10 床・梁	無被害	0	0	0	0	0	0								
	I	0	0	0	1	1	1								
	II	0	1	1	2	2	3								
	III	1	1	2	3	4	5								
	IV	1	2	3	5	6	8								
	V	1	2	4	6	8	10								
面積率		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計							
11 柱(又は耐力壁)	無被害	0	0	0	0	0	0								
	I	1	1	2	3	4	5								
	II	1	3	5	8	10	13								
	III	3	5	10	15	20	25								
	IV	4	8	15	23	30	38								
	V	5	10	20	30	40	50								
面積率		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計							
12 設備等(住家内)	無被害	0	0	0	0	0	0								
	I	0	0	0	0	0	1								
	II	0	0	1	1	1	1								
	III	0	1	1	2	2	3								
	IV	0	1	2	2	3	4								
	V	1	1	2	3	4	5								
面積率		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計							
13 建具	無被害	0	0	0	0	0	0								
	I	0	0	0	0	0	1								
	II	0	0	1	1	1	1								
	III	0	1	1	2	2	3								
	IV	0	1	2	2	3	4								
	V	1	1	2	3	4	5								
面積率		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計							
14 設備等(住家外)	無被害	0	0	0	0	0	0								
	I	0	0	0	0	0	1								
	II	0	0	1	1	1	1								
	III	0	1	1	2	2	3								
	IV	0	1	2	2	3	4								
	V	1	1	2	3	4	5								
面積率		~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計							
【損害割合算出表】		5傾斜	8外部仕上・雑壁・屋根	9内部仕上・天井	10床・梁 ※大きい方	11柱(又は耐力壁)	12設備等(住家内)	13建具	14設備等(住家外)	計					
傾斜無										あ					
傾斜有		20								い					
(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。															
判定	損害割合		20%未満			20%以上			40%以上			50%以上			
			□ 半壊に至らない			□ 半壊			□ 大規模半壊			□ 全壊			

資料 9-31 火災等即報 (様式-1)

第 報

様式-1

(火 災)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分			
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人	死者の生 じた理由		
	負傷者	重 症 軽 症	人 人			
焼 損 程 度	焼失損 棟数	全 焼 半 焼 部分焼	棟 棟 計 棟	焼損 面積	㎡ (林野 a)	
り 災 世 帯 数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
その他参考事項						

第10章 その他

資料 10-1 被害情報照会先

関係機関名	電話番号/FAX	所在地
京都府山城広域振興局 乙訓地域総合庁舎	TEL: 075-921-0183 FAX: 075-932-4570	〒617-0006 向日市上植野町馬立8
京都府乙訓土木事務所	TEL: 075-931-2155~7 FAX: 075-931-2150	〒617-0006 向日市上植野町馬立8
京都府乙訓保健所	TEL: 075-933-1151 FAX: 075-932-6910	〒617-0006 向日市上植野町馬立8
京都府向日町警察署	TEL: 075-921-0110 FAX: 075-932-3021	〒617-0006 向日市上植野町上川原5
大阪ガス(株) 京滋事業本部 保安指令センター	TEL: 075-315-8948	〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町1
関西電力(株) 京都営業所	TEL: 075-491-1141 FAX: 075-493-7641	〒603-8142 京都市北区小山北上総町50-1
西日本電信電話(株) 京都支店 (災害対策担当)	TEL: 075-241-9416 FAX: 075-241-9440	〒604-8853 京都府京都市中京区壬生東淵田町22
西日本旅客鉄道(株) 長岡京駅	TEL: 075-951-1038	〒617-0833 長岡京市神足2丁目4-1
阪急電鉄(株) 長岡天神駅 ※高槻市駅長	高槻市駅 TEL: 0726-75-0109	〒617-0824 長岡京市天神1丁目30-1
阪急バス(株) 大山崎営業所	TEL: 075-957-1020	〒618-0071 乙訓郡大山崎町 字大山崎西高田23
西日本高速道路(株)	TEL: 06-6344-8207 (平日昼間9:00~17:00)	〒530-0003 大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ18階
乙訓医師会 多世代交流ふれあい センター内	TEL: 075-953-3914 FAX: 075-952-2343	〒617-0812 長岡京市長法寺谷山13-1

資料 10-2 被害規模早期把握のために収集する情報

項 目	収 集 内 容	担 当
1 概況的被害情報 ※人命危険の有無及び人的被害の発生状況 ※火災、土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性 ※避難の必要の有無及び避難の状況 ※住民の動向 ※道路交通の状況 (通行可否等)	(1) 現地調査 ・各小学校区単位で調査 ・土砂災害等の危険箇所	各班
	(2) 出勤途上の情報(勤務時間外の場合)	指定職員
	(3) 自主防災組織からの情報 ・すぐに連絡がない場合は問い合わせる	本部事務局
	(4) ヘリコプターによる目視、撮影等 (警察本部・自衛隊による)	
2 ライフラインの被害の範囲 ※施設の被害状況 ※供給等の停止状況	(1) 上下水道	上下水道班
	(2) 電話(NTT)	本部事務局
	(3) 都市ガス(大阪ガス)	
	(4) 電力(関西電力)	
3 医療機関にきている負傷者の状況	(1) 済生会京都府病院など民間医療機関	救護班
4 火災等通報の状況	(1) 119番通報	乙訓消防組合
	(2) 市役所への市民通報	本部事務局
5 その他	(1) 各避難所の避難者の状況	総務班
	(2) 防災拠点施設・設備の損壊状況	総務班・建設班
	(3) 開始した応急対策の内容	本部事務局
	(4) その他災害の拡大防止に必要な事項	各班

資料 10-3 中間被害情報収集項目

項 目	収 集 内 容	担 当
1 人的被害	(1) 死者、行方不明者の状況	本部事務局
	(2) 負傷者の状況	救護班
2 住家被害	(1) 全壊、半壊の状況 ア 目視調査による概数の把握（至急）	総務班
	イ 建物危険度判定調査（2～3日後）	建設班
	(2) 全焼、半焼の状況	乙訓消防組合
3 公共土木施設 などの被害	(1) 道路、橋梁、河川等の状況	建設班・上下水道班
	(2) 急傾斜地、宅地等の状況 ア 急傾斜地等の調査（至急）	建設班
	イ 応急危険度判定調査（2～3日後）	建設班
	(3) 交通施設、交通の状況 ア 公共交通機関（JR西日本、阪急等）	建設班・調達環境班
	イ 道路交通（警察）	
	(4) ライフライン施設の状況	上下水道班
4 その他	(1) 救急救助活動の状況	乙訓消防組合
	(2) 避難所の状況	総務班
	(3) 避難勧告・指示、警戒区域設定の状況	総務班
	(4) 応急対策活動の状況等その他	各 班

資料 10-4 鉄道施設の災害応急対策

1 西日本旅客鉄道

■担当機関…JR西日本（西日本旅客鉄道株式会社）長岡京駅

鉄道施設の災害防止については、諸設備の実態を把握し、異常時においても機能を保持できるよう関係箇所と調整のうえ、整備を行う。

(1) 処理方の適用

災害により鉄道輸送に影響をおよぼす事態の発生、又は、その恐れのある場合の処理については、別に定めるものを除いて以下の処理方による。

(2) 速報及び応急処置

ア 災害発生の場合、又は乗務員等から通告を受けた場合は、関係箇所へ速報する。

イ 災害発生の場合は併発事故の防止に努め、被害の拡大を防止する。

ウ 死傷者があるときは、救護に努め医療機関及び関係官署等の応援を求める。

エ 地震計鳴動時の措置は、別表1のとおりとする。

(3) 災害発生時の分担

職階	担当業務
駅長	総括
首席助役	各業務全般
助役(営業)	旅客輸送手配、その他
助役(当直)	旅客関係総括及び関係箇所への連絡、報告、非常招集、その他
輸送主任	運転関係総括
輸送指導係、輸送係	列車取扱い、その他運転関係
営業指導係、営業係	ホームでの旅客案内、その他旅客関係

(4) 非常招集

必要により範囲を定め駅長が行う。

A…全員

B…半数

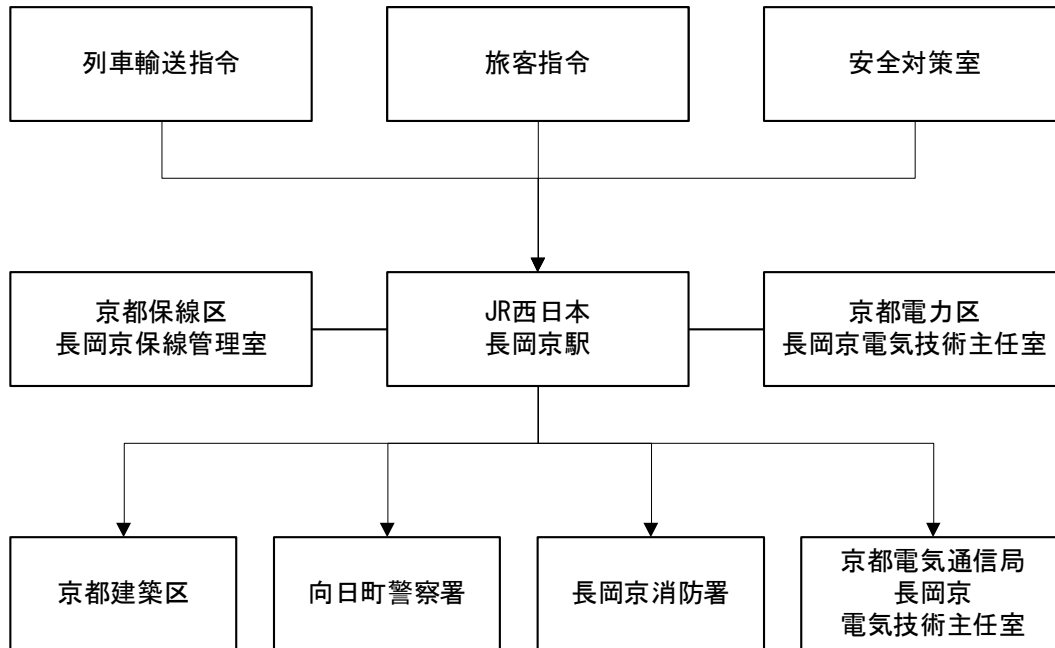
C…必要最少限

(別表1 運転規則 [災害時運転取扱い要領])

速度規制	運転見合わせ
長岡京駅地震計が震度4(40ガル以上)を示したとき	長岡京駅地震計が震度5弱(80ガル以上)を示したとき
(標準) 規則範囲内を初列車は15km/h以下。初列車が到着し異常がなければ、次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下。	(標準) 規制範囲内には列車は進入させない。規制範囲内を通過中に列車は、速度を15km/h以下で最寄り駅に到着し運転中止。運転再開は左記と同様。

(別表2)

非常時連絡箇所一覧表



2 阪急電鉄

■担当機関 阪急電鉄株式会社

(1) 運転規制

地震を感知した場合、次の各号による規制を実施する。

ア 地震警報表示器に震度4の表示を確認したとき

(ア) ただちに列車無線で、全列車に運転停止を指示。(地震1号指令発令)

(イ) 震動がなくなると認めるときは、全列車に運転速度を毎時25km以下に、列車無線にて運転の再開を指示。安全を確認後運転規制を解除する。(特定の箇所で運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示)

イ 地震警報表示器に震度5以上の表示を確認したとき

(ア) ただちに列車無線で、全列車に運転停止を指示。(地震2号指令発令)

(イ) 震動がなくなると認めるときであっても、列車の運転再開を指示してはならない。地震指令2号解除後運転の再開を指示。

(ウ) 地震2号指令解除後、列車の運行状況、被害状況等を把握し(特定の箇所で運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示)、安全を確認した区間より運転規制を解除する。

(2) 乗務員の対応

ア 列車の停止

運転士は、列車運転中に強い地震を感じたとき、又は、運転指令者より運転停止の指示があったときは、次のことに留意して直ちに列車を停止させる。

(ア) 駅間の途中で停止させるときは、曲線、勾配線、トンネル内、橋梁上、又は閉そく信号機を越えた箇所での停止を避ける。

- (イ) やむを得ず停止したときは運転指令者の承認を得た後移動。
- (ウ) 長時間停止するときは車掌に指示し手歯止等により転動防止の処置をする。
- (エ) 地下線内においては、状況の許す限り最寄り駅まで運転の継続に努め、駅到着後停止。

イ 通報連絡

列車の停止位置、線路及び乗客の状況を掌握のうえ、列車無線にて運転指令者に報告する。

(3) 活動体制

災害が発生した場合には被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧に当たるため、必要に応じて災害対策本部を設置し、輸送の確保に努める。

(4) 情報連絡体制

ア 通信手段は、鉄道電話及びN T T加入電話を活用又は必要に応じ、移動用無線機を携帯して、運転指令と無線による通信連絡を行う。

イ 地震2号指令が発令された場合は、次の情報連絡責任者は関係部相互間において、緊密な連絡をとるものとする。

関係部	情報連絡責任者
鉄道営業部	調査役(運転担当)
鉄道施設部	調査役(管理担当)
電気部	調査役(施設改良担当)
車両部	調査役(計画担当)

ウ 鉄道営業部調査役(運転担当)は、災害が発生し列車運行に著しい障害が生じた場合、列車の運行状況等について広報室調査役に連絡する。広報室調査役は、必要に応じて報道機関へ連絡する。

エ 運転指令者は、災害が発生し、列車運行に障害が生じた場合又はその恐れのある場合は、その状況について関係する他社運転指令者と相互に連絡を取る。

(5) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、避難が必要な場合は、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向に誘導する。なおこの場合、消防署及び警察署へ通報し、救援出動を要請する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は車掌と打ち合わせ、制動機の緊締、手歯止の使用等により転動防止の処置後、避難の場所、方向を指示して乗客を安全な方向へ誘導。この場合避難場所、乗客の状態等を列車無線で運転指令者に報告する。

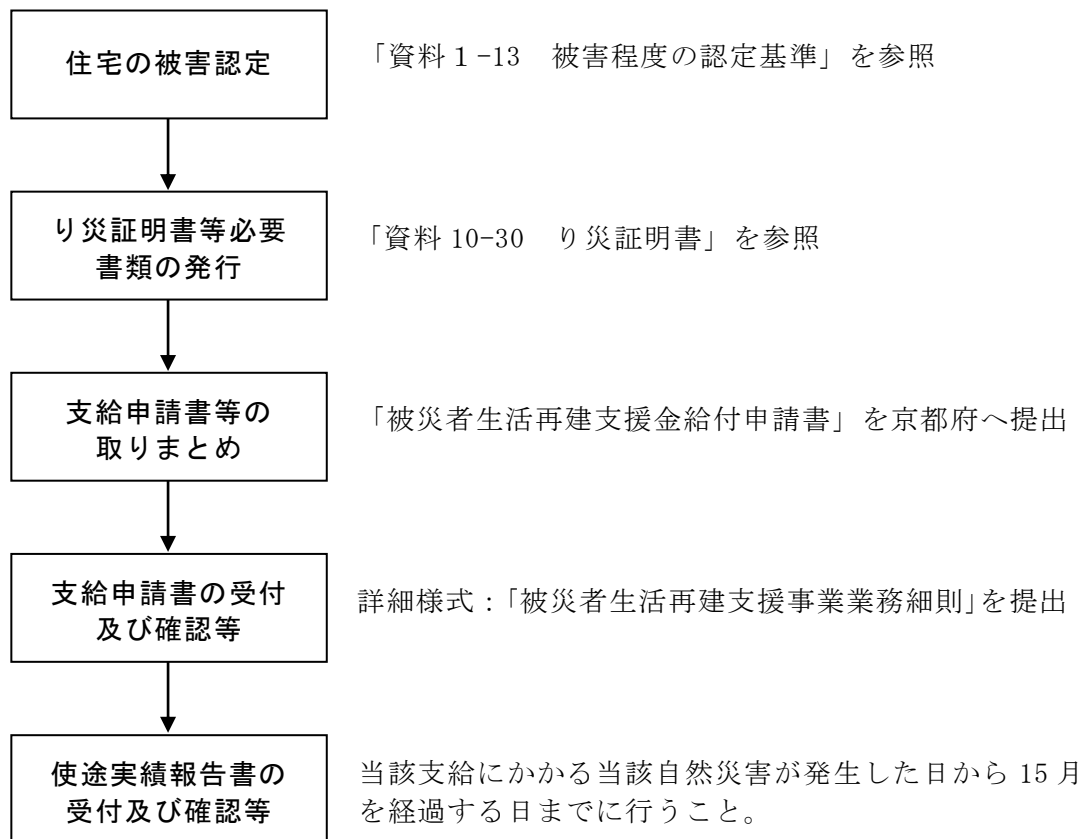
(6) 事故発生時の救護活動

緊急事態対策規定に基づいて、死傷者の救護・搬送、医療・家族への連絡、見舞い、慶弔、及び受入病院とその電話番号等の調査並びに事故関係者との連絡、応対に関する事項を処理し、救護活動に当たる。

資料 10-5 補助を受ける災害復旧事業

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園の復旧
公立学校施設災害復旧事業費負担法	公立学校施設の復旧
土地区画整理法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場集会所）等の復旧
海岸法	海岸保全施設等の復旧
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関の災害復旧事業
廃棄物の処理及びそらじに関する法律	廃棄物の処理
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧補助事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策
土砂災害防止法	土砂災害防止対策

資料 10-6 被災者生活再建支援制度【市における事務フロー】



参考資料：被災者生活再建支援基金、(財)都道府県会館被災者生活支援基金部(1999.4)
『被災者生活再建支援制度 -事務の手引き-』19頁-30頁